

福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会

委員長 田 邊 学

1 日 時 令和7年6月23日(月) 開会：10時00分 閉会：15時28分

水道局、福祉保健部、経済部

令和7年6月24日(火) 開会：10時00分 閉会：15時54分

病院局、建設部、都市政策部

2 場 所 光市議会第1委員会室

3 出席委員 井垣 伸子、大田 敏司、小林 隆司、清水 祐希、田中 陽三、田邊
学、新見 浩明、西村 慎太郎、萬谷 竹彦

4 事務局職員 前田 紀子、起本 一生

5 説 明 員

吉本副市長

【水道局】 宮崎水道事業管理者、中西業務課長、藤井工務課長、山根浄水課長、
中島料金担当課長

【福祉保健部】 升福祉保健部長、岡村福祉総務課長、藤岡高齢者支援課長、小熊高
齢者支援課地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所
長、松尾こども政策課長、山野井こども政策課保育指導担当課長兼学校
教育課幼児教育指導担当課長兼浅江東保育園長、森永こども家庭課長
兼こども家庭センター長、清水健康増進課長

【経済部】 西村経済部長、佐々木経済部次長兼商工振興課長、影土井農林水産
課長、弘中有害鳥獣対策課長兼有害鳥獣対策センター長、岩崎農林水
産課技術担当課長、温品観光・シティプロモーション推進課長、太田農業
委員会事務局長

【病院局】 桑田病院事業管理者、佐古病院局管理部長、萬治光総合病院事務部
長、植本大和総合病院事務部長、坪井経営企画課長、西村病院局経営
企画課経営改善担当課長、田中光総合病院医事課長、吉岡光総合病
院総務課長、中田大和総合病院業務課長兼健診科長兼医療情報管理
室長

【建設部】 酒向建設部長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、山
本道路河川課長、小林建築住宅課建築担当課長

【都市政策部】 松並都市政策部長、北川都市政策課長、山本都市政策課公園緑地担

当課長、秋山公共交通政策課長、中本下水道課長、弥益下水道課下水道技術担当課長

6 議事の経過概要 別紙のとおり

7 その他（傍聴） 報道2社、市議会モニター

1. 水道局関係

(1) 付託事件審査

なし

説 明：中西業務課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

おはようございます。

一般質問でも、今回入札のことについて、私、触れさせていただいたので、水道局に関しても、太陽光発電の入札の件について、2、3お伺いしたいと思います。

今回の入札、林浄水場と水道局の太陽光発電の設置工事の入札なのですが、こういった条件で公募されたのか、お示してください。

○中西業務課長

入札の条件でございますが、太陽光発電設備設置工事につきましては、浄水場、本庁舎ともに指名競争入札で実施しております。

指名の条件としましては、山口県内に本社または支店があることとしまして、林浄水場につきましては10社の指名、本庁舎につきましては比較的工事規模が小さいということから、このうち中小規模事業者の6社を指名しております。

なお、工事を発注する際の水道局の考えとしましては、施設の事故時に早急な対応・復旧が図れることを基本的な考え方としておりますので、指名する業者につきましては可能な限り市内としたいところでございますが、今回の工事につきましては、応札できる業者が限定的でございますので、山口県内としたところでございます。

以上のように早期対応可能能力、また競争性、透明性、こういったものを考慮しまして、指名競争入札としたところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。早期対応、何かあったときの対応というのが、水道、この太陽光に関してもいろいろとあると思います。

だから、10社の競争、県内というところで、今の説明で市内のところはなかなか少ないよねというところで、県内で他市も含めというところは分かったんですが、例えばこれ、JVを組むとかで、できるだけもっと幅広く市内業者も関われるようにというか、そういったことは考えられなかったんでしょうか。

教えてください。

○中西業務課長

JV、いわゆる共同企業体による発注方式でございますが、先ほどの指名競争入札の

理由として申し上げましたように、結成できる企業体も市内に、これも限定的かなと思いましたので、単独業者により発注といたしたところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ちなみに水道管の管工事、これというのは市外業者を含めることというのはあるんでしょうか。教えてください。

○中西業務課長

水道管の工事につきましては、市内業者のみの指名競争入札としております。これにつきましては地域経済の活性化は当然のことでございますが、事故時の迅速な対応能力、地域で経験を有する担い手の確保といった観点も含まれております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。よかったです。できるだけ、私、一般質問でもやりましたけど、質問させていただいたんですが、できるだけ工事の量とかも減っているんで、市内業者優先で、先ほどの太陽光J V組むとかも、なかなか結成できる条件ではなかなか難しかったということで理解はできたんですが、今後もそういったことが出てくる可能性はあると思うので、また、できるだけ市内業者が発注できるような仕組みとかも、また研究、検討していただけたらと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

○田中委員

今の入札の結果について、公表されているので、追加でお聞きしたいと思うんですが、ソーラーの林浄水場のほうについては、10社指名したうちの8社が辞退して、2つ入札した関係の中で、入札価格調査により落札1社ということなんですけど、この辺りについて詳細の説明をいただけたらと思います。

○中西業務課長

太陽光発電設備の入札の結果の件でございますが、先ほどの答弁でも触れました指名競争入札で行いまして、委員仰せのとおり、10社中8社の辞退、本庁舎につきましては4社の辞退ということで、ともに2社での応札となりました。

この理由等につきましては、通知から入札まで約1ヶ月間の猶予を設けていたんですが、辞退届が提出される際には、その理由が明記されているわけではございませんので、それが金額的な問題なのか、技術者の配置の問題なのかということは定かではございません。

また、どちらの工事も調査基準価格を下回り、低入札価格調査を実施したところでございますが、人員の配置の確実性、工事価格の妥当性、あとは過去の実績、こういった

ものを確認しまして、適正に工事ができると判断いたしまして、最低価格で応札した業者を落札といたしました。

以上でございます。

○田中委員

辞退した理由については分からないということなのですが、一般的に低入札で来たという部分で言ったら、何というか、札を入れやすい金額、幅があったのに辞退をされたということで、ちょっと不思議な感じがしたので、確認をさせていただきました。

先ほど、先行委員の中で透明性という部分が、お話がありましたけど、低入札価格の調査という部分で、水道局に限らず、こういったことがあったときに、それも含めて市のホームページ等で公開をしているところ、調査の内容について、ここはこういうふうな確認をしたという部分もあるんですけど、そういったことは、光の水道局のほうではされていないというふうな理解でよろしいですか。

○中西業務課長

低入札価格調査の結果と言いますと、入札の結果の金額の公表はしておりますが、低入札価格調査により落札としか明記しておりませんので、その辺は今後の課題として検討したいと思います。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。透明性という部分で、そういったところを公開することによって、調査の部分の確約というか、安心にもつながってきますので、検討いただけたらと思います。

それと、前回とかに市の一般会計のほうからの繰入れを行うということで、2分の1というお話をお聞きしていたんですが、これはこの入札結果によって約2割ぐらい下がっていると思うんですけど、その工事金額に応じた一般会計からの繰入れになるという理解でいいんですか。それでまた、それはいつごろ行われるのかお聞かせいただけたらと思います。

○中西業務課長

当然、繰入れ条件につきましては、工事費の2分の1となっておりますので、落札金額が下がれば、契約金額、精算金額が下がれば、その分だけ繰入額も下がるということになります。

決定時期につきましては、この工事の工期は3月19日としておりまして、途中で変更も生じる可能性もございますので、その時期につきましては、まだ今後ということになるかと思えます。まだ未定でございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。金額が大きいので補正がかけられるのであれば、早い段階でかけてしまえば、一般会計のほうもそのお金が有効に使えるのかなというところの確認と、あと、金額の変更があるかもしれないということだったんですけど、変更がある可能性という部分でどういったことが想定されるのか教えていただけたらと思います。

○中西業務課長

変更の理由としてまず考えられるのが、例えば林浄水場につきましては、遊休地に架台を設置してパネルをつけるという流れでございますが、その工事の中で地盤の強度確認というものがございます。その地盤も昨年度の調査の中で確認したところでございますが、しっかり架台が建てられるのかといったことが確実に確認できるのかというのは、工事を施工してみないと分からないところがございますので、そういったことが一つとして、変更の理由として挙げられるのかなと考えております。

以上でございます。

○田中委員

可能性としては今までの大きい工事でもそういったことがあるんですけど、今回特に低入札で入った後に金額が上がってしまって、競争相手がいる中でという部分が起きたりすると、ちょっとまた何でかなってなってしまうので、起こればしょうがないのかもしれないかもしれませんが、なるべくそういったことが起こらないようにもできないようにもできないようにも、注視していきたいと思います。

では、もう2点ほどお聞きできたらと思います。

令和7年度の水道サポーター事業について、募集をかけていらっしゃると思いますので、その状況について御説明いただけたらと思います。

○中西業務課長

水道サポーター制度につきましては、昨年度に引き続き今年度で2年目となりますが、現在募集期間でございますが、現在のところ9名の応募をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

9名応募されているというか、何名中何名の応募されているのかとか、募集の条件というか、そういった部分で何か見直しとかをかけたことがあれば、教えていただけたらと思います。

○中西業務課長

募集条件につきましては、まず上限を20名で設定しております。

その条件は、小学4年生の親ということで、昨年度はこういった条件で応募させてい

ただきましたが、これにつきましては、ちょうど小学4年生が社会科の学習の中で水道の仕組みについて学習するということで、小学4年生の親に限定したところでございます。

リピーターを避けつつ、徐々に徐々に広がっていけばいいなという考え方の下で限定化したところでございますが、今年度につきましては、小学5年生までに拡充したところでございます。

これがなぜかと申しますと、去年サポーターに参加された方の声の中で、いわゆるママ友の会話の中で、そういうのがあれば私も参加したかったわ、みたいな声も上がりまして、このサポーター制度を知らなかった方がいらっしゃるのかなと思ひまして、そういう方にも参加の機会を与えるということで拡充したところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。今年度の活動見通し、実際サポーターの方たちがどうやって活動するのか、昨年、内容については好評だったとお聞きしているので、今年度どういったふうに取り組まれるのかをお聞かせいただけたらと思います。

○中西業務課長

今年度の活動の見通しにつきましては、毎年度、基本的には同様の内容で進めていきたいと思ひます。

昨年度の内容につきましては、初めての試みでございましたので、職員が資料作成、さらに現場案内のプログラムを考え、内部会議やデモを行い、そういったものの修正を繰返し構築したものでございます。

そのため今年度もこのフレームを基本として活動したいと考えております。

理想的には参加された方が、水道サポーター制度良かったよといった声が、お知り合いの方の中で広がっていき、参加できなかった方も含めて水道事業に対するよき理解者が増えていけばと考えております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。

今年が戦後80年ということもあるので、ちょっとお聞きしたいんですけど、近くのところで秘密のトンネルみたいなのが見つかったりということがあるんですけど、ちなみに配水池とかも広い土地を持っていらっしゃるので、あの中で戦争、光の海軍工廠とか、ああいったことが感じられるものっていうのはあるのでしょうか。

○中西業務課長

水道事業を語るにはやはり、その前身でございます、旧海軍工廠の施設を引き継いだということは、やはりこのサポーター制度の中でも欠かせない要素と考えております。

委員の仰せのとおり、清山配水池につきましても、地下式配水池は海軍さんがつくったものでございまして、あと林浄水場内にあります集水埋管、これも海軍さんがつくったものでございます。

それにつきましては現在も利用しておりまして、浄水場見学、あとは清山配水池の見学を通じて、当然埋設物でありますので目視できるものではございませんが、その近くに案内することによって、その説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。水道局の、光の水道局の原点もしっかり大切にしながら伝えているということなので、このサポーター制度の中でもしっかりお伝えしているようなので、引き続き、特に今年は80年という節目もございますので、お願いしたいと思います。

最後もう一点なんですが、先日、光市役所のほうで停電になった案件があったんですけど、光の水道局の中で浄水場が停電になったときには、どのような状況になるのか、そこについて御説明をいただけたらと思います。

○山根浄水課長

委員のお尋ねですが、林浄水場が停電になった場合は、光市の市内の水道供給は、林浄水場で処理した水をポンプアップで配水池に送水し、配水池から自然流下で各家庭のほうに送っている状況ですので、林浄水場が停電した場合は、当然ポンプも動きませんので、配水池の残量がなくなれば断水というふうな形になります。

以上です。

○田中委員

電源についての部分なんですけど、停電になったときとお聞きしたのであれなんですけど、確か以前、2系列ぐらい電気の供給のラインを持っているという部分もお聞きしたことがあるので、その辺がどうなるのかとか、あと自家発があるのかないのかという部分、あと配水池に溜まっている部分は供給できるよというお話だと思うんですが、それが実際何日ぐらい持つのか、そういったところについて教えていただけたらと思います。

○山根浄水課長

まず受電の関係ですが、光井変電所よりの常用線、これと予備線といたしまして、周防変電所からの予備線という2系統の受電方式を採用しております。

ですので、仮に光井線のほうが停電になりますと、周防線のほうに切替えてという形で受電を行います。周防線のほうが停電になりますと電源を失いますので、これについては電気の復旧を待つという形になります。

自家発につきましては備えておりませんので、発電ができませんので、中電さんの復旧を待つという形になります。

あと、保有水量の関係ですが、市内に大小含めて7つの配水池を有しておりまして、これが全て満水ですと3万685立法メートル保有する形になります。通常時の1日の平均使用水量というのが、昨年度で言いますと約2万3,331立法メートルでしたので、満水であれば、通常であれば1日は確保できるというふうな形になろうかと思います。

以上です。

○田中委員

分かりました。理解できました。ありがとうございます。

○新見委員

おはようございます。

私のほうからは太陽光発電に関して、質問させていただきます。

令和6年度第1回定例会において、水道局本庁舎及び林浄水場に設置される太陽光発電設備で発電される電力については、経産省が実施する売電制度、いわゆるFIT、FIP制度に関連し、売電割合が5割を超える場合は繰出しの対象外となることから、売電を基とした運用は想定していないとの御答弁がありました。

太陽光発電設備の導入に対して、当初の売電を行わないという方針に変更はないのか確認させていただきます。

○中西業務課長

太陽光発電の設置に伴う売電につきましては、今、委員が言われましたように、当初の計画でございまして売電を行わないということでございましたが、まず、林浄水場につきましては、ポンプ運転を昼間にシフトさせることによりまして、発電した電気につきましては全量を使用することとしておりますので、売電は行いません。

ただし、本庁舎につきましては、営業を行わない週休日がございますので、この発電した電力は余剰電力になってしまいますので、先ほど言われました50%以下の電力の売電といったものを考えております。

以上でございます。

○新見委員

林浄水場では発電分は自家消費するということで、本庁舎における余剰分のみ売電を行うということですが、現時点で試算している売電単価、それから年間の売電見込み額、収益性について具体的な数字をお示しいたけますでしょうか。

○中西業務課長

現在のシミュレーションでございまして、本庁舎につきましては20kWのパネルを設置することとなっておりますが、売電単価につきましては、2024年度の中国電力の買取価格、これを参考としまして、これを今から下落していくことも勘案しまして、20年間の平均を5円と見込んでおるところでございます。

この結果、売電収益につきましては、1年あたり約3万8,000円としておりまして、やや安いかなというところもあるのですが、収支見込みの中では3万8,000円ということで見込んでおります。

以上でございます。

○新見委員

了解いたしました。

次に、売電契約の締結に向けた今後のスケジュール感とか、あと契約締結までに必要となる手続、調整事項についてお聞かせいただけますでしょうか。

○中西業務課長

売電申請のスケジュールでございますが、この申請と、あと、契約スケジュールにつきましては、まだ詳細な工程は確定しておりませんが、工事の終了後、速やかに売電が行えますように工事の進捗を確認しながら、その手続を進めたいと考えております。

以上でございます。

○新見委員

了解しました。

電力の自由化等もありまして、おそらく中国電力だけということではなく、おそらく何かしらの調整が行われるものだと思いますので、手続よろしく願いいたします。

あと、最後にもう一点ですけれども、先ほど非常電源についてはないというお話だったんですが、太陽光発電設備設置後、この電力を非常電源とするということは可能なんでしょうか。

○中西業務課長

もし、停電の場合に太陽光発電設備を利用するという考え方でございますが、これにつきましては、太陽光で発電した電力を変換するにはまた多大なコストがかかります。

よってこのたび、先ほど山根課長が申し上げましたように、2回線の受電でのリスク軽減というところに、現在は停電対策として備えている状況でございます。

以上でございます。

○新見委員

分かりました。

質問は以上になります。

○小林委員

先ほども、先行議員のほうから水道サポーターについてお聞きがあったんですけれども、私のほうからも数点質問させていただきます。

令和6年度はこの事業というのが、計5回実施をされていたというふうに認識をして

おりまして、その内容という部分と参加者の反響という部分、この部分についてはまずお示しをください。

○中西業務課長

水道サポーター制度でございますが、これにつきましては、私どもが水道事業に関する情報発信、あとは理解促進といったことを目的として実施しておりますが、その内容につきましては、毎回5回ずつやっておりますが、昨年度は5回やっておりますが、毎回2時間、浄水場見学のときは3時間の講座時間としまして、まずは30分程度のパワーポイントによる座学、体験学習としましては浄水場見学以外にも、清山配水池や水道管布設替工事の現場の見学、あとは応急給水体験、さらには利き水体験、こういったものを用意しまして、聞いてもらうといったもの以外にも見てもらう、触ってもらう、さらには飲み比べてもらうといった内容を盛り込んだところでございます。

あとは参加者の反響というお尋ねでございますが、毎回会議終了後にアンケートを答えていただいているのですが、何点か紹介させていただきますと、水道を詳しく知る機会があまりなかったので参加してよかった。日常で当たり前に使っていた水道水だが、いろいろな処理工程や水質検査体制を知ることができ、安心して利用できることに感謝している。サポーター制度に参加することで、水道水について親子で話すきっかけとなったといった意見がございまして、大変高い評価をいただいていると考えております。

以上でございます。

○小林委員

おおむね理解いたしました。

その中で、やっぱり先ほどあった情報発信、水道事業に対する情報発信というか、理解促進という部分においては、非常に多岐にわたるプログラムによって参加者が理解をして、その中でポジティブな参加者の反響があったというふうに理解をいたしました。

特にいいなと思ったのは、私も実はホームページを見させてもらって、第5回のところでやられていた内容で、実際にサポーターの方が受講を受けた後に、その方たちが、自分たちに何ができるのかというのを考える機会をつくっていただいたというのは非常にいいと思います。

自分たちが教育のインプットだけではなく、アウトプットというか、自分たちが何をしていくかというところで考えるセッションというのはすごく大事だと思うので、このようなものは先ほど変わりはないですよというお話を聞きましたので、この部分についてはぜひ大事にしてほしいというふうに思います。

あと、この水道サポーターに対する期待感という部分、この部分についてお示しをください。

○中西業務課長

サポーター制度は、何度も申し上げますが、昨年度より開始しました水道事業におけます水道事業のPR情報発信の新たな試みでございます。

その中で、やはり限られた時間の中でサポーターさんにどのように水道事業を知ってもらうか、いかに伝えるのかといったことを考えながら資料作成等したところでございます。

これも先ほど申し上げましたが、この内容で毎年やるのですが、サポーターさんへの期待感としましては、まず水道水の安定供給、あとは安全性を知っていただくことは当然でございますが、何よりも、光市の最大の強みでございます水道水のおいしさを知ってもらう、感じてもらうといったことが、感じていただいて、それをサポーターさんを通じて市民の方、多くの方に知ってもらえればな、広がっていただければなと考えております。

以上でございます。

○小林委員

水道サポーターに対する期待感という部分がよく理解ができました。

あともう一つ、この事業をやる上で水道サポーターさんに対してはすごくポジティブなところもあるんですけれども、例えばそこに従事する職員の方というのは少し工数も削がないといけないし、自分の通常の業務に加えての仕事が入ってくるということもあるんですけれども、実際にこの事業に従事された職員の声という部分も併せてお示しをください。

○中西業務課長

職員の声ということでございますが、これまでに水道局が行ってきましたPR情報発信につきましては、ホームページであったり、あとは独自の広報紙であったり、こういったものに限定されておまして、実際に市民の方と顔を向き合わせながらPRしていくという機会はございませんでした。

そのため、昨年度構築しましたこの水道サポーター制度の資料作成や、あとは講座における講師、あとは現場案内した職員、こういった職員からはサポーターさんとの対話を通じて、特に興味を持たれている内容や知らなかったことを知ることができたということができ、これらの業務を今後、日常の業務についても役立つものであったといった感想を聞いておるところでございます。

以上でございます。

○小林委員

今までこの水道局さんというホームページとか、あるいはこの広報紙を使っているいろいろな発信をしていましたけれど、それを実際に職員が水道サポーターの方にお伝えすることによってやりがいを感じたというふうに私は認識をしました。

一つリクエストとしては、非常にいい取組だと思しますので、固定されたメンバーでやるのではなくて、やはり教育という観点でいろんな方にその事業に携わってほしいというふうなことを要望として付け加えておきます。

以上です。

○井垣委員

6月13日に万博で光市のブースがありましたけれども、そこでも水のPRをされたと思いますけれども、どんなPRをされて、どんな反響があったか、もし何か特徴的なことがございましたら教えてください。

○中西業務課長

万博での利き水をやったということで、経済部のほうから、シティプロモーションのほうから相談がございまして、私どもとしましては水道まつり等で毎年利き水をやっておりますので、そのやり方との手法であったり、知恵をお貸ししたということで、万博でどうであったかという詳細につきましては把握していないところでございます。

以上でございます。

○西村委員

1点だけ質問させていただきます。

今年の水道まつりについて、例年と比べての来場者の数、推移であったり反響であったり、今年の水道まつりを総括的にどう評価しているのかという点を教えてください。

○中西業務課長

水道まつりの来場状況であったり、総括ということで簡単にお話をさせていただきます。

平成8年度よりこの水道まつりを実施しておりまして、今回、今年で25回目となります。今年につきましては6月1日に開催したところでございます。

水道まつりにつきましては、毎週6月の第1週が水道週間ということでございまして、これに合わせて毎年6月の第1週の日曜日に林浄水場で開催するというようにしております。

しかし、過去令和2年より国内で発生しました新型コロナウイルス感染症に伴いまして、令和2年から令和4年の3か年につきましては、中止を余儀なくされたところでございます。

そして、4年ぶりに開催した令和5年度の水道まつりにつきましては、従来と比較しまして来場者数が減少しまして、認知度の低下というものが懸念されたところでございますが、令和6年度、そして今年度継続することで、コロナ禍以前の来場者数に回復したところでございます。

来場者に対しまして、今年度の水道まつりどうでしたかといった感想を聞くことはできないところでございますが、この来場者数の回復傾向を見ますと、一定の評価をいただいているのかなと考えているところでございます。

今後につきましても、豊富で清涼な島田川の伏流水を次世代に引き継ぐといった祭りの本来の目的に沿ったイベントを立案し、さらに多くの方に水道まつりに御来場いただけるよう工夫をしていきたいと考えております。

もう一点、昨年度より水道まつりのメインテーマを水道局のパーパスであります100年後も変わらない安心を蛇口からとしておりまして、こちらにつきましてもあらゆる場面で活用を紹介いたしまして、こちらの認知度も高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○西村委員

推移等について伺いをいたしました。

私も今年も去年も顔を出して、実際に会場でいろいろ見てみるんですけれども、とても子供たちも喜んで、いろんなブースをラリーで回っていらっしゃったりで、とても楽しそうだなという、いい雰囲気だなというふうに思ってます。

ただ、その中で先ほどもありました来場者数とか認知度をこれからもっと高めていきたいということで、それには大いに賛成しているところなんですけど、毎年やっぱり立地の条件というのもあるって、駐車場の確保というのがなかなか毎年課題なのかなというふうに感じているところがありまして、すぐに不安があるわけではないんですけれども、毎年シルバーの方が道路に立たれてて、こっち行ってください、あっち行ってください、ここ止められませんというふうに案内をしていらっしゃるので、これがどうにかなればより親しみやすいというか、来場者の方にとってもいいものになるんじゃないかなというふうに思いますので、今年のこととは思いますが、検討をいただけると幸いです。その点だけ要望させていただいて、質問を終わります。

○大田委員

議会初日に報告があったんですが、送水管事業で翌年度繰越しが皆さんに報告されたんですが、このところの内容等を詳しく説明してほしいんですが。

○藤井工務課長

継続費で行っています送水管整備事業の繰越しの点についてお答えいたします。

繰越額としましては、1億4,679万227円ございますが、これは3年間の繰越額の合計でございます。これが繰越しになった主な要因といたしましては大きく3点ございます。

1点目は、まず施工状況、また施工内容の変更です。

具体的に言いますと、施工する予定だったところを昼間施工に変更、次に仮設材、覆工板で車を通しながら施工しようと考えていたところを、その日1日で開放する施工内容に変更したことなどです。

2点目は入札減です。

3点目につきましては、前回13億から18億円と変更した際に主な要因として資材高騰というところが要因になりました。その当時各資材メーカー等が今後の資材価格の可能性を含んでいる情報がございましたので、さらなる資材高騰への対応の部分を予算時期に組み込んでおりましたが、実際のところ、この資材費、また労務費の変動が、現実はそのままで大きくなく小さかったため繰越額として現在、約1億4,000万円という金額が

積み上がっているところでございます。

以上です。

○大田委員

それにおいて、最初の、確か5か年計画だったと思うんですが、それに変更はないんですかね。

○藤井工務課長

施工期間につきましては、令和4年度から令和8年度、これは変更ございません。

以上です。

○大田委員

それで順調、金額など工事内容の変更、入札減とかになったと言っておられるんですが、現在、多分、今年施工されるであろう浄水場から水深やって、市道を下ってくるところの道が狭いんですけど、多分そこを施工するであろうと思われるんですが、その施工について、住民、付近の住民の安全やら周知方法なんかは今後行われると思うんですが、どういうふうに行われようとされるか教えてほしいんですが。

○藤井工務課長

本年度、工事を4本予定しております。

今、委員の仰せのとおり、浄水場裏の線路横、市道大田上島田線を2本の工事を施工する予定としております。

この路線は確かに1車線しかなく、道幅も狭いために、工事の規制の方法といたしましては、朝、通行止め規制を行いまして、その日の作業を夕方までに終了させ、通行止めを夕方に解除するといった方法をとります。

これを工事期間中、毎日行いますけど、場所によっては、他の埋設物をかわすために深く掘らなければならない場所等がございます。そういったところにつきましては、1日ではどうしても終わりませんので、場所によっては、終日規制をかけて工事を行うところがあるところ、何かしら発生いたします。

この周知方法といたしましては、この路線に住まわれている各家庭の方に、全て1件ずつ工事案内を配付し、また工事の予告看板、誘導看板、工事看板等を都度設置して、情報を広く周知をしております。

また、当然ガードマンを前後、真ん中等に設置して安全の確保をいたしますし、小学校、中学校の通学路ともなっております。この辺も両方とも協議を行い、通学路の変更等を行ってもらえるよう協議等を進めておりますし、そういったところで工事の中の安全性、周辺の安全性、また周知徹底を図って工事を進めていっているところでございます。

以上です。

○大田委員

それは、工事期間は3か月くらいですか。

○藤井工務課長

実際これ、2工区に分けて行いますので、現在1工区は既にスタートしております。2工区を終了する予定といたしましては、おおむね2月、年を明けて2月、もしくは3月程度までかかる予定でございます。

以上です。

○大田委員

今工事は1工区やって、2工区は今年度いっぱいぐらいかかるだろうということです、それだけ長い工事期間で、朝、多分、通勤通学があるから9時過ぎぐらいから始めるだろうと思うので、夕方までは多分3時半ごろに終わって、4時ぐらいには開通しているだろうと思う。そういう工事の繰返しだろうと思うんです。それで間違いないですか。

○藤井工務課長

時間的には朝は8時半から工事を始めます。夕方は5時までに元通りの仮舗装まで行って開放いたします。

各家庭、路線に住まわれている方々には周知を行っておりまして、通行止めで、かなり不便ではございますが、両サイドから道が抜けられるようになっておりますので、御理解と御協力を賜りながら工事を進めていっているところでございます。

以上です。

○大田委員

わかりました。8時半から17時までということですが、より狭い市道でございますから、安全には十分留意されて工事を進めてもらいたいと思います。

また、令和8年度までに送水管工事が終わるような工事の進め方も今後よろしく願いしたいと思います。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第46号 令和7年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：清水健康増進課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

歳出で2,000万円何がしのあれを減額して、歳入の中においては、7,500万円の歳入を入っていないように記載をされているんですけど、その違いのあれをちょっと教えてください。

○清水健康増進課長

このたびの補正予算を計上するに当たり、国の助成金を想定していた当初予算での市の実質的な負担が4,494万円だったのに対し、助成金がなくなった本補正要求時の積算では1億15万2,000円となり、5,521万1,000円の負担増となりました。

以上でございます。（発言する者あり）

すみません。当初は助成金を見込んでおりまして、その助成金も歳出の中に含まれておりました。その分は差額として、支出のほうからは差し引くと。総合計からすると補正は2,048万4,000円でございますが、市の実質的な負担増というところであれば、5,521万1,000円となっております。

○大田委員

国の補助金が今年に入る予定が何ぼじゃって、それでやらなくなって、何ぼ戻さんにゃいけんとかいうのは、はっきり分かってるんだろうと思うんですが、5,521万1,000円使わなくなったようにまた言われたんですが、もっと分かりやすく説明してもらえませんか。

○升福祉保健部長

分かりやすく説明ということでございます。総額でお話をお伺いしておりますけども、分かりやすくということで、単価のほうでお話をさせていただければと思います。

接種の費用全体が、予算を組んだときは1万5,300円というところではございました。このうち国の負担が8,300円、市の負担が4,900円、自己負担が2,100円ということでございました。

このうち市の歳出予算で組んでおった部分が、国の8,300円と市の4,900円、これを足した1万3,200円という部分を市の歳出で組んで、歳入部分はこの国の8,300円部分を組んでおったというところではございますが、この歳入がこのたび見込めなくなったということで、単価を見直しまして、今度単価は1万5,300円からちょっと上がってしまったんですが、1万5,600円ということになっておるんですが、そのうち市の負担が1万920

円、で、自己負担部分というのが4,680円ということになりましたので、予算を組んだときは1万5,300円のうち1万3,200円、これが市の歳出であったと。それが今回1万920円となるということで、歳出は減ったということです。その減った額が2,048万4,000円というところで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○大田委員

5,500万円何がしというのは、説明してください。

○升福祉保健部長

5,500万円の財源の内訳というお尋ねでお答えをさせていただければと思います。

財源の内訳ということであれば、このたび一般財源ということになりますけれども、差額というところで申し上げますと、7ページ、8ページの補正予算書を御覧いただければと思います。

補正予算額が、これ次のページの補助金も入っておりますが、2,028万4,000円のマイナスとなっております。財源の内訳としては、その他でマイナス7,569万6,000円となっておりますので、これが先ほど申し上げた6ページに記載してあります新型コロナのワクチン助成金となります。

5,500万円どこかで財源の手当てをしないといけないということで、ここで一般財源を充てているというところでございます。

以上でございます。

○大田委員

補正予算書の中でその5,500万円というのはどこで読み取れるんですかね。

○升福祉保健部長

どこで読み取れるかということでございます。歳入歳出、当然合計一緒になるんですけれども、歳出の不足分を歳入で充てるということで、6ページにございます財源を見ますと、このたびは中ほどの財政調整基金の繰入金ということであろうかと認識しております。

以上でございます。

○大田委員

財政調整基金繰入金8,000万円のうちの5,500万円が戻すという感じになるわけですか。

○升福祉保健部長

財政方の話になりますが、そのように認識しております。

以上でございます。

○大田委員

それで、国からの歳入の7,569万6,000円が入らないのは、これはもう確定ということになるわけですか。

○清水健康増進課長

この助成金につきましては、4月にもう助成はないということでの通知がございました。

以上でございます。

○大田委員

これは国からの助成金が今までは入ってると思って、そういう予算を組んでおられたのですが、その報告というのは4月に入って急に国のほうからこれ出しませんという報告で、ちゅうことで理解しなけりゃいけないんですかね。それとももう知っちゃったのに入れたということになるんですかね。

○清水健康増進課長

こういったワクチンの接種費の負担金等につきましては、旧年度、令和6年度の説明会等が数回ございました。各自治体から毎回質問等はしてはしておりましたが、3月の末時点では明確な返事がなかったところ、4月に入って助成がないというような通知がございました。

以上でございます。

○大田委員

それで、今後のワクチンの個人負担が4,680円になる。そのワクチンの接種割合というのは何人ぐらい見込んで組まれているんですか。

○清水健康増進課長

当初予算要求では、高齢者の対象者の50%で9,000人、それとあとは生活保護の受給者120人、これを基に予算要求をしております。

○大田委員

9,120人を一応見込んでおるということでございます。それで、国からのあまりはつきりせん、返事がなくて、4月になってはつきりした返事になったから、7,569万6,000円の金が入らなくなったから、そういうふうな財政調整基金の繰入金でも受けるというふうに言われたんですが、もう少し国との密接な連絡を取り合って、3月の時点において予算の組みちゅうのをもう少し考えてやってもらいたいと思っておりますので、今後はよろしくお願いします。

○井垣委員

ただいまのところワクチンの接種率を50%と想定した根拠を教えてください。

○清水健康増進課長

接種率の根拠というところで御質問いただきました。これは高齢者が接種するインフルエンザワクチン等の接種率が約50%程度であることから、このワクチン接種についても50%というところで接種率を見込んでおりました。

以上でございます。

○井垣委員

ありがとうございます。そこで、ワクチンは新聞などによりますと、光市はコロナワクチンで死亡した例がゼロ人ということになっていきますね、一応ね。周辺の地域では認定された死亡者数というのが、周南市では死亡2件、下松市でも死亡2件ということになっております。その他、本市でも死亡には至らなかったが、後遺症が発生するという場合が出てきています。

リスクはゼロではないのですが、コロナワクチンを打つのにこういうリスクがありますよという周知については、どういうふうなことをされているのでしょうか。

○清水健康増進課長

市で大々的にこういうことをということではないんですけれども、予防接種を受ける際に予診票等、あとは医師の問診等でそういった説明をしておるところでございます。

○田中委員

すみません。ちょっと重ねてにはなるんですが、何点かお聞きできたらと思います。

予防接種事業のほうで、先ほど委託料が1万5,300円から1万5,600円になったよということで、部長のほうから少しお話があったんですけど、ちょっと確認で、委託料が300円上がったという部分も併せてあったんですが、いわゆる生活保護者とか低所得者のワクチン接種料金とか、その辺は変更がないというところでもいいですか。

○清水健康増進課長

生活保護者の接種負担金でございますが、これは無料ということで、これまでと変更はございません。

以上でございます。

○田中委員

接種の見込み自体50%見込んでということだったんですけど、光市における接種状況、昨年度になるのかもしれませんが、大体どれぐらいの割合だったのかを教えてくださいたいと思います。

○清水健康増進課長

速報値とはなりますけれども、23.2%という数字になっております。

○田中委員

23.2%ということで、見込みよりは少ないということだと思うんですけど、これ予算なので、数字だけ考えると23.2%、見込みの50%より低くなれば、数字的には市の負担も減ってくるのかなというようなイメージになるんですが、実際、予防接種なので、見込みも含めて受けていただくことが望ましいということで、この事業があるんだと思うんですけど、今回の個人負担も2,100円から4,680円に上がるよという部分で、いわゆる市民に対してどのような影響があると想定されているのか、教えていただけたらと思います。

○清水健康増進課長

委員おっしゃられたとおり、負担が大きくなっておりますことから、接種の控え等はあるかもしれませんが、市といたしましては、接種の機会というのを準備いたしまして、今後、この補正予算等を御議決いただいた後、早め早めに周知をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

その中で、報道等によると独自の市民負担をなくすために補助をしてとかいうような話もあったりするんですけど、今、県内状況においては、この金額で個人負担は4,680円でというところが大体の状況になっているんでしょうか。

○清水健康増進課長

あくまでも口頭での聞き取り等にはなりますけれども、他の予防接種、B類疾病の状況からすると、個人負担3割、公費負担7割というところで進めておられるところが多いように聞いております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。個人負担は上がるけど、接種率、接種していただくためにしっかりした周知が必要になってくるということだと思うんですけど、改めてなんですが、接種時期、いつ頃かを予定しているのか。また、それに向かって周知が大切になってくるかと思います。その辺の取組について教えていただけたらと思います。

○清水健康増進課長

接種時期につきましては、秋の予防接種の御案内というところで、10月1日から光市においては2月28日までを接種期間といたす予定でございます。

このたび、この補正予算の御議決いただいたら、これ以降、市内医療機関へのポス

ター掲示、あと市の広報、これは9月25日を予定しております。10月号になりますが、この辺りでの周知、あとホームページ等での周知を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○田中委員

承知しました。よろしくお願いいたします。
以上です。

○井垣委員

今のお話で重ねて御質問したいんですけども、先ほど想定した50%というのは、インフルエンザの接種率と同じだというふうに想定して50%という想定だとおっしゃっていましたが、今のお話ですと、昨年度、コロナのワクチンの接種率は23.2%ということですね。

どうして昨年度のコロナワクチンの接種率に基づいて推定しなくて、インフルエンザの接種率の50%というのを採用したかというところの理由を教えてください。

○清水健康増進課長

新型コロナウイルス感染症につきましては、第5類に移行したというところで、一般的な予防接種としてなかなか見込みが立たなかったというところで、これまで通常実施しているインフルエンザの予防接種等を参考にしております。

以上でございます。

○井垣委員

第5類にコロナが移行したのは、いつですか。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○清水健康増進課長

移行したのは、令和5年の5月でございます。

○井垣委員

令和5年の5月に移行ということは、昨年度令和6年はもう第5類に移行していたわけですけども、第5類に移行したコロナ接種ワクチンのほうの23.2%を使わないという理由は何でしょうか。

○清水健康増進課長

この23.2%というのは、今申し上げられる速報値でございまして、予算編成時にはそういった数字を持ち合わせておりませんでしたので、過去の他の予防接種の例を参考にしております。

○升福祉保健部長

少し補足をさせていただきます。

令和5年の5月に5類に移行になりました。6年度の定期接種化ということで、6年度の10月から2月までという接種でございました。そのときに国が見込んでおったのは55%とかなんですけども、うちのほうでは50%で見込んでおったと。

7年度の予算を立てるときに、どこの数字を見るかということで、先ほど課長が申し上げたように、インフルとか、高齢者の方のインフルの50%程度を参考にしました。そのときは、1月とかぐらいになりますけれども、そのときはまだ10月から始まったコロナのワクチンがまだ進行段階でしたので、即その数字を採用するというよりはインフル等を参考にさせていただいたというところでございます。時系列的にはそういう流れになります。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○田中委員

すみません、地域包括支援センターの状況についてお聞きできたらと思うんですが、今年度、西部憩いの家からあいぱ一くのほうに移動されたと思いますので、その影響について何かあれば教えていただけたらと思います。

○小熊高齢者支援課地域包括支援担当課長

今年度からあいぱ一く光に集約をしましたが、その理由としましては、西部憩いの家は専用スペースが十分になく、職員3人の駐在となったため、基幹型センターの職員が業務を補完する状況であったことなどから、一体的な組織で効率的運営をしていくために集約をしたものでございます。

委員からはその影響ということで、集約後の相談状況ということで回答させていただきます。

西部圏域の総合相談の相談延べ件数について、集約後の4月・5月の件数を申し上げますと、4月が366件、5月が342件となっております。この数字は、集約前の3月の321件と比較しますと若干増となっておりますが、相談件数は月によりまして増減がありますので、このたびの集約の影響かどうかということは、なかなか難しいところかと考えております。

まだ2か月しかたっておりませんので、集約したことの影響については、今後も注視

してまいりたいと考えております。
以上です。

○田中委員

承知しました。西部憩いの家に入ったときに、いわゆる訪問してきて相談する部分が意外に少なかったというような話もお聞きしていたかと思うんですけど、この相談件数のアクセスの仕方というのはどういったアクセス——訪問するという部分であれば、西部からやっぱりあいば一くに行ったことによって行きにくくなるのかなという想像があったんですけど、今、件数だけお聞きしたら短期間なんですけど、そんなに変わらないという部分があったので、その相談の入り口の部分がどういったものが多いのか、お聞かせいただけたらと思います。

○小熊高齢者支援課地域包括支援担当課長

相談のアクセスというところでは、先ほどお答えしました総合相談においては、まず電話での相談が一番多い状況になっております。

ただ、電話だけでは御本人の状況等は分からないところもありますので、その後訪問をさせていただきましてお話をさせていただいたり、御本人さんの状況を確認させていただいたりということで、次の段階に進むという形を取らせていただいております。

以上です。

○田中委員

分かりました。入り口としては電話があって、その後フォローアップで職員のほうが行って支援に当たっているということで理解しましたので、分かりました。ありがとうございます。

○新見委員

現在、社会構造的に高齢化が進む中、他市では終活に関する情報をあらかじめ登録しておく終活情報登録制度の導入が進められております。医療、介護、葬儀等の葬送に関する本人の希望、それから緊急連絡先、財産管理の意向など事前に登録して、必要なときに関係機関が共有できるような仕組みなのですが、こういう制度があれば市民の安心につながるのではないかと考えております。

現在、本市では当該制度は整備されておりませんが、今後の導入の可能性や他市の先行事例の把握等について御質問したいと思います。

まず初めに、高齢者の独居世帯が増加する中、見守り体制の強化が求められておりますが、本市で起きる直近の高齢者の独居世帯数、それから二人世帯数の推移について直近のものがありましたら、お示しいただきたいと思います。

○藤岡高齢者支援課長

ただいま御質問は、高齢者の独居世帯あるいは高齢者のみの二人暮らしの世帯数とい

うところでしたので、こちらで民生委員さんに御協力いただきまして、毎年高齢者保健福祉実態調査を行っておりますので、こちらの調査結果についてお示しをしたいと思います。

決算前ですので、速報値というところで御容赦いただきたいんですが、令和5年度に、毎年5月1日現在で調査を実施しておりますけども、令和5年度の調査結果では、在宅の独り暮らしの高齢者数が2,673人。令和6年度の速報値でいきますと2,649人。それから在宅の二人暮らし、75歳以上というところで条件を設定しておりますが、75歳以上の在宅二人暮らしが、令和6年度速報値で1,367世帯、人数でいきますと2,734人となっております。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。続いての質問なんですが、現在、身寄りのない方が亡くなった際に、火葬や遺骨の取扱いについては、自治体の負担となっている部分もあるかと思っています。本市における直近の年間の自治体対応による火葬件数についてお示しいただけますでしょうか。

○岡村福祉総務課長

本市が行った葬祭執行人がいない死亡人の葬祭についての件数でございますが、令和5年度が5件、速報値となりますが、令和6年度が3件でございます。

以上です。

○新見委員

ありがとうございます。今後も増加が予想されるのですが、費用負担、遺骨の管理など、市として継続的な支援対策の強化をお願いいたします。

続いての質問なのですが、終活情報登録制度の導入によって、成年後見制度や任意の後見、生活支援サービスとの連携も期待される場所ではありますが、市の現在の支援体制についてどういったものがあるのか、お示してください。

○藤岡高齢者支援課長

現在、支援体制というところでのお話ですが、今、終活情報のお話ございましたので、委員のほうからも御紹介ありましたように、周南や長門などで制度を開始しております登録制度については、実施はしておりませんが、現時点で終活に関連したものでいきますと、市民向けの出前講座でメニューの一つに、「最期まで自分らしく～早期の老い支度について～」というメニューを設けておりまして、その講座の中で「老い支度ノート」という名前と呼んでいますが、いわゆる一般的には「エンディングノート」と呼ばれるものになるかと思っておりますけれども、こうしたものを参加者に記入していただくなど、終活について考えていただく一つのきっかけとなるように取り組んでおります。

その中に、後見制度等、今、委員のほうからも御紹介がありました後見制度等についての情報提供といいますか、少し入り口のところといいますか、そういった制度がございますというような御案内も併せてその際にさせていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○新見委員

私の調べたところでも、県内は2市が導入しているところではありますが、国内では随分多くの市町村が導入しておりますので、先行事例をいろいろ研究いただきまして、ぜひ導入について前向きに検討していきたいと思います。

以上です。

○清水委員

ひとり親家庭の支援について伺います。

ひとり親家庭の方への支援というのはこういったアイテムがあるか、まず教えてください。

○森永こども家庭課長

ひとり親家庭に対する市の支援について御質問いただきました。

現在、こども家庭課では、ひとり親家庭の方が利用できる様々な支援制度の情報を集約し、窓口で御案内をさせていただいております。

そのうち、市の支援について代表的なものを御紹介いたしますと、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成、また、高等職業訓練促進給付金といった国や県と連携した補助制度、さらには、保育所の入所に係る選定基準の優先加算や市営住宅に係る優先入居などがございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。今、代表的なものを教えていただきましたが、その中で金銭面の支援というのはこういったものがあるか教えてください。

○森永こども家庭課長

金銭的支援について、御質問をいただきました。

金銭的支援といたしましては、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成、高等職業訓練促進給付金の3つの制度を御紹介させていただきます。

まず、児童扶養手当ですが、父または母と生計を同じくしていない等の状況にある児童が育成されている家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給する手当でございます。児童が18歳を迎えた年度末まで、一定の条件はございますが、障害のある場合は20歳未満まで手当を受け取ることができます。

支給される金額は、所得額に応じて全部支給と一部支給がございまして、児童1人の場合を御紹介いたしますと、全部支給は月額で4万6,690円、一部支給は月額で4万6,680円から1万1,010円の間で所得に応じて決定をされております。

次に、ひとり親家庭医療費助成でございしますが、この制度は、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、生活の安定と親子の福祉の向上を図るために、親子双方の医療費について助成をするものです。

医療費のうち、健康保険が適用される範囲での自己負担相当額について助成し、入院時の食事代等の健康保険適用外の費用は自己負担となります。また、この制度は、市民税所得割非課税のひとり親世帯にのみ適用し、県制度で平成21年8月から自己負担を要するようになりましたが、本市では当該自己負担についても、市が負担することにより自己負担ゼロ円を継続しております。

最後に、高等職業訓練促進給付金です。これは、ひとり親家庭の父または母が、看護師や保育士、介護福祉士など指定された対象資格を取得するため、6か月以上の養成期間等で修業する場合に、生活の経済的負担の軽減を図るために給付されるもので、修業期間終了後には修了支援給付金も支給されます。

制度の利用には、こども家庭課への事前相談が必要となっております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ちなみに、児童扶養手当のちょっと実績を教えてください、どのくらい使われているかというのを、速報値でいいので、今使われている3つの補助制度を教えてくださいなんですが、どのくらい使われているかというのを実績を教えてください。

○森永こども家庭課長

今御説明申し上げた3つの事業について、令和6年度の利用者の実績をという御質問でございました。

令和6年度の実績につきましては、いずれも速報値でお答えをいたします。

まず、児童扶養手当につきましては、支給対象者は283人で、内訳としましては、全部支給者が157人、一部支給者が126人となっております、支給総額は1億4,741万2,000円でございます。

次に、ひとり親家庭医療費助成につきましては、受診者数が延べ9,587人、助成額は2,496万7,000円となっております。

高等職業訓練促進給付金につきましては、2名の方に合わせて167万3,000円の助成を行いました。いずれも看護師資格の取得を目指して制度の利用をされておまして、うち1名は既に就労されております。もう1名の方は現在修業中でございます。

以上になります。

○清水委員

分かりました。速報値でいうと、大体合計して1億7,000万円くらいのところが、費用としては支給しておるということが分かりました。

ひとり親家庭の方、私もよく話を伺うんですが、お子さんが小さいとどうしても保育所に預けて働きに行く方がほとんどだと思うんですけど、どうしても保育園とか保育所を預けていると、すぐ熱が出たりとか、ウイルスが流行したら、特に兄弟がいたら、順番に順番に移っていったりとかして、実際なかなか就労できないと。仕事も休んでばかりだから収入が減るとか、なかなか継続して働けないとか、そういったところもあって、月によって収入が結構ばらばらになったりとかして、本当に苦しいという声をよく聞きます。

今、こういったしっかりと補助制度、補助アイテムを用意していただいているんですけど、そういったところで、もう少しきめ細かに、実際そういった声結構届いていると思うんですが、あと月によって収入もばらばらになっていて、いろいろ大変だという声も私は非常に聞くので、こういったものと、また別に、本当に所得が、もっともっと今、一般質問では、同僚議員の質問で、年収200万円以下が46%という話を聞きましたが、もっともっと非課税世帯とか100万円以下の世帯というのは、その中にも結構いらっしゃると思うので、そういったところへの補助をまた検討いただけたらと思いますので、これ要望とさせていただきます。

以上です。

○小林委員

それでは、数点質問させていただきます。

まず1つ目が、病後児保育についてお聞きをしたいと思います。

この事業につきましては、本年4月から、虹ヶ丘幼児学園において病児保育事業、いわゆる病後児対応型がスタートしていますが、まず、子供を施設に預けるまでのプロセスという部分と、これまでの実績という部分でお示しをください。

○松尾こども政策課長

では、ただいま病後児保育の実績というところで御質問いただきましたので、本当に4月、5月ということで速報値にはなりますが、人数をお伝えいたします。

4月につきましては13人、5月につきましては18人というところになります。

以上でございます。

○小林委員

4月については13人ということと、5月については18人ということで理解をいたしました。

すみません、1点だけ私の質問の仕方が悪くて、幼児学園で保育事業が今スタートしたということで、子供を施設に預けるまでのプロセスというか、この部分についてすみません、併せてお示しをください。

○松尾こども政策課長

利用方法というところでお答えをさせていただきます。

通常、利用日前日にインターネット、ウェブで予約をしていただきまして、その後、かかりつけ医を受診をいたしまして、施設が利用可能であるかというところを医師のほうに診ていただいて、その際、翌日の利用が大丈夫ということであれば、病後児保育利用連絡票というものを記載して発行していただきまして、それを持って当日、もう一つ御本人が記載をする病後児保育利用申請書とともに御提出をいただいて、施設のほうで保育をしていただくという形になります。

以上でございます。

○小林委員

本当にプロセスという部分もよく理解ができました。今、いろいろプロセスを聞く中で、結構いろいろと取組という部分が多いなと思ったので、今後の運営の中で少し簡略化できる部分があれば、この部分についてぜひ検討いただきたいというふうに思っております。

この事業を4月、5月でやっていただいて、例えば、預けたくても預けられない、いわゆるキャパオーバーとか、こういうものが発生しているかというところで、例えば本事業を円滑する上での全体的な課題という部分があればお示しをください。

○松尾こども政策課長

開設が4月ということでございますけど、それ以降、先ほど利用人数も説明をさせていただきましたけれども、キャパがオーバーしているという状況にはございません。

あと課題というところでございますけども、施設におきましては、病後児保育施設、専任の看護師と保育士の配置が必要となるということになりますので、利用が少ない日も含めまして、確保ということが必要になりますので、その辺りでちょっと苦慮されているところが課題というふうに聞いております。

○小林委員

キャパオーバーも起きていないというところもよく理解できましたし、その上での課題という部分に行くと、やはり少し大きな課題にはなると思うんですけど、この部分については、しっかりと事業主さんと連携をしていただいて、可能な範囲でフォローをしていただきたいというふうに思っております。

あと、この事業を市民に対してどのような方法で周知をされているか、この部分についてお示しをください。

○松尾こども政策課長

病児保育は4月から始まりましたが、それ以前、令和6年度においてもPR等させていただいている部分があります。

2月21日に記者発表をさせていただいていますが、それ以降、各園において、3月に

なりますけれども、各園からコドモンというアプリケーションを通じて各保護者のほうに情報提供をさせていただいている部分があります。

それ以外にも3月25日、4月号ですけれども、市の広報、同時に市のホームページにおいても掲載をしております。

3月26日には、皆さんも御参加いただいた方もおられるかと思いますが、内覧会を開催いたしましたので、そこで報道等にもお披露目をさせていただいております。

本当の3月末には市内病院においても、ポスターを掲示をさせていただいております。これは、ちょっと日にちは定かではないんですが、他市の広報紙においても掲載をさせていただいて、他市から御利用される方もおられるかもしれませんので、近隣の他市の広報紙にも掲載をいただきました。

あと4月以降、またコドモンの情報配信であるとか、あと市内全小学校の児童にチラシを配布させていただいております。このようにしてPRをさせていただいております。以上でございます。

○小林委員

様々な方法を使って市民に対して周知をされているということをよく理解はできました。実際に利用された方とお話をさせていただいたんですけど、私の中で聞いているのが、最初の預ける前のプロセスが結構煩雑だなと、複雑だなというところがあったので、そこが1つポイントとしてありましたけど、基本的には非常に助かっているという声をお聞きします。

今までほかの市に預けて、それから光市に仕事に来る方という方もおられたみたいなので、そういう観点からすると、やはり光市にこういう施設があるというのは非常にありがたいというふうな言葉をいただいておりますので、ぜひこの事業を持続的につながるように引き続きの取組のほうをお願いをしておきます。

もう一点だけ、すいません。ファミリーサポート制度について少しお聞きをさせていただきたいと思います。

まず1つ目としては、ここ数年の本制度の利用件数、この部分についてお示しをください。

○松尾こども政策課長

それでは、過去の利用件数ということでございます。令和6年度は速報値ということでお答えをさせていただきます。3年間ほどお答えをさせていただきます。

令和4年度が230件、令和5年度が509件、令和6年度が586件。

以上でございます。

○小林委員

理解しました。非常に利用件数が増えているということは、やっぱりニーズに合っている制度だということを理解いたしました。

その上で、今年の4月から対象者が中学生まで拡充されたということを踏まえまして、

これまで中学生の利用状況というか利用件数というか、この部分が分かればお示しをください。

○松尾こども政策課長

4月以降、中学生まで拡大したということですが、その利用状況につきましては、これまで利用実績はございません。

以上でございます。

○小林委員

状況についてよく分かりました。せっかく中学生まで広げていったということもあってPRのほうもしっかりとされていると思いますが、引き続き、やっぱり今から部活動の地域移行を進んでいくにあたっては、この制度というところの使い方によっては非常に有効だというふうに思っておりますので、引き続きPRのほうをお願いをしておきたいというふうに思います。

あと、この制度というのは、やはり依頼会員と協力会員をつなぐマッチングというのが非常に僕重要だと思っております、このマッチングを行う上で、どういう点を大事にしているのかというところとか、あるいはどのようなことに注意をしているのか、この部分についてお示しをください。

○松尾こども政策課長

これは主に施設、サポートセンターを運営している職員等とも確認をし私どもも感じるところでもありますけれども、基本的には依頼会員の方が安心して利用できること、協力会員が安全に活動できるよう心がけております。その上で、両者の立場に寄り添うことを大切にしております。

まず、依頼内容や子供の特性等について十分に確認をし、その上で協力会員の年齢とか経験、スキルというものを踏まえなければなりません。さらに、移動距離とか場所とかいうものも、できるだけ両会員の負担の軽減が図られるような配慮をした上でのマッチングというふうになっております。

以上でございます。

○小林委員

まさしく、こういうマッチングを行うにあたってのプロセスを非常に大事にされているということはよく理解できましたし、だからこそ、こういう利用件数が増えているのかなというふうに思います。やはりこのマッチングという部分がうまくいかないと、多分利用回数も単発的になってしまうんですね。そういうところを踏まえると、このマッチングをきっちりやっていただけるといいうところは非常にありがたいというふうに思っています。

最後、協力会員をより増やしていくための取組、この部分について最後お示しをください。

○松尾こども政策課長

一昨年は年間を通じて募集の強化ということで様々取組をいたしておりますけれども、本年度はそのような強化ということでの取組は予定はしておりません。ただ、地域の子育て団体等へ声かけをしたり、会員からの御紹介を受けたりとかいうことで、継続的に協力会員は募集をしております。

毎年7月がファミサポ自体が県のPRキャンペーン期間ということになっておりますので、これに併せまして公共施設等とか、あとそのほかのところも可能であればということを考えておりますけれども、ポスターの掲示とかチラシとかいうようなことを、この期間に併せてできたらというふうに思っております。

以上でございます。

○小林委員

よく理解できました。

以上です。

○西村委員

すいません。そしたら、保育所の入所にあたっての待機児童に関する点について、1点、2点質問をさせていただきたいんですが。

まず状況として、国の定める待機児童に該当する方が今現在いらっしゃるのかどうか、そのあたりを教えていただければと思います。

○松尾こども政策課長

国の定義に当てはまる待機児童がいるかどうかということでございますけれども、本年4月1日現在は、そのような児童はございません。

以上です。

○西村委員

そうしたら、次に国の定める基準である待機児童には該当しないけれども、希望する園に入所ができずに入園を待っている状態、いわゆる隠れ待機児童に当たるような事案というのは、これはあるのかどうか、そのあたりについて伺います。

○松尾こども政策課長

先ほど委員が申されましたように、特定の保育所を希望するということで入所がかなわない児童というのは、4月1日現在で14名いらっしゃいます。

以上です。

○西村委員

いわゆるそういった隠れ待機児童に当たる方というのが14名ほどいらっしゃるという

ことで、これには私のところにもいろんな声が届くんですけども。今住んでいる地域に近いところに入所をしたいという希望であったりとか、取組を重視して特定の保育所に入所したりとか、いろんな実態というか声がある中で。

国、市としても保育士さんの確保というものがものすごく課題になっていると。ただ、子供の数はどんどん減っていくという中で、なかなか民間の事業所というところも絡んでくる中で非常に難しい側面もあるかなというふうに思うんですが。

まず、また今後聞いていこうとは思いますが、そういった入所を隠れ待機児童になっている要因というのは、何かしら入所が固まる、希望が固まるということに要因があるはずですので、そのあたりについてはまた今後お聞きをしていこうと思いますので、状況をまずは正確に、どういった理由で隠れ待機児童になっているのかという点について、今後まず把握をしていただきたいというふうに思いますので、またこれは今後聞いていきたいと思いますので、そのあたりからまず要望をしておきたいと思います。

以上です。

○井垣委員

先ほど同僚議員からひとり親家族に対する補助金などの質問がございましたが、ちょっと確認なんですけども、児童扶養手当というのは18歳までの子供がいて、別居している人のところとおっしゃいましたっけ、ちょっと確認なんですけど。

○森永こども家庭課長

児童扶養手当の対象の方についての御質問というふうに理解してお答えいたします。

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない等の状況にある児童が育成されている家庭の生活の安定等を目的に支給される手当となっております。

以上でございます。

○井垣委員

すいません、もう一回お願いします。ちょっと分かんなかったです。

○森永こども家庭課長

お子様のお父さん、お母さんと生計を同じくしていない。ですので、御両親がそろっていない状態の御家庭というような認識でよろしいかと思います。

○井垣委員

それはですから、ひとり親家庭の定義と言ってもいいわけですね。あ、分かりました、そういうことですね。

それで、私ちょっと一般質問でもシングルマザーについて質問させていただいたんですけども、ただのひとり親家庭じゃなくて、光市に外の市から移住してきたひとり親家庭についての補助というのはありますでしょうか。

○森永こども家庭課長

他市等から移住されてきたひとり親家庭の方に対する支援という御質問でございましたが、移住者に特化した支援というものはございません。

以上でございます。

○大田委員

補正予算の続きなんですが、带状疱疹の予防接種、今現在結構老人に多くなっていると、予防接種を受けてくださいというふうにいろいろ出てるんですが、その状況を市の方針としてはどういうふうに考えておられるか教えてください。

○清水健康増進課長

高齢者にそういった症状が出るというところで予防接種、定期予防接種B類になったというところでございますので、補助については御不安のある方については積極的に接種のほうをしていただけたらと考えております。

以上でございます。

○大田委員

市のほうとしては、個人が勝手に受けてくださいよということだけで、それで終わりですか。

○清水健康増進課長

今年度対象になられた方につきましては、はがきで御案内をしております。それで御自身の体調と御不安があれば、打っていただける制度を今整備しておるところでございます。

以上です。

○大田委員

そうすると、そういうふうに市のほうから御老人の方に対してから、带状疱疹のことについて御連絡をするが、予防接種を受けられた方は、これはもう市のほうは関知しない、個人でお金を払ってくださいということになるわけですかね。今の答弁だったら、そういう解釈になるんですが。

○清水健康増進課長

带状疱疹につきましては、今年度からB類疾病というところで予防接種、定期予防接種をしております。そのことから先ほども申し上げましたように、個人負担は3割頂くようになりますけれども、公費負担もセットで予防接種のほうの費用に含んでおりますので、対象の年齢のときに打っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○大田委員

対象の年齢のときになると、それは一般的な3割負担じゃなくて市が全額見るとかいうようなことがあるんですか。それともやっぱり一般と同じで3割負担なんですか。

○清水健康増進課長

带状疱疹の予防接種につきましては、対象の方については公費が7割入ります。ただ、その対象の年齢でない方につきましては、全額自己負担で打っていただくようになります。

以上でございます。

○大田委員

となると、市は対象で年齢でない方は全額個人負担をなさいよという答弁だったが、個人でもう予防接種を受けてくださいということの解釈でよろしいんですね。

○清水健康増進課長

現状ではそのようになっております。今年度につきましては、65歳以上、5歳刻みで、65歳、70歳、75歳というふうな年齢の方、5歳刻みの方が対象になっておりまして、これを5年間で順に打って行って、5年間で65歳以上の方、皆さんが打てるような状態を計画しております。

以上でございます。

○大田委員

带状疱疹というのは、いつ出るか分からないということで、65歳以上が5歳単位で市の方針としては考えておるから、5歳単位で全額市が見てくれるから、それに伴って予防接種を受けてくださいという理解でよろしいですかね。

○升福祉保健部長

今、委員のほうから全額市が見るというふうにお話ございましたけれども、これは3割負担をしていただくということで予定をしております。

以上でございます。

○大田委員

5歳単位で行う場合は、一般の通常の診察と同じで3割負担は個人がしてくださいよという理解になると、7割。そのほかのときには10割負担で予防接種をしてくださいという解釈でよろしいということですね。

○清水健康増進課長

今、委員おっしゃられたように、今年については65歳、70歳、75歳、5歳刻みの方が対象になります。1年ずつ、その年に到達する方に順に打って行って、5年間で皆さん、

接種ができるような準備をしております。その年齢に達したときに、個人負担が3割、市費の負担が7割で接種をしていただくようになります。

ただ、その年齢に該当しない場合は10割自己負担で打っていただくということです。

○大田委員

なかなか、市のほうも大変じゃろうと思うんですが、今、带状疱疹というのは非常に危ない病気とも言われております。だから、なるたけなら予防接種を受けてもらうような感じで、市のほうも何ぼか常に負担をかけてもらいたいと思っております。

また、百日咳というのも、今頃、近年になってから随分はやってまいりました。それに対する市の方針というのは、昼休み後でもいいですから、そのところをお答えください。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○清水健康増進課長

百日咳の予防接種について御質問がございました。百日咳の予防接種につきましては、乳幼児期のA類定期予防接種といたしまして、これは全額公費負担で行っております。その後なんですが、それ以外の場合ですと、医師の診断により接種は可能ですが、これは任意の接種となります。任意の接種となることから、費用についても自己負担ということです。

以上でございます。

○大田委員

乳幼児のときは全額、市が見てくださるということで、それ以外の方ちゅうことは、もう年齢的に3歳ぐらい頃からか4歳ぐらい頃からか、全部自己負担という考えになるんですが、それでよろしいんですかね。

○清水健康増進課長

予防接種法に定められた期間以外の接種につきましては、任意の接種として自己負担ということでお願いをしております。

以上です。

○大田委員

だから何歳ぐらいから任意の接種になるのかという、お聞きしているんです。

○清水健康増進課長

百日咳につきましては、生後90か月に至るまでに接種を行うということになっておりますので、7歳ぐらいになろうかと思えます。

○大田委員

そこで、今、百日咳がテレビやら新聞なんかで増加傾向にあるというふうにお聞きしているんですが、山口県はあんまりそんなに出ていないんですが、その予防接種というのは、皆さんにお知らせする方法とかいうのは何か考えておられるんですか。

○清水健康増進課長

百日咳の予防接種に関しましては、注意喚起等を市のホームページ等でも行っております。

以上でございます。

○大田委員

90か月まではもう市が全額負担であるから、それに対する市民への周知は徹底されているのかどうかお聞きしたいんですが。

○清水健康増進課長

市が実施しております母子健診等で、計画等は確認をしておるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そしたら、母子手帳なんかでも確認しておるということで、90か月までは全額市が負担するようになっていきますから、そのところはもっとよく市民に徹底した広報なんかをしてもらいたいと思っております。

次に、風疹によるというのが今頃、結構風疹出ているんですが、それに対する予防接種なんかは市としてはどういうふうに考えておられるか教えてください。

○清水健康増進課長

風疹につきましては、令和7年3月31日まで追加対策ということで追加の予防接種を行っていましたが、ワクチン不足等で接種できないという方がいらっしゃったことから、令和9年3月31日まで風疹の5期ということで追加の予防接種を行っております。

これは対象者が限られておりまして、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの男性で、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風疹の抗体が不十分であった方。この方に対して、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間、公費負担で追加接種を実施しております。

以上でございます。

○大田委員

それは要するに、どこかの医療機関に行かれて、その検査をしなくては分からないというふうに、今の答弁ではお聞きしたんですが、そういうことになっておるわけですか。

○清水健康増進課長

医療機関で判断をした上での予防接種という形になります。
以上です。

○大田委員

それはいきなりは、今の答弁のようにいきなりは予防接種は受けられないという、そういうのは周知徹底されているんですかね。

○清水健康増進課長

対象者、先ほど申しましたけれど、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの方に関しては、継続的にというか通知をして抗体検査を受けてくださいというような御案内はしております。

以上でございます。

○大田委員

それは文書で御案内ということで解釈でよろしいですか。

○清水健康増進課長

当初、文書で御案内をしております。

○大田委員

その方たちの受診率というのは、どのぐらいおられるんでしょうかね。

○清水健康増進課長

令和3年度につきましては、通知3,960人に対して受検者数が381人。令和4年度は対象者3,640人に対して181人。令和5年度が3,496人に通知した上で91人が受検をされております。

以上でございます。

○大田委員

えらい受診率が低いように思うんですが、その対策というのは、受診率を上げる対策というのはどのようなことをされておられますか。

○清水健康増進課長

こういった文書の通知で各対象者のほうには御案内をしているところです。
以上です。

○大田委員

文書で通知。風疹というのも大変危ない病気ではありますが、ぜひとも受診率が上がる

ように、今後どういうふうになれようと今までどおり文書の通知だけでいいというふう
に、市の方針としてはそねえなという考えなんですかね。

○清水健康増進課長

基本的には文書の勧奨というのを基本に御案内をさせていただく予定でございます。

○大田委員

しつこいようですが、これを上げるためには文書の通知だけで年1回か、それとももう一遍出したからもういいとかいう感じでおられるということですかね。

○清水健康増進課長

現状におきましては、文書の通知ということを考えております。できる方法、例えばホームページとかですね、そういったものを活用できる場面があれば、こういったところも活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

ホームページでから出すのもそれはそうなんでしょうけど、こういうふうにより特定の人間がもう分かっているという場合には、文書の通知どのくらい出されたんか分かりませんが、受診率を上げるためにはやっぱり風疹にかからないようにしてもらうための予防接種と思うんですが、文書の通知を何通ぐらい出されたんですかね。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○清水健康増進課長

風疹の予防接種の勧奨につきましては、令和元年度開始以降、毎年対象者に通知をしておるところでございます。

以上でございます。

○大田委員

分かりました。重い病気でありますので、なるべく毎年1回送っておられるらしいんですが、もっと予防接種を受けられるような市の勧奨をしていてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、生活保護について、今の現状ですかね。あれちょっと教えてもらいたいんですが。

○岡村福祉総務課長

生活保護の状況でございます。現在、市内で令和6年度末の状況でございます。速報値となりますが、月平均で261世帯、人員で305名の方が生活保護を受給されております。

以上です。

○大田委員

この261世帯、305人、以前はよく若い人が受けておられるというお話をお聞きしておったのですが、現在どのような状況になっちゃるんでしょうか。

○岡村福祉総務課長

現在261世帯のうち高齢者世帯が179世帯、母子世帯が5世帯、障害を理由として保護を受けられている方が47世帯、そのほかの世帯が30世帯でございます。

以上です。

○大田委員

この生活保護を受けられるということは、以前お聞きした中では、月に6万円ぐらいあったら生活保護が受けられないよとかいうふうにちらっとお聞きしたんですが、現在もそのような状況なんじゃないかな。

○岡村福祉総務課長

6万円というお話がありましたが、これは国が示すモデルケースで言いますと、高齢者単身世帯、68歳をモデルとしたケースでございます。高齢者単身68歳の場合は、生活扶助費が6万9,670円、本市の場合はなっております。

以上です。

○大田委員

その人が、何かあったらいけんから言うて6万円ぐらい貯金を持っておられた場合は、それはその分がなくなるまで生活保護をもらえないという思いでよろしゅうございますか。

○岡村福祉総務課長

生活保護の受給は、先ほど申しあげました保護基準を下回る場合に生活保護が受けられるということになりますので、預貯金等が先ほど申しあげました高齢者単身68歳の世帯であれば、6万9,670円を超える収入があったり預貯金等があった場合は受けられない、それ以下の場合は受けられるということになります。

以上です。

○大田委員

分かりました。それから、現在261世帯の305人というふうなんですが、これは今、増加傾向にあるんですか、減少傾向にあるんですか。

○岡村福祉総務課長

本市における生活保護の状況でございますが、令和4年度が287世帯、令和5年度が273世帯、令和6年度が先ほど申し上げましたとおり261世帯ですので、減少傾向にあると言えます。

○大田委員

分かりました。少しずつ減って減少傾向にあるということは、自立されている家庭が増えていくということで実に喜ばしいことと私は思っておるんですが、そのところはもっと自立世帯が増えてもらえるような市の政策をもっと進めてもらいたいと思っております。それでよろしく願いいたします。

次に、子ども医療費はもうできて3年ぐらいになると思うんですが、大変ありがたいことでございます。子供を育てる家庭にとっては、子ども医療費助成制度というのは。それで今現状として市からの医療費ちゅうのは、どのぐらいの医療費が使われているようになっているんですかね。

○松尾こども政策課長

子ども医療費の受給の状況と助成の状況ということでお伝えをさせていただきます。

令和5年度と令和6年度、6年度は速報値ですが、その比較になるようにお伝えをさせていただけたらと思います。前提として、子ども医療費と言っても乳幼児医療と子ども医療費というふうに2つにちょっと分かれておりますので、そのあたりもちょっと別々でご説明をさせていただけたらと思います。

まず、昨年度決算がありました令和5年度の乳幼児医療費につきましては、助成対象者については2,019人、助成額につきましては8,839万5,000円。同じく令和5年度の子ども医療費につきましては1億2,031万7,000円。あ、ごめんなさい、助成対象者は3,272人になります。これが令和5年度になります。

速報値となります令和6年度ですが、まず乳幼児医療ですが、助成対象者は1,933人、助成額は7,688万円になります。子ども医療費ですが、助成対象者は4,248人、助成額は1億3,254万6,000円。

以上です。

○大田委員

結構な金額になりますね。それで、これ今子ども医療費、乳幼児医療費は結構な金額になるんです。先ほどひとり親家庭のところでも親と子どもの医療費が言っておられたんですが、それはこれの中に入っているんですかね、ひとり親家庭の子どもの医療費。

○松尾こども政策課長

ひとり親家庭に対する医療費につきましては、先ほど申しました子ども医療費の中には含まれておりません。

以上です。

○大田委員

ひとり親家庭の場合は国が助成するから入っていないという解釈になるんですかね。

○松尾こども政策課長

ひとり親家庭の医療費と子どもの医療費につきましては、ちょっと制度が別になりますので、合算をしていないという意味でございます。

○大田委員

あ、そうなんだ。先ほど子ども医療費の場合にこんなに多いのかと思ったんですが、プラス子ども医療費、乳幼児医療費出すと、もっと増えるということになると思うんですが、制度が違うから入れないということでございますが、生活保護世帯の場合にも医療扶助費があるから、それも入れないということになるんですかね。

○岡村福祉総務課長

生活保護者の場合は生活保護のほうから医療扶助が出ますので、ひとり親とか子ども医療とかそのあたりの助成の対象外となります。

○大田委員

ならない。

○岡村福祉総務課長

ならないです。

○大田委員

となると、令和6年度なんかは7,600万円と1億3,200万円とこういうふうになっているんですが、プラスひとり親家庭と生活保障費になると、それが約もう3分の1以上増えるという感じになりますよね。そうすると医療費——子ども医療費は市の単独だから初めから入れないよと言えればそれまでなんですが、そこのところ計算されたことありますか。子ども医療費の補助制度を、ひとり親家庭と生活保護への子ども医療を足した計算をされたことありますか。

○松尾こども政策課長

申し訳ございません。これまでに全ての医療費を足して計算をしたというようなことはございません。

○大田委員

分かりました。子ども医療費は大変市民の皆さんに助かってありがたいことでございますから、今後ともずっと継続できるようにお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、憩いの家が廃止のときに、老人たちがサロンやら教室において行くところなくなるからどうしたらいいか、どのように考えておられるかとお聞きしたときに、答弁として自宅を使ったらいいよと、個人の家を使ったらいいよという答弁があったんですが、その後の状況を教えてください。

○藤岡高齢者支援課長

大和老人憩いの家のお話かと思います。廃止の際にというところでの御質問をいただきましたが、まず最初にちょっとお断りといいますか確認ですけれども、委員のほうから行くところがない方は自宅を使えばいいというような趣旨の答弁があったというお話ございましたが、私どもとしては活動場所、移転をしていただくに際して、もちろん御協力、支援はしていかなきゃいけないという状況の下、皆様方、それまでに活動していらっしゃった方に、自宅もサロンの制度上は活動の場として認められておりますので、選択肢の一つであるというような意味合いではお示しをしたことはございますが、自宅への活動場所の移動へ誘導をするような言い方は、議会における答弁、委員会における答弁におきましても、直接団体の方とお話をする際にも、そのような投げかけはしていないので、まずちょっとお断りをさせていただきます。

すいません、それを踏まえました上で、御質問の自宅での活動も含め事後の活動場所についての御質問かと思います。主な利用団体につきましては、地域の自治会でありますとか、先ほども申し上げましたがサロンであったりというところが多くございました。

当時の聞き取りでは、用途廃止後の活動場所といたしましては、地域のコミュニティセンターですとか集会所を活用するという声が多かったと認識をしております。

その中でも、自治会の中では活動頻度が自治会の総会等に利用されて年に一、二回程度であったというところもありましたので、御自宅という面で言えば、自治会長さんのお宅で実施をされるというふうに変えられたというお声もお聞きしましたし、一部のサロンでは代表者のお宅をお借りをして、そこで開催をしたというようなお声も聞いております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、実際に自治会長さんの家か代表者の家でサロンなんかは開いておられたという実例があるということですね。

○藤岡高齢者支援課長

お見込みのとおりでございます。

○大田委員

現在はどねえなっちゃうんですか。

○藤岡高齢者支援課長

すいません、活動場所を廃止の際に、やはり移転先がないとなかなか難しいというところで、廃止の際にはお声かけもさせていただき、また聞き取りもしておりますが、その時点ではというところで、その後、ちょっと追跡調査というものを全数やっているというわけではございませんので、その後もお聞きをしている形では今言ったようなお答えになりますけれども、今現在というところで、その廃止時点、そういった想定をされていたところが、今もそういった使われ方をされているかどうかというのは確証はございません。繰り返しになりますけれども、コミュニティセンターや集会所等を中心に引き続き利用されているものと認識しております。

以上でございます。

○大田委員

大和老人憩いの家が廃止になるときに、サロンなんかは週に1遍か週に2遍開催されておったんですよね。そのときにどうしたらいいかとお聞きしたときに、代表者の方なんかにはそういう答弁されていなかったように今言われたんですが、議会ではそういう答弁があったわけですよ。だから、個人の家でやることはおかしいんじゃないかなちゅう思いでお聞きさせてもらったんですが。

今現在、集会所でなくてコミュニティセンターとかいろんなところで週1回か2遍を、今言われた月2遍とかに数を減らして開催されているみたいなんです、現状としてはですね。そうすると、やっぱりサロンなんかは、皆さんのような集いの場で、皆さんとの、人との出会いなんかがあるところで、元気をもらっているというか、人と会うというか、それで社交的になるというか、場でもあると思うんです。

だから、近くでいろんなあったほうがいいと思っておったんですが、そういうふうな、フォローもししっかりと、市としては、せっかく大和老人憩いの家があったのに、それを耐用年数来たからやりませんよというようにして、解体されておられるんですが、そのところのフォローというのは、私はもっとされてもいいと思うんです。

市のほうとしては、そのフォローというのは、どうふうに考えとられるか、何か考えがあったら教えてください。

○藤岡高齢者支援課長

委員仰せのとおり、やはり高齢者が集う場というのは、介護予防の観点からも、また御自宅へ閉じ籠もりの防止、そういったものにも大変寄与しているというところで、我々としても、事業の1つとしては、先ほどから繰り返し申し上げますように、サロンの実施等については、補助しながら支援をしてきたところでございます。

もちろん自宅から近い場所に開催場所がというところは、やはり一番目指すべきところで、やっぱり出やすさ、集いやすさというところを考えれば、自宅から近距離にある施設というのは、当然これまで大和老人憩いの家が果たされた役割というのは、非常に大きかったと思います。

ただ、このたび廃止に至った経緯の中では、そういった利用が、全部が全部ではありません。もちろん委員から御紹介ありましたように、サロンでの比較的頻度も高かった

施設もあるよというのは、お伺いしておりますが、やはりもう一つは老朽化という視点もありましたので、こうした方針決定につながったわけですが、そうした中で、これも繰り返しになりますが、活動場所移転に際しては、しっかり我々としても寄り添って対応してきたつもりでございます。

お示しする中で、比較的近隣の公共施設で、先ほども言いましたが、コミュニティセンターですとか、地域の自治会館、集会所等を、御紹介もしながら、どこかいいところがないか、活動機会とタイミングが、状況が合うようなところは、御協力をしながらやってきたつもりです。

今後も引き続き、そういった場所を、やはりやりたいけど開催場所がないという声、これは大和老人憩いの家の廃止に伴ったものではなくて、お声としてお聞きするときもありますので、そういった際にも、引き続き、高齢者のほうに寄り添って対応していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○大田委員

ぜひ高齢者の方に、しっかりとフォローしてもらいたいと思うんですが、今現在、高齢者の方の運転免許証の返済を、運転するだけしないでしょうというて、返済を、補助金ですか、あれなんかも出しておられるところもあると思うんですが、やっぱり相乗りというの、なかなか問題があるところがございますので、ぜひとも、そのところ市のほうとして、フォローというか、そういうサロンなんかに行くのにもいろいろ弊害が出てきえるようにお聞きしておりますので、ぜひともそのところをよくフォローしてもらいたい、私は思っとるんです。

大和老人憩いの家だけではなく、光全域がそうなんだろうと思うんですが、やっぱりそのところ、いろいろ福祉のほうとして、高齢者の方々に寄り添った市政をやっているてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○井垣委員

ひとり親家庭の児童扶養手当について、もう一点だけ確認させてください。

先ほど、子供1人について、4万6,690円という額がありますけども、子供が2人も、3人もいる場合は、これの2倍、3倍という計算でよろしいんでしょうか。

○森永こども家庭課長

児童扶養手当の児童2人の場合、それから児童3人目以降の加算の仕方についてのお問合せをいただきました。

児童2人の場合の金額を御紹介しますと、全部支給が月額5万7,720円、それから一部支給が5万7,700円から1万6,530円の間で、所得に応じて決定をさせていただいております。

児童3人目以降の加算につきましては、1人につき、全部支給の場合はプラスで1万1,030円、それから一部支給は1万1,020円から5,520円の間で、所得に応じて決定され、

加算されているということでございます。
以上でございます。

○井垣委員
ありがとうございました。

3 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第46号 令和7年度光市一般会計補正予算（第1号）〔所管分〕

説 明：佐々木経済部次長 ～別紙

質 疑

○清水委員

補正予算第9ページ、10ページの今、説明がありました、地域おこし協力隊活動支援事業交付金についてですが、地域おこし協力隊の現在の活動内容というのを、詳しく教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの地域おこし協力隊の活動、この補正の対象の隊員についてお答えを申し上げます。

このたびの補正で計上しております新たな隊員でございますけれども、本会議でもお答え申し上げましたように、東京都から着任する30代の男性でございます。現在、任務として想定しているのは、本市における食をテーマとした新たな魅力や価値の創造を務めていただくこととしております。

本人からは、プレゼン力、ロゴやチラシなどのデザイン力、調理力、こういったものをアピールされておりますことから、まずは、今年度は住民のつながりの構築や地元食材の検討などに関わっていただこうと思っております。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。

以上です。

○大田委員

農業振興拠点施設の用地購入費301万7,000円上がっているんですけど、これは何平米ぐらいの購入なんですか。

○影土井農林水産課長

土地の面積でございますが、1,775m²でございます。

以上でございます。

○大田委員

これは、現在の里の厨がある裏側の道路の反対側の土地になるわけですか。

○影土井農林水産課長

里の厨の正面にアスファルトの敷いてある駐車場があるかと思いますが、本駐車場用地をこれまで借地として借り受けておりましたので、購入させていただくということでございます。

以上でございます。

○大田委員

現在、アスファルトの舗装された駐車場分、大体全部ぐらいということの解釈になるんですが、よろしいですか。

○影土井農林水産課長

その通りです。

○大田委員

少なくとも、今言った裏側というか、市道か、あれの反対側の２段の駐車場がある。

○委員長

大田委員、マイクを近づけてください。

○大田委員

あれはまだ借地のままということになるんですか。

○影土井農林水産課長

第２駐車場につきましては、建設当初より購入している土地でございます。
以上でございます。

○大田委員

あそこの２段とも全部購入じゃったんですか。１つ借地じゃなかったですか。

○影土井農林水産課長

その上の段、いわゆる第３駐車場につきましては、里の厨事業協同組合が、職員の駐車場用地として借り受けているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そこの借地料は、そうなると、里の厨が払うと、市が予算化じゃなくて、里の厨が払うということになる。

○影土井農林水産課長

第3駐車場につきましては、里の厨の事業協同組合が職員の駐車場として借りているということですので、市の予算とは関係ございません。

○大田委員

はい、了解。

移住で、地域おこし協力隊活動について、これは地域としては、どこに配置されるわけですか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

本会議でもお答えしましたとおり、基本的には、先ほど申し上げましたように、市内全域の住民とのつながりや、市内全域の地元食材の検討などを、今年度行っていただく予定としております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、拠点は市役所。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

そのとおりでございます。

○大田委員

そうなんだ。そうすると、市役所から各ところにプレゼンするために歩き回って、そのよいもののプレゼン力を上げていくというふうな考えでよろしいですか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

人とのつながりとの構築の間で、アピールされているプレゼン力を使って、つながりをつくっていただいたり、それを発信していただいたりする予定にしております。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○萬谷委員

この土曜日、この間、おとといの話ですけども、早速もう海の家がオープンしたといううわさを聞きました。

この海の家、何月から何月までが、基本的に対象期間というか、お知らせください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの海を家の設置期間でございますけど、位置づけが、海水浴場の休憩施設や附属施設となっておりますして、観光協会が主体となって、県から行政財産の使用許可などを受けているところでございます。

したがいまして、現在の具体的な使用期間は、海水浴場の開設期間と、その前、準備期間と撤去期間を含めて、6月から9月までの4か月としているところでございます。

以上でございます。

○萬谷委員

海を家の、いろいろ聞いた話によると、やっぱり建てたり壊したりというのは、お金がかかるというところで、出店にちょっと尻込みをしたり、もしくは、いろいろ考えなきゃいけないというところでございまして、これ、今の話によると、海水浴場の設定なので、難しいのかもしれないんですが、例えば、秋、冬、春、建てっぱなしというような、当然営業は前提です、でもやっぱり営業するという前提で建てっ放しにするわけにはいかない。どうですか、そういうの。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

許認可の権限があるのは県ということを前提にはなりますが、一般的には、通年となりますと、県の保有林に一般の飲食業者がずっと営業しているものと取られかねません。

そうしたことから、公平性の担保が難しいという点と、仮設建築物ではなく、工作物の新築というような位置づけになりますので、一般的には、今より許認可のハードルが高くなってくるものと考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

いろいろ話を聞くと、やっぱり今は本当夏だけではなくて、秋も冬も、冬というのはちょっと寒いかなという気持ちもあるんですけども、そういう意味で、その辺、範囲を広げてもらえないかなという気持ちも少しありますし、例えば、僕らが小っちゃい頃というのは、お盆を越えたら海水浴しちゃけいけんって、いろいろうわさがあったり、基本的にはクラゲがいっぱい出てくるから、海に入らんほうがいいよという意味合いで、お盆を過ぎたら海水浴客が来ないというイメージで、その辺で、海の家を畳む方々もおったんですけども、今はやっぱり普通の服を着て、海水浴の人間じゃなくても、使う人もいっぱいいると思いますので、その辺も考えて、これは聞いてみただけですので、今からいろいろとできることがあれば、動いていきたいなと思っておりますんで、聞かせていただきました。

それと、シャワーは何月から何月まで、設置しているものなんですか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

シャワーにつきましては、海水浴開設期間に限り設置しております。
以上でございます。

○萬谷委員

1日の時間、何時から何時まで、教えていただけますか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

海水浴の開設時間が10時から午後5時まででございますので、その後の30分を含めて10時から午後5時30分までとしているところでございます。
以上でございます。

○萬谷委員

海水浴の時間が10時から17時までということだから、市としては、それ以降、海水浴してもいいよというようなことはちょっと言いづらいという立場なんだろうけども、大体5時半ぐらいにシャワー終わりますよという放送が、実は去年もかかっていたと、早よ帰れという、実際早よ帰れなんだろう、5時までしか泳いじゃいけないかなっているんだったら、早よ帰れでいいんでしょうけども、あまりにも早よ帰れの放送が残念だなというような感じで聞いたので、ぜひうまいこと、もうちょっと延ばせないかなという声もありましたし、実際、小学生とかは5時で上がるほうがいいんでしょうけど、大人たちはやっぱり明るいうちはというところも若干あるので、放送をかけるのか、かけないのかも含めて、今年は検討していただきたいと思っておりますので、いろいろ担当する方々の時間もあるんでしょうけど、そういう声があったというときは御理解いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。
以上です。

○清水委員

地域おこし協力隊のことなんですが、先ほど、補正のところで、今年度、補正予算の交付金のところ聞いたんですが、今までの過去のところ、もう少し聞きたいんですが、先ほどちょっと魅力発信とか聞きましたが、一旦ちょっと活動内容、今までのも含めて、こういった活動をしておるといものを、具体的に教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

今までの地域おこし協力隊の活動でございます。

基本的には、これまで2人の方が地域コミュニティの活性化という観点から、平成30年の7月から令和3年の7月までの3年間、それから室積地域を中心に、令和3年の7月から令和7年の3月までの、コロナの時期を含めましてのほぼ3年間を地域コミュニティの活性化ということで取り組んでおられます。

この4月から観光振興の観点ということで、東京都から着任いただきまして、市や観

光協会を拠点に。既存事業の見直しや観光客の受入れ体制の整備、この辺を今取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ちなみに、今までの2名の方もそうなんですけど、他市の地域おこし協力隊の方との交流とか、そういった場はあったんでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

他市町の地域おこし協力隊隊員との交流、個人隊員の場合は承知しておりませんが、市としてそういう具体的な交流の場を設けたことはございません。

以上でございます。

○清水委員

はい、分かりました。先日、この委員会で宇部市に視察に行ったときに、地域おこし協力隊の宇部市での取組の事例とかを教えていただいて、その中でOB、OGの方がそのまま定住されて、それで、その後も移住者に対するイベントを自発的に開いておったりとかして、非常にいい取組だなというのをちょっと学んできました。

地域おこし協力隊って、他市を見ても、3年間終わって一番の課題って、その後の定住しにくさというのが課題として上げられておりますので、光市もまだ2名で、これから3人目の方ということなので、ぜひ、その宇部市のような、他市のいい事例だったりとか、その他市の協力隊の方との交流で、協力隊あるあるみたいなのところとかもあって、こういうのいいねと、定住された方のよかったよという話とか、そういうのを、どんどん行政としてもPR、協力隊の方にいろいろアナウンスできたら、それもその後の定住のしやすさにつながるんじゃないかなと思いますので、そのあたりも、ぜひ検討いただけたらと思います。

では、もう一点質問させていただきます。農産物生産技術指導員の方の質問なんですが、農産物生産技術指導員が、具体的にどんな仕事をしているかというのを、ひとつ教えてください。

○影土井農林水産課長

里の厨に常駐して業務に当たっている農産物生産技術指導員の具体的な取組でございますが、本年度も、例えば、野菜の栽培指導教室、通称「楽農塾」を市内各所に出向き、家庭菜園も含めた野菜等の栽培に関する講義等を行っているところでございます。

本年も4月号の広報に実施のあらましを掲載させていただき、三島コミュニティセンターをはじめ、光井・室積コミュニティセンター、また里の厨で、月ごとにテーマを決めて、例えば、季節ごとの土作りや農薬の知識、また仕立ての方法など、丁寧に講義をしていただいております。参加者からも大変好評のお言葉をいただいているところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。ちなみに、楽農塾で月ごとにテーマを決めて行うということで、年間に大体どのくらい出前講座とかがっているんでしょうか。

○影土井農林水産課長

参加人数でございますが、令和5年度につきましては、三島コミュニティセンターで11回行っており、76名の参加があったところです。

光井コミュニティセンターでも11回開催し、62名が参加、室積コミュニティセンターも11回開催をして10名、里の厨では16回開催して87名、合わせて計300名の参加があったところです。

令和6年度も、速報値になりますが、三島、光井、室積コミュニティセンターで、各10回開催して、それぞれ45名、37名、88名、また里の厨でも60名の参加があったところでございます。

以上でございます。

○清水委員

分かりました。想像していたよりも多くて、いいなと思いました。

三島のコミセンで受講を受けた方から、すごくためになったという話を個人的に聞いたんです。その中で、内容もすごくよかった、ためになったと聞いたんですけど、個別相談とかには乗ってくれるんでしょうか。コミセン以外で、ちょっと、うちで畑やろうと思うんだけど、来て教えてほしいんだみたいな、個別の相談というのは、お受けできるのかどうかというのを教えてください。

○影土井農林水産課長

個別相談等にも、対応は可能かというところですが、現在は、年間スケジュールの中で取組を行っております。

時代の変化とともに、こうした市民の皆様のご要望やニーズも変化していくものと思っていますので、ご質問いただきました個別具体的な事案につきましても、今後、柔軟に対応できるかどうか、指導員とも相談もしてみたいと考えております。

以上でございます。

○清水委員

はい、分かりました。ぜひ、そういったところも含めて、せっかくいい講座ですから、さらに今この米騒動になってから、僕も一人知り合いの方が、近くの田んぼも、本当に作ってない田んぼを引き継いで、自分らで食べる分はやろうかというのを、地域の3世帯ぐらいの方と話しておるんだという話を聞いたので、それと近所の人に教えてもらうということを書いてたんですけど、せっかくだったら、この農産物生産技術指導員の、

本当にプロの方、プロ中のプロの方ですので、実際に教えてもらうとなると、物すごく知識もいいと思うんです。

それが将来的にどんどん広がっていけば、本市の耕作放棄地とかの解消とか減らしていくような、1つの取組になるんじゃないかなと期待も寄せておりますので、どうか個別相談もぜひよろしくお願いします。

以上です。

○田中委員

何点かお聞きできたらと思います。

まず1点目が今の話内で、地域おこし協力隊についてなんですが、委員会のほうで、宇部市のほうに視察に行って、今まで光市でも地域おこし協力隊を受け入れても、なかなか出会う機会とか、交流する機会がなかったという部分があるので、ぜひ地域おこし協力隊の人と市内の人たち、移住者とか、まちづくりに興味がある人たちの交流会を開催してほしいなと思っているんで、公式で、オフのところで仲間内でやるんじゃなくて、そのあたり何か、特に今回観光という部分なんで、お考えがあればお聞かせいただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

地域おこしの活動の周知という点で申し上げれば、4月から着任した隊員については、このたびPRポスターをつくる時は、報道機関を通じてPRさせていただいております。今後、活動のおりにおいて、その取組を周知していきたいと思っております。

それから、お尋ねの交流会というものについても、先ほどちょっと御説明したように、8月から着任予定の隊員は、人とのつながりを積極的に関わっていききたいというところを話されていますので、8月着任後、市もそことしっかりと連携しながら、そういった機会が持てるように、任務の在り方について、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。プレゼン力、デザイン力、調理力があるということで、室積が特に取組の中心になってくるのかもしれませんが、そういったものが、市民の方も吸収できて、お互い相乗効果でよくなっていけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

今、PRポスターの話が少し出たんですけど、次、お聞きしたいのは、光の4市町の観光ポスターを取り組むんだということで、記者発表等もありましたけど、この戦略、内容について、お聞かせいただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

PRポスター作成の戦略でございます。具体的には、観光振興の中で、マーケティングという考え方から取り組んでいきたいと思っています。

具体的には、認知させて、興味を抱かせて、欲求を持たせて、記憶をさせて、行動に

移すというマーケティングの流れが、一般的な観光振興の1つの基本になるかと思いますが、そういった中で、ポスターの強みというのは、最初の認知させるというところで、不特定多数の方に何気なく目に留めていただけるという、プッシュ型の要素がございました。

つまり、ポスターというのは、光を知らない人に、光市を知っていただく機会に有効でありますけども、通常の光市だけの魅力を掲載したポスターであれば、市外以外にも貼っていくということは、なかなか難しいところがございます。

そうしたところで、このたび、本市と同様に、自治体名に光という名を冠する自治体と連携をいたしまして、ポスターを制作し、相互に活用することで、県外に光市の名を発信しようとするものでございます。

ポスターの詳細については、今、隊員を中心に作成中でございますが、1枚のポスターの中に光市と、それぞれの自治体、日光市、和光市、横芝光町でございますが、それぞれの自治体の観光スポットの画像を、複数枚掲載されたものとして作成しようとしているところでありまして、市民や光市ファンからの共感いただけるよう、SNSなどを通じて、先日アンケートも行ったところでございます。

以上でございます。

○田中委員

概要について分かりました。3市1町ということで、光という名前からのつながりで、今回仕掛けるということだと思うんですけど、プッシュ型でやるということなので、それぞれ市の特徴があって、そこを目的に訪れている人たちに、また興味を引くようなものを届けられないといけないという部分がある中で、3市1町の共通の部分を探すというのは、光という文字がメインになってくると思うので、なかなか難しいと思うんですけど、せっかくのいい機会なので、しっかり発信をしていただけたらと思います。

光の名前を、今回、御縁でこういう取組が出てきて、私もびっくりする部分もありながら、いい取組だなと思っていて、提案も含めてお話をさせていただきたいんですけど、光という部分でいえば、いわゆる光の国の名前出していいのか分からないけど、何とかマンというのがあって、これを生かしたまちづくりに取り組んでいるところもあります。それは東京の区のところが中心になって、広がりとしては、福島県の須賀川市というところが、仮想都市としてM78光の町とかっていうものをやったり、住民登録をやったりしているんです。

そういった部分で、光という部分を御縁で行くならば、こういったことも投げかけとか、取り組めないかなと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

委員、御提案どおり、これまで我がまちの最も強みは、光というそのものだというのは、これまで申し上げてまいりました。

今後もそういった考え方には、変わりはありませんので、このたびの光を冠する自治体との連携というところに思いが至ったところでございます。

御提案のキャラクターを通じた提案で、その連携した後に、こういったことをするのか、その後に、こういった課題があるのかと含めて、まずは3市のポスターを注力させていただきながら、今後の展開として、参考とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。キャラクターの銅像、町なかに1つ置くだけで、それをめがけて訪れたりとか、マンホールにデザインしたものも実際に使ってから、それを訪れる人たち等もいますので、ぜひチャレンジしていただけたらと思いますので、お願いしたいと思います。

もう一つが光という名前からいいますと、光のが、画用紙の「画」と、光画と書いて、写真を目指す部分で、よく写真店とかでも光画というのを使われるんですけど、そういう意味でいえば、写真のまちとして、光市自体が売り出せないかなと思っております。

写真を生かしたまちづくりでいえば、北海道、一般質問において少しだけ触れたこともありますけど、東川町が写真で、まちおこしをやっていて、写真甲子園等もやっているんですけど、そういった意味で、例えば、何かイベントをするたびに、フォトコンテストをやって、受賞者には、光の産物をプレゼントするとか、光の市内の中で使える商品券をプレゼントするとか、そういったことを行うことによって、訪れてもらう、発信してもらうことによって、交流人口とか、関係人口がどんどん広がっていくのかなというように気もするんですけど、そういったことの視点の考えがあれば、お聞かせいただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

今、お尋ねの写真を生かした魅力発信の取組ということでございますが、令和2年に本市におきまして、シティプロモーションの観点から、コンテストを実施し、優秀賞のものについては、ポストカードなどに展開しながら、発信したところでございます。

その取組を通じまして、今現在のInstagram等では、上のリード文のところにございますように、ハッシュタグにひかりの光をつけてる、発信しようというスキームは残しておりますので、光市の優れた景観を、SNSで発信するというのは、今後も当然考えていくべきことと思っておりますので、今後もあらゆるチャンネルを使いながら、光市の風景、画像なども含めて発信してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。その頃シティプロのほうにいらっしゃって、いろいろ仕掛けられた課長だと思いますので、また、こちらに帰ってきて、しっかりそういったことにも取り組んでいただけたらと思いますので、お願いしたいと思います。

次が、内容変わるんですけど、昨年山口県が、光井の県営住宅にお試し暮らし住宅を整備したと思うんですけど、県事業ではあるんですけど、その利用状況について、承知して

いれば、お知らせいただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの県のお試し住宅への状況でございますが、昨年から、仰せのように、県営住宅への1室を使われて供用が開始されております。

基本的には、事業は県の事業ですので、申請から最後の報告まで、県が一連して取り組むこととなりますが、これまでの利用状況でございますが、県からの報告によりますと、本年2月の1か月において、単身の30代の男性が利用されたということでございます。

その1か月の間に、光市を含め、複数の事業所等に、採用試験や雇用相談も行って、光市の移住定住等を前向きに考えられたみたいですが、結果的には、定住には結びつかなかったとの報告を受けております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。就職活動で使われたということで、そういう使い方もあるんだなということで、今、分かりました。

これも宇部市に、委員会で県内視察に行ったときに、お試し住宅のことを紹介いただいて、利用数はあるんだみたいな感じで言われていたので、私も帰ってきてから、周辺のお試し暮らし住宅を調べたら、結構市町が行っていて、予約状況見たら、結構埋まっていたびっくりしたんですが、改めて。

こういった意味で、県が光井の県営住宅に整備した、1か所ではあるんですけど、光市として、そういったものにも取り組む必要があるのかなと、いいのかなというような感じも受けたんですが、このあたりの光市の考え方についてお聞かせいただけたらと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

県の先ほどの取組において、今、光市は、入居当日に、入居者と県と3者立会いの下で、光市の移住施策のことを紹介させていただいているような一定の役割を担っています。

それと、地域によっては、民間が主導で民泊ができるところとか、そういった取組が起きております。そういったところから、移住者が来られたときは、民間団体からも依頼があって、市がそこに赴きまして、3者で移住相談をした実績もございます。

委員が言われるような、県の制度とか、そういった仕組みを、さらに大きくしっかりしたものにしていくことも、今後考えていかないといけないとは思いますが、現状のところ、小さいところから取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。確かに、お試し暮らし住宅整備というのは、借り上げ料とかがいるので、その分が負担になるかなって思う部分があったんで、今お話聞くと、民間の民泊が行われているという部分なんで、例えば、目的によっては、民泊にかかる費用支援するというのであれば、民間とも関わりながら、今、思いつきで言っている分もありますが、民間とも関わりながら、地域活性にもつながるのかなという気がしますので、その辺は地域おこし協力隊も入っているところもございまして、うまいこと、地域とつながって取り組んでいただけたらと思います。

今まで、ちょっと何点かありますので。

次が端的にお聞きするんですが、虹ヶ浜の松林内のことについてお聞きしたいんですけど、昨年来、倒れて枯れている大きな松の大木があるんですけど、これが昨年度末までに撤去されるというような部分で、思っていた部分もあるんですけど、なかなか撤去されずに、また夏の海水浴シーズン迎えてしまうというところで、エリア的には、県のところにあるのかもしれませんが。その状況についてお聞かせいただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

お尋ねの、倒れた松につきましては、県が所有する保安林内の松でございまして。

倒れた松の処理につきましては、土地の管理者であります県農林水産事務所が対応することとなっているところでございます。県によりまして、今年度の維持管理業務で、倒木処理を行う予定としており、現在、伐採処分にかかる経費の算定等を行っているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

確認いただいてありがとうございます。今年度処理ということなんですけど、見てのとおり、危険な状態でもあるし、景観をすごく損ねておりますので、一日も早い撤去をしていただけたらと思いますので、県のほうによろしくお伝えをください。

次は、ひまわりプロジェクトについてお聞きしたいと思うんですが、毎年楽しみにはしているところで、活動が少し始まっているようなことも、報道では見ておりますが、今年度の状況と取組について教えていただけたらと思います。

○影土井農林水産課長

光ひまわりプロジェクトの進捗状況でございまして、本年度で3年目を迎え、昨年度より市民の皆様と一緒にひまわりを市内中に広げていくと、光ひまわりおひろめ隊員の募集を開始しております。

昨年度は、市民隊員が10名、小学校隊員が11校、計21の隊員を認定し、SNS等を活用していただきながら、広くPRをしていただくなど、こうした取組により、市内外から多くの見学者の方が本市を訪れるきっかけづくりにもなっているものと思っております。

本年度につきましては、現在までに市民隊員が16名、小学校隊員で7校、計23隊員が、

今年の夏、市内にひまわりを広めていただけるものと考えております。

特記すべきは、昨年度より市民隊員が6名ほど増加しており、そのうち1法人より参加の申出を頂きました。さらには、ひまわり畑が蜜蜂の蜜源となっていることに着目し、市内の養蜂農家へ本プロジェクトを紹介したところ、4名の養蜂家の方から参加の申出をいただいたところです。

本年度は、こうした養蜂家の方々とも取組を進めながら、ひまわりと蜂蜜を関連づけた、高付加価値化につながるようなことにもチャレンジしてみたいと考えております。

現在の状況ですが、各隊員の皆様がそれぞれの畑にひまわりの種をまき始めており、若葉の芽生えも始まっている場所もございます。生育状況にもよりますが、本年も周遊フォトラリーやフォトコンテスト、こうしたイベントも実施の予定であり、今年の夏も皆さんに楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

ホームページやSNS等でも随時発信してまいりますので、ご確認いただければと思っております。

以上でございます。

○田中委員

蜂蜜のほうは、養蜂家の方が4件手を挙げられたということで、そこから生まれてくるものにも大変期待しております。また、フォトコンテスト、フォトラリーも開催されるということでしたので楽しみにしています。

去年もおとしも、1つのひまわり畑でイベントのように開催した部分があったんですけど、それは今年もやる予定になっているのでしょうか。

○影土井農林水産課長

夏のイベントでございますが、ひまわり畑の箇所も増えておりますので、生育状況も確認しながら、そうしたイベントも開催していきたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。ありがとうございます。

次に、室積海岸の養浜と防護策についてなんですが、現在の工事状況と今年度の見通しについてお答えいただけたらと思います。

○岩崎農林水産課技術担当課長

現在、室積海岸において実施しております養浜工事と高潮堤防の進捗についてのお尋ねかと思います。

まず、これまでの進捗を申し上げますと、令和6年度末時点において、養浜工事につきましては、12万 m^3 の砂の投入計画のうち、これまでに試験養浜として、平成25年度と27年度に1万 m^3 ずつ、合わせて2万 m^3 の砂の投入が完了しているところでございます。

また、松原地区の高潮堤防の整備につきましては、計画延長800mのうち、323mの整備が完了しており、防潮堤に必要となります用地取得につきましては、20筆のうち17筆、建物補償については、16棟のうち14棟が完了しているところでございます。

次に、現在の進捗状況を説明させていただきます。現在、令和6年度からの繰越工事により、西ノ浜に堆積した砂を掘削して、前松原や中松原の浜崖に砂を投入するといった養浜工事を実施しております。

工事では、海上に設置したしゅんせつ船を用いて、砂の掘削と運搬、浜崖への砂の投入を行っているところでございます。投入する砂の量は、約7,600m³であり、工事の進捗につきましては、先週、前松原と中松原への砂の投入が終わりまして、今後、砂を採取した西ノ浜の整地作業などを行い、来月には工事の完了検査を行うこととしております。

また、7年度の予定についてですが、養浜工事につきましては、6年度からの繰越工事に引き続きまして、中松原付近から後松原付近までの浜崖に対して、約1万m³の砂の投入を予定しているところでございます。この工事では、島田川の河口付近で採取した砂を投入することとしております。現在の進捗でございますが、先週、工事受注者との契約事務が完了したところであり、今後、受注者において工事の準備を進め、海水浴シーズン終了後の9月頃からの工事を予定しているところでございます。

また、今年度の防潮堤の整備につきましては、養浜工事との事業費調整も必要となりますが、後松原付近におきまして、13m程度の防潮堤を整備する予定としております。

以上でございます。

○田中委員

はい、承知しました。詳細ありがとうございました。国のお金のほうの状況については、何か現時点で報告できるものがありますか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

国からの交付決定の状況をお答えさせていただきます。

年度当初の配分額につきましては、事業費ベースで申し上げますと、1億8,000万円の要求額に対して、当初配分が1億1,000万円となっております。

以上でございます。

○田中委員

それを受けて、この工事への影響というのは、現時点で想定してあるのでしょうか。

○岩崎農林水産課技術担当課長

交付決定の工事への影響という御質問でございます。こちらにつきましては、現在進めております養浜工事の効果を高めるためにも、毎年1万立方メートルの砂の投入が必要となることから、養浜工事を優先して実施しまして、事業費の残額をもって、防潮堤の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。工事の優先順位の考え方も分かりましたので、ありがとうございます。

一番最後に一つお聞きしてみたいと思うんですけど、先行委員の中で海の家のことについてお話がありました。年中あそこに設置できないかというお話だったんですけど、経済部だけの話じゃなくなってくるから、ちょっと答えが困るかもしれないんですけど、瀬戸内海国立公園という部分があって、その中で県の土地ではあるんですけど、構造物を建てたいというところで話になってくると思うんですけど、いわゆる瀬戸内海国立公園自体、昔は保全だったんですけど、活用していこうという部分の中で、公園計画を立ててやればつくことも可能になってくるのではないかなと思うんですけど、その辺りちょっと経済部で答えられるかどうか分からないんですけど、どのように捉えられているか。いわゆる昔で言ったら海浜荘なんかもこれで建てた歴史があるんですけど、いわゆる瀬戸内海国立公園内に、休息施設とか管理の施設という部分の位置づけにして公園計画を立てれば、許可が下りて建てられるようになると思うんですけど、ちょっと急な質問なので、ちょっとそういうこともあるし、多分経済部だけじゃなくて全庁的に取り組まないといけないと思いますので、ちょっとそこは私も詳細についてはちょっと国のほうも関係するので、もう一回調べてみますけど、ぜひそういった視点も持っていただきたいなという部分と。

あと県の土地だったから厳しいという部分もありますけど、お隣のなぎさ公園で言うと市の土地になりますので、あそこだと複合施設を建てて取り組むということも可能になってくると思いますので、ぜひこういった大きい視点でも見ていただいて、虹ヶ浜の活性化という部分、市長のほうも取り組むと言われておりますので、ぜひ取り組んでいただけたらと思いますので、これはお伝えして、また私のほうも勉強させていただきます。

以上になります。

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず1つ目としましては、DXのファーストステップ支援事業についてお聞きをします。

この事業につきましては、本年3月に事業の伴走支援を受けた4社によってDX発表会、こういうものが行われたというふうに認識をしておりますが、その内容という部分と参加者からの反響、この部分についてお示しをください。

○佐々木経済部次長

DXファーストステップ支援事業について御質問いただきました。DX成果発表会につきましては、今年3月7日にあいぱーく光で開催をいたしまして、30社を超える事業者の皆様に御参加をいただきました。

この成果発表会は、伴走支援を受けた事業者による取組の発表やパネルディスカッシ

ョンを通じて、企業が抱える課題の解決手法や支援事業に取り組んだ体験などについて広く共有することを目的に実施をしたところでございます。

第1部といたしまして、伴走支援を受けた5社のうち2社の方に御登壇いただきまして、具体的な取組内容と成果について発表をしていただきました。

第2部では、伴走支援を受けた4社の方に加えて、市長がパネリストとして登壇し、パネルディスカッションを行いました。この中では、伴走支援を受けたことで、社内に生じた変化であったり大変だったことなど、会場全体で共有することができました。

傍聴者からの質問もその場で受け付けまして、デジタル化やDXに対する課題、またその解決策などについて活発な意見交換がなされたところでございます。

発表会終了後に実施いたしましたアンケートでは、約8割の参加者から参考になったとの回答をいただいております。

また、支援期間の短さに関する御意見をいただいた一方で、DXの理解が進んだことや、小規模事業者におけるDXの関わり方をもっと勉強してみたいなというような御感想であったり、取組事業者の生の声が聞けてよかったと、有意義だったというような御意見もいただきました。

なお、支援を受けられた各事業者の取組につきましては、DX事例集として市のホームページで公開をしております。取組事例のさらなる横展開を図ったところでございます。

以上でございます。

○小林委員

非常によく内容が理解できました。本当にこのDXの実際に伴走支援を受けられた会社の方がしっかりと発表されているというところも私も見させてもらって、非常に生き生きしているなというふうに思いました。

その中で自社でできること、そして今後どういうふうに展開していくのかとか、あるいは課題点も含めてやられたというところは、私もすごく参考になりましたし、こういう事業を続けていくことで、やはりDXへの先駆けというか、入り口がなかなか難しいところが入りやすくなってくるのかなというふうに思いました。

あと事例集をしっかりとまとめられているというところも素晴らしいと思います。だから、これをしっかり見ることによって、次の人もこれを生かせるということも、私は非常によいというふうに思っています。

あと昨年度の実績を踏まえて、では今年度の活動にどのようにカスタマイズしていくのか、展開していくのか、これについてまずお示しをください。

○佐々木経済部次長

昨年度は、市内事業者のDXに対する取組状況であったり、ニーズの把握を目的に、市内150を超える中小企業などに対して、DXに関する実態調査を実施いたしました。その結果として、全体の7割の事業者がDXに関心があると回答した一方で、全体の約4割が現状の課題や解決策を見出せていないというような傾向が見られました。このほ

か、D Xの進め方であったりとか、ツールに関する情報のアドバイスを求められていること、それから企業間で進捗に大きな差があるということ、こういった実態が把握できたところでございます。

こうしたことから、本年度に関しましては、事業者の個々のレベルに応じて、柔軟に具体的な支援が可能となる短期伴走支援の支援対象数を、昨年度は5件だったのですが、今年度は8件程度に増やして、昨年度に引き続いて定期的なセミナーの開催であったりとか、成果発表会の開催、成果事例集の作成、これに取り組んで、市内事業者のD Xに対する第一歩を後押しすることで、D Xの実現に導くための取組を支援することとしております。

以上でございます。

○小林委員

昨年度の実績を踏まえて、今年度取り組んでいくということもしっかりと理解ができました。その中でやはり少し思ったのが、個々のレベルに応じたというポイントがすごく大事で、先ほど答弁でもございましたが、企業間によって進捗の具合によって差が出てくるというのは、まさしくそのとおりなんですよ。なので、次のステップとしては、先ほど少し細かい部分がありましたツールを知りたいというところ、あとはD Xというか、デジタルをしっかりとうまく使える人を増やしていくということも大事だと思いますので、この視点も先ほど研修会ということもありましたので、そういうところもぜひやっていただきたいというふうに思います。

先ほどちょっと触れていただきましたが、今年度新たに取り組むような事例、こういうものがあればお示しをください。

○佐々木経済部次長

今年度は、先ほど申し上げましたとおり、6年度から引き続いて定期的なセミナーの開催、短期伴走支援、また支援を受けた事業者の取組を共有するための成果発表会や成果事例集を作成する予定としておりまして、新規の取組内容はございませんが、継続してD Xに対する第一歩への支援ということで進めてまいりたいと思っております。

なお、先ほど御紹介いたしました事例発表会での伴走支援の期間が短かったという意見も踏まえて、6年度に支援を行った事業者に対して、さらにその次のステップに向けてレベルを高めていくための支援についても、事業者のニーズを踏まえながら検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○小林委員

状況についてよく分かりました。引き続き、しっかりと中小企業のニーズということをしつかりと把握をいただいて、その上でこの事業がしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

もう一点、毛色の違う質問で、移住定住対策について少し御質問したいと思います。

本市のホームページには、移住とか定住にフォーカスした様々な項目が掲載されているということも僕も理解しています。これは、内容はよく整理されているというところもよく分かりますが、ただ少し移住検討者からすると、移住から定住までが一体的に理解しづらいのかなというふうに感じました。本市のホームページにも、移住検討者の欲しい情報が一目で分かるような仕様にいわゆる変化をさせることによって、移住者の増加につながるというふうにも考えますけど、これについてどうでしょうか、見解のほうをお示しをください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

委員仰せのとおり、移住の動機は、結婚や就職など様々な事由がございまして、それぞれのニーズに応じて分かりやすく訴求するウェブサイトの構築というのは求められております。

ただ一方で、現行のホームページに専用のサイトであったり特設サイトを設けることによって、当然、制作費用がかかってまいりますし、これは他部署になります。9月には新たなポータルサイトが設けられる中で、さらに新たなサイトを持つということになりますと、それ相応のケアが必要になってまいります。

こうした中、先週でございすけれども、移住定住を検討する方や、移住された方に向けた補助制度を取りまとめるとともに、ワンクリックで各補助事業に移動できるようにサイト内を改善いたしまして、そのほかにもこれらの一つ一つの補助制度を組み合わせ受給ができるか否かという判断基準となる表自体も、今回改めて作らせていただいたところでございます。これと併せて、本市における関係人口や移住定住情報を取りまとめております光つながりサイトとも連動させたところでございます。

ただ、現状が理想とは思っておりませんので、委員の御意見とかも踏まえながら、今後も移住検討者が欲しい情報を素早くキャッチできるようなサイトの構築に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小林委員

本当に私もホームページを確認させてもらって、まさしく御答弁のとおり、少し変わっていたんですね。それによって、やっぱり視覚的に分かる情報ってたくさんあって、そこが少し明確になっているのがすごくいいなというふうに思っていますので、なかなか予算がかかることですので、ぜひ移住者がワンクリックしやすいとか、したくなるような仕様に検討していただけたらというふうに思います。

これも私は宇部市のほうにこの間勉強に行ったんですけど、やはり宇部市のホームページというものが、移住者の最初から最後までをしっかりとまとめた情報が入っていて、すごい見やすかったですし、あれを見たら一目で移住検討者はどういう情報が欲しいのかということもよく分かったので、ぜひそこまでというふうには思いませんが、ぜひ検討いただけたらというふうに思います。

あともう一点だけ、本市に対する移住の問合せの状況とか、あるいは移住検討者に対

して今の時点でどういうフォローをされているのか、この部分についてお示しをください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの本市に対する移住の問合せ状況でございますが、令和6年度の移住相談件数が、速報値として172件、令和5年度の82件から約倍ぐらいになっているところでございます。

問合せの内容としましては、空き家情報バンクの物件の情報、それから各種補助事業の支援内容についての問合せが大半を占めているところでございます。

それから、移住検討者に対するフォローでございますけれども、遠方在住者に対してはオンラインでの対応もいたしますし、市のほうにお越しになった方に対しては、その移住に対するニーズに応じて、子育て所管や住宅所管と連携するのはもちろんですが、それ以外にも山口県が委嘱している光市在住の移住アドバイザーなどとも連携しながら、先ほども少し申し上げましたけど、移住経験者などの移住アドバイザーと本市と移住検討者の3者で、移住を検討されている地域に一緒に赴いて相談に乗るなどという細かな対応もさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

移住者の問合せの状況というのが、令和5年度で82件、6年度で172件ということで、単純に数字ベースでは非常に増えているということはいいなというふうに思いました。

あとはこれがしっかりと移住にどんどんつながっていけばいいというふうに思いますので、今のフォローというところも、各部門との連携というところや民間との連携も含めて、より何が最適かというところはぜひ見極めていただけたらというふうに思います。

私からは以上です。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○西村委員

それでは、何点かお聞きしたいと思いますが、PR大使について伺いをいたします。

一般質問の答弁の中で、全体的には名誉職的な部分であると、お互いの協力によりこの1年間は関係を構築してきましたという旨の答弁だったというふうに記憶をしております。現状では相手方のこともあるので、なかなか答弁というか、難しいかなと思う側面もあるんですが、一般質問の答弁の内容からすると、何か積極的にやっていこうという姿勢というか、その辺りに少し疑問を感じたようなところもあったので確認なんですけれども、本市の意思としては、あくまでも積極的に働きかけをしていって、協力あるいは応援というのをしていきたいという、そういう理解ではいいんですかという質問です。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

まず、PR大使に対する応援という観点では、本会議でも少しお答えいたしましたように、ぺこば様や所属事務所からの希望や要望については最大限対応してまいりたいと思っております。

また、今後も市内はもとより大阪関西万博の際のPRのように、市外、県外の方にもぺこばのお二人がPR大使を務めていただいているということが発信できるように進めてまいりたいと思います。

それから、お尋ねの本市の意思としましては、もちろん積極的に働きかけをさせていただきたいと思っており、ぺこば様と本市相互の発信から、市民の皆様や光市ファンの皆様がまちの魅力の発信者となっていただけるような、輪が広がっていくような取組を目指してまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

その前向きな御意思を聞いてひとまず安心をしたところですが、一般質問でも御指摘をしたとおり、やはりいろんな意味でしっかり応援をしていただきたいというところは改めてお願いをしておきたいと思います。

その上で、今前向きに取り組んでいきたいという答弁がありましたが、具体的にこういう働きかけをしていこうと、お互いのスケジュールの話もあるというふうな答弁だったと一般質問で思いますが、これからこういった働きかけをしていくのかというのがあればお伺いをできればと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

今後の働きかけでございますけども、ちょうどぺこば様にPR大使に就任いただいてちょうど1年という一定の節目を迎えておりますことから、まずはちょっと所属事務所様と直接お話をさせていただく場を設けさせていただきたいと考えております。それが電話なのかウェブなのかはわかりませんが、きちんとお話をさせていただきたいと思っております。

この1年の取組の中で少し連携が難しかったところとか、逆にこういう取組ならできるよとかというアドバイスももしその話合いの中でいただければお聞きしてみたいなと思っております。

そうした意見交換の中で、2年目の取組として1年目よりさらに踏み込んだ発信とか働きかけができないかといったところは考えてみたいと思っております。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。なかなか所属事務所との関係等もあるかと思いますので、なかなか難しい側面もあると思いますが、それも踏まえた上で積極的な取組を、これは今できること、そして次年度、その次の年度と、具体的な事業という形でも実現ができるように

取組をお願いをしておきたいというふうに思います。

それから次に、今年度の債務負担行為に計上されている虹ヶ浜にぎわい創出事業についてなんですけれども、こちら今、プロポーザルを実施するということで、現在募集の条件、検討の状況、いつごろどういうふうにしていくのかというのを検討を進めているところかと思うんですけれども、現在のところの進捗の状況について伺えればと思います。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

本会議で市長がお答え申し上げましたように、当初の民間活力を生かした花火大会を含めた虹ヶ浜の新たなにぎわい創出について、今年度、民間から提案を広く募集していくという当初の考え方を変えることなく取り組むこととしております。

委員から、今、募集条件の検討状況や、いつごろ募るのかといったお尋ねをいただきましたが、今、政策形成過程中というところもありまして、なかなか詳細をお答えすることはちょっと難しいところはございます。

ただ、募集条件の検討として、まず海水浴の利用者は全国的に減少傾向でございますことから、新たなにぎわいづくりとしては、夏に限ることなく、もう少し広い期間を含めた検討が必要であろうと考えているところでございます。

それから、また先ほど少しありましたが、虹ヶ浜海岸は瀬戸内海国立公園という区域内というところがございますので、そういう活用の許認可の権限を有する山口県などとも十分な連携を図った上で仕様等を考えていきたいと思っております。

それから募集時期については、現時点では少し申し上げられませんが、基本的には令和8年度から事業が実施できることと、民間事業者さんが十分な検討ができる時間を確保すること、この辺2点を念頭に置きながら、今後しっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○西村委員

承知しました。詳細はまだ設計中ということかと思いますが、一部そういうプロポーザルはいつなんですかというふうな問合せがあったりもするので、今おっしゃられたように令和8年度から実施ができること、そして十分な準備の時間を取ることができるというのを念頭に準備を進められているということで、その情報の公開を待たれている事業者、あるいはそういった方もいらっしゃると思いますので、できるだけ早い設計の詳細と公開をよろしくお願いをしておきたいと思います。

それから最後に、奨励金という観点から、一部所管をまたぐかもしれませんが、お伺いをしたいと思います。

一般質問で、同僚議員も旧市立病院の跡地のことについて触れておられましたが、経済部としてはそういったいろいろな奨励金を初め、そういった助成をするメニューというのを持っているかと思います。例えば、地域のもちろん病院局の話もあるので何とも言えませんが、地域の再生あるいはにぎわいの創出につながるような拠点の活用が想定

される場合には、光市内の事業者による例えば工事とか、地元の経済効果、そういった波及というものも踏まえた条件を設定した上で、そういう活用を念頭に土地を取得されとか進出をされるという事業者に、より手厚い支援を行っていくというのも、手法として非常に有効なんじゃないかなというふうに考えます。

そういった観点から、現在の事業所設置奨励金やタイプ別奨励金、そういったもののさらなる拡充やそういった備えというものはしていく、あるいは検討していく必要があるんじゃないかなというふうに考えるんですが、その辺りは御見解をお伺いしたいと思います。

○佐々木経済部次長

地域の再生につながるような事業所の設置支援について、地元への波及効果をもたらす仕組みができないかといった趣旨の御質問をいただきました。病院跡地に関しましては、土地の利用方法がまだ見通せていないような現時点におきましては、具体的な回答をすることはちょっと困難でございますが、新たな事業所の開設であったり、設備投資に対する現行の補助制度である事業所設置奨励金や地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金において、地元経済への波及を目的とした市内の事業者による施行を促進するような条件ですとか上乘せといったようなことの検討は、様々な工夫を行う手法における考え方の一つではないかというふうに思っております。

委員のほうからいただいた御提案につきましては、今後の参考にさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○西村委員

ぜひ検討をお願いしたいと思います。今後、こういった例えば浅江、虹ヶ浜の立地にああいった大きな土地が出てくるというのは、早々考えられるものでもないかなというふうに思いますので、その機会を逃さないように全庁的に関係部署と協力をしながら検討していただきたいと思います。もちろん、現在、あそこは住居系の用途地域が敷かれているところでもありますので、別所管になりますが、そういった用途区域の変更みたいなのところも念頭に置きながら、来るタイミングに備えていただきたいと思いますというふうをお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○大田委員

県が周防の工業団地の整備推進事業で予算をつけて造成工事を今現在やろうとしておりますが、それに対する事業所というのを光のほうが探してこないといけないんじゃないかというふうに思っておりますが、光市としてはどういうふうな事業所、また今後連れて来られるだろう事業者は当たっておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○佐々木経済部次長

新産業団地の誘致に関しての御質問をいただきました。市としては、今のところまだ分譲の詳細が決まっておりませんので、市のほうからどうでしょうかというような働きかけというのはまだしていない状況でございますが、市といたしましては、新たな雇用が生まれて地域経済に好影響が生まれるような、地域の活性化に資する企業に参入立地をしていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○大田委員

そしたら、まだ全く手をつけていない状態と考えてよろしゅうございますか。

○佐々木経済部次長

様々な企業の方とお話をする機会がありまして、その中で当然、産業団地の話になることもございますし、市としてもこういったものの整備を進めているというような情報提供をすることはございますが、誘致といいますか、どうでしょうかという具体的な話にまでは行っておりませんので、全く話をしていないというわけではありませんけれど、具体的な誘致というのはまだしていない状況でございます。

○大田委員

企業がもし5社とか4社とか来た場合において、従業員も200人から300人増えるだろうと思っておるんですが、その人たちが住むためのまちづくりとして、市としてはどういうふうに考えておられるか、教えてください。

○佐々木経済部次長

実際に分譲をして企業が誘致されて立地された場合に、当然、人口定住ということもしっかり考えていく必要がございます。市内の企業に勤めていただく方は、光市にやっぱり住んでいただきたいというものもございますので、その辺も総合的に考えながら、光市に定住をしていただくような策というのは、しっかり検討をしていかなければいけないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○大田委員

企業が来た、そこに住んでももらいました、そしたらここじゃ駄目だ、下松に行きます、徳山に行きます、柳井に行きますというんじゃ、その場になって考えるんじゃ私はいけないだろうと思います。今からそういうふうなまちづくりを、住んでもらうような、定住してもらうようなまちづくりをいろいろ考えていくのが、市としてのまちづくりの考えであろうと思っておるので、今現在から考えながら、そこに2年後か3年後か4年後か分かりませんが、そこで住んでもらうようなまちづくりというのは、実際に今から考えていかなくちゃいけないと思っておるんですが、そういうような考えはありません

か。

○佐々木経済部次長

当然、先にそういったことが待っておりますので、当然、今から考えていく必要もございますし、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大田委員

そういうふうにぜひとも今から考えて、こういうふうなまちづくりをして、こういうふうに住んでいただくというふうな、当然、病院やら商店やら学校やら、また住む場所やら、いろいろ考えなくちゃいけませんから、今からまちづくりというのは大変な作業であろうと思います。都市政策として全市的に考えないといけないだろうと思いますが、ぜひとも真剣にそういうところを考えてから、これからの移住定住なんかもそこに入ってくるだろうと思いますから、ぜひ考えていってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、鳥獣問題に対して、随分市内に猿なんか離れ猿といいますか、猿なんかいっぱい出てきておるようにお聞きしておりますが、それに対する市民への周知徹底、猿が出ているから危ないよとかいうような、そのような方法はやっておられるかどうか、お聞きしたいと思います。

○弘中有害鳥獣対策課長

猿の出没の通報がありましたら、直ちに現地に職員が出向いて確認を行っているところでございます。猿の通報があり、現地に行ったときにはもうほぼ猿が確認できません。市民のみなさまに対しましては、関係機関の警察、学校、幼稚園等には出没状況の情報提供を行いますし、あとは出没情報が同じような場所に何回も出るようなことがありましたら、SNS等で市民に周知をしております。

以上でございます。

○大田委員

猿がここにおります。電話して行ったときには猿というのはもう逃げておるでしょうが、そういうふうに神出鬼没であります。今のところ猿に対する人的被害というのは出ているようなことは聞いておりませんから、今、随分出ているようですから、そのところを周知徹底してから、住民の安全を考えていってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、看板ですよね。光市に来てもらう、光市の観光をよく見てもらうというふうなための看板を徳山新幹線口あるいは岩国空港なんかに貼っておられますが、その看板の貼り替えというのは年に何回か行っておられるんですか、それとも年に1回ぐらいか、全く貼り替えておられないのか、そのところはどのようなふうになっているのか、教えてください。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

ただいま委員からは看板ということでお尋ねいただきましたけど、お話の中で徳山駅とか空港というのが出てまいりましたが、ＪＲ徳山駅とか空港にはポスターを掲示させていただいております。

ポスターの貼り替えの周期でございますけど、現在、ＪＲ徳山駅に光市の専用スペースに貼り出させていただいているのは、本年１月にうちの課の職員が自主制作したもので、光市の観光名所と、まさに先ほどありましたけど、ＰＲ大使のぺこぱさんを掲載したものを周南市のＪＲ徳山駅に掲示させていただいております。

特に周期とかは決めたものはございませんので、先ほど御説明したように、今、光の名を冠する自治体と連携した観光ポスターも作っておりますので、これができ次第、またそういったところでＰＲしていこうと思っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

１月の初めにポスターを貼り替えたのと、今後は貼り替えるのは周期というのはないが、新しいのを作って貼り替える意思があると、実施する意思もあると、そういう捉え方でいいですかね。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

先ほど御説明いたしましたように、今、ＰＲポスター作成の最中ですので、これが出来上がり次第、時期を見て貼り替える意思はございますし、積極的にＰＲをしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

ぜひ光市というところを皆さんによく知ってもらうように、そういうようなポスターなんかを貼り替えて、魅力を発信していつてもらいたいと思います。

また、看板で、同僚議員も言っておられたんで私ずっと思っていたんですが、大きな看板が岩田駅と伊藤公のところに大きな光市の立て看板が、３メートル四方くらいの看板があるんです。それがまだ岩田駅のは軒下にあるから、雨露に余りさらされないんですが、伊藤公のところにおいては随分風雨にさらされて剥がれたり、いろいろ見えにくくなったりしているんです。そこの一新するというような気持ちはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの伊藤公記念公園前の観光看板は、今、岩田駅と言われましたけど、岩田駅も同じく平成１７年に設置した看板でございます。御指摘のとおり、岩田駅のほうは透明パネルをやっていますので、きれいに今残っておりますが、伊藤公記念公園前のほうにつ

きましては、全体的に劣化をしております、観光スポットの解説文書等がなかなか読めない状況になっているのは認識しております。

今後の、補修・更新の考え方でございますけども、現状のような形式の看板はサイズが大きく、まちと観光スポットの位置関係というのは非常に分かりやすいというメリットがございます。ただ一方で、観光スポットの名称が変わったり、またその観光スポットにあるトイレや駐車場の機能が変わると、それを更新していくのというのは非常に難しいところもございますし、上から貼り付けるとデザイン上の見栄えというのは大きく低下するというところがございます。

また、そうした中で全国では観光看板についてデジタルの看板もございますし、企業看板、企業広告を活用した看板等もございます。そうした状況もございます、劣化している状況は認識しておりますので、今後どういうやり方がふさわしいか、更新の在り方がふさわしいか少し検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

検討するのはありがたいことなんですが、現在、もう見られる状態でないと、伊藤公の看板は。即座に回収するか撤去するかせんにゃあ、見られる状態でないので、検討するより先に何かしなくてはいけないんじゃないかと思うんですが、そのところはこういうふうに思っておられますか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

委員御指摘のとおり、確かに見栄えというところで課題があるというのは認識しておりますが、当然、撤去にしても費用等がかかりますので、撤去した後にどうするかというのは、先ほど言いましたように岩田駅、伊藤公記念公園前のほかにも観光看板がございますので、一体的に少し時間をちょうだいして考えさせていただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

それと、光駅も乗降客が結構おられるんですが、そこにそういうような看板を作るという意思はありますか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

現在、既に光駅に看板がございますので、それも含めて全体的な在り方をちょっと考えさせていただければと思っております。

以上でございます。

○大田委員

検討する検討するであります、やっぱりそういうのは自覚しておられるんじゃない

ら、検討するじゃなくて、いつ頃までにやろうと思いますという答弁になると思っておったんですが、検討だったら、極端な言い方をすると、1年先までを考えておりますということになります。やっぱりある程度しっかりと考えを持って、早急に検討を行って実行すべきじゃないかと思うんですが、そこをもう一度お願いします。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

繰り返しになりますが、現状何かの手立てが必要な状況というか、劣化している状況というのは認識しております。ただ、先ほど御紹介したような全国の看板の中でデジタルや企業広告を使ったやり方、ただそれにもランニングコストがかかってまいりますし、その辺の全体的な在り方をちょっと整理する時間をいただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

早急に対策を立ててやってください。

それと、光市の花火大会についてでございますが、民間主導で実行委員会を設けて行くと。光市としては、実行委員会の事務所をもって業務として行っておるというふうに答弁がありましたが、業務ということは、やっぱり光市の市の職員が光市のお金を、税金を使って行っているということになると思うんですよ。予算化はされていないが、要するに出資はされるということでございます。

実行委員会を作るのであれば、観光協会が一応会長をされて主催されているわけですから、観光協会のほうの事務方を持っていかれたらどうかと思うんですが、そのところはどういうふうにお考えでしょうか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

お尋ねの事務局の場所についてでございますが、本会議でもお答えいたしましたとおり、実行委員会発足に向けて光ロータリークラブ様と光市観光協会様、そして光市の3者で中心的な役割を担うことといたしておりまして、協議の中でロータリー様が必要な資金の確保を主体的に取り組むことと、観光協会様が実際の花火の打ち上げ全般を含めた推進に係る取組を担うことと、市が庶務や問合せ窓口を担うということを3者で協議の中で決めたところでございまして、そうした中、花火大会の開催に係る問合せなどに円滑に対応するためには、庶務や問合せ窓口を担うこととした市に事務局を置くのが望ましいということで決定したところでございます。

以上でございます。

○大田委員

まあそういうふうに言われるんでしょうが、業務として行うというふうに言われておられます。そうすると、花火大会の開催時のときには、光市はどういう対応をとられるんですか。実行委員会の事務局までここに持っておられるんですか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

今後取組に向けて、さっき申し上げた3者の役割を3者で中心を担いながら、実行委員会のメンバーとともに開催に向けて準備を進めまして、当日は無事事故なく成功裏に導けるよう取り組んでまいりたいと、市としてもそのメンバーの一員として取り組んでまいりたいと思っていますところでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、実際に花火大会を開催するときには、実行委員の事務局としてどのような行動をとられるのかとお聞きしています。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

開催日当日の取組につきましては、現在、無事に開催できるよう準備しておりますし、今、ボランティアの募集もしております。あと警備の関係の体制も観光協会を中心に準備をしております。市としては、当日警備や案内など、放送は観光協会のスタッフが担いますが、実行委員会の一員として携わって、観光・シティプロモーション推進課の職員が何らかの形で関わって、無事に開催できるよう関わってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

関わるのは分かります。それは実行委員会の中の3者の中の委員の一人である。連絡所もシティ・プロモーションにあるということで関わるのは分かります。どういう関わり方をされるのかとお聞きしておるだけ。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

繰り返しになりますけども、今、担っているそれぞれの役割を着実に3者が中心となって進めながら、当日、事故もなく無事成功裏に開催できるよう進めていくと、そういう形で関わってまいりたいと思っていますところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、もし開催が終わった後、ごみの処理とかあると思うんですが、その実行委員会の一つとして市が関わって、後片づけなんかはどういうような関わり方をするんですか。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

このたびの花火大会は、光市ファンと共に作る花火大会ということですので、翌日に

についても清掃ボランティアを募りながら、実行委員会を中心に清掃活動も行っていく予定です。

繰り返しになりますけども補助金等、市から予算を投入することなく、その清掃も含めて対応してまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、市の職員はボランティアでやっていると解釈してよろしいんですね、今の言い方だったら。

○温品観光・シティプロモーション推進課長

先ほどから申し上げておりますとおり、観光・シティプロモーション推進課としてはシティプロモーションの取組の一つとして、業務として進めておりますので、実行委員会の市としては一員のメンバーとして清掃に当たりますし、ただそこでそういった清掃に関する費用として市から予算を充てることはございません。職員にしても市としても、実行委員会の一員として翌日の清掃までしっかり関わってまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○大田委員

関わっている、予算はついていない、でも業務を行うということは、市の要するに職員の給料というか、手当というか、それは出ているわけですよ、税金から。予算としてこの100万円、これにかけますよじゃなくて、事務方として関わっているんだったら予算出ているわけですよ。そこのところをもっと明確にして、花火大会やられるんですから、しっかりとそこのところは自覚してやってもらいたいと思うんですよ。予算がついていないからじゃなくて、市の税金を使っているのは確かなんですよ。そこのところは自覚してからやってもらいたいと思います。

終わります。

質 疑：なし

4 病院局関係分

(1) その他（所管事務調査）

報告：①令和6年度光市病院事業決算見込みについて

説 明：坪井経営企画課長 ～別紙

質 疑

○清水委員

おはようございます。今の説明でもありまして、同僚議員の一般質問での回答でもお聞きしておりましたが、今の説明でもあったとおり、損失がやっぱりかなり大きいと。3月の委員会でも、私もちょっと質問させていただいて、それで、このままいくと資金がショートするんじゃないかというところで、抜本的・根本的に何かてこ入れをしないといけない時期なんじゃないかというような質問をさせていただきました。

そして、一般質問で、今回赤字の大きな要因として人件費の高騰、そして物価高騰、人件費が上がった、賃金が上がったことと物価高騰が大きな要因だということを伺いました。これ、そのとおりだろうなと思っているんですが、上がった経費の部分、これをこっからどのぐらい削減していけるか、どういうふうに削減していくのかというところを、ひとつ今どういうふうに考えているかというところを教えていただきたいです。

これちょっと光市総合病院のほうでお示しいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○吉岡光総合病院総務課長

費用の削減についての取組についてお尋ねですが、委託経費の内容を見直し、真に必要な業務の洗い出し、業務の効率化を図っていきます。

今後は、例えば清掃業務において、職員エリアの清掃の頻度を減らすことや、ほかにも委託業者に任せていた業務でも、職員で実施できるものなど業務改善をすることで、委託内容を減らすことができないか検討しています。

ほか、職員に関しましても、採用を抑制するなど、職員数の減員も行っていきたいと考えています。

以上です。

○清水委員

分かりました。今の説明だと、委託しているところを減らしていくというところが大きいところかと思います。何かそれだけでは、本当になかなか減らない、限界があるというか、赤字を改善していくためには足りないだろうなというのは、今聞いて思います。

実際、公立病院なので、光だけじゃなくて、いろんな地方も同じように赤字、経営が難しいというのは、全国的にそういったところなので、光市だけがというところじゃな

いんですが、人口減少しているので、何とか患者を増やそう、患者を増やそうというだけに、私、とらわれちゃいけないと思っております。

ってなると、やっぱり民間の病院とか公立病院というのは経営の仕方も違うと私思っておりますので、そういったところだけじゃないとは思っているんですが、無駄な経費とか、かかり過ぎているものとか、改善できるものは改善していただくことだったりとか、部分的に民間委託したりとか指定管理に出したりとか、そういったところで、今委託しているところを逆に職員でやろうというところを伺ったんですが、逆の発想もあると思うんです。

ここはちょっとかかり過ぎて、職員がここはなかなかできないよねと。じゃあ、これは民間に委託しようよとか、そういったところもあると思いますし、山口県立総合医療センターとかみたいに地方の独立行政法人というところも、もちろん可能性としては今後あるかもしれませんが、結構待ったなしの状態、財政の状態だと思うので、今の説明であった、委託を減らすというようなところだけでは全然追いつかないところだろうなと思いますので、そのあたりまた次の決算のときに、9月のところでいろいろ質問させていただきたいと思いますので、ちょっと検討ぜひよろしくお願いします。以上です。

○井垣委員

大和病院のほうで質問したいんですけども、乳がんの検診に使うマンモグラフィーの利用実績を教えてください。

○中田大和総合病院業務課長

今、井垣委員のほうから御質問のありました件についてお答えいたします。

大和総合病院では、令和6年度の実績としまして、検診において829件、外科受診において27件でございます。

以上でございます。

○田中委員

すみません、何点かいけたらと思うんですが。

まず1つ目が、新年度も始まっているってことで、紹介受診重点医療機関になったことへの影響について、まずお聞かせをいただけたらと思います。

○田中光総合病院医事課長

紹介重点医療機関となったことの影響について、報告をさせていただきます。

紹介重点医療機関となり、初診時の選定療養費の請求を開始したことにより、外来患者数、主に新患の患者数について影響がございました。

選定療養費の算定を開始した2024年の2月から2025年の1月、この1年間の初診患者数は3,410名で、これは紹介重点医療機関となる前の2023年の2月から2024年の1月のこの間の初診患者数の4,369名と比較し、959名減少しております。減少率は21%で、

予想されておりました年間30%の減少よりは緩やかな推移となっております。
また、選定療養費の算定患者数は、年間で855名というところでした。
以上になります。

○田中委員

早口過ぎてメモが追いつかないが、想定マイナス30%よりは、マイナス21%になったということだったと思うんですけど。

全体的に外来が減って、紹介を受けて検査とかに重点を置いていくんだという部分の機能分化というか、それぞれの役割の中でやっていくという方向性の中で、その役割は果たされているんじゃないかなと基本的には思っているんですけど、いわゆる患者さん1人当たりの単価は上がっていて、患者数は下がっているというところなんですけど、経営に与えている影響という部分は、どういった影響があるのか教えていただけたらと思います。

○田中光総合病院医事課長

実際の収益の面ですけども、まず選定療養費として7,000円、これを855名から徴収していますので、こちらで600万円のプラス。紹介重点医療機関となったことで、入院の加算、こちら8,000円の加算が入院患者1名ごとにありまして、こちらがざっと2,000名で1,600万円と。

また、逆に、紹介重点医療機関となったことで、初診患者さんと、初診患者さんが再診した場合の費用、こちらがマイナスになっていますので、こちらがまた1,800名ぐらの減で、1人当たりの単価掛けまして2,600万円程度マイナスということで、全体では400万円程度マイナスの影響、経済的な影響としては、こうなっているんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○田中委員

今、現状においては、マイナス400万円ぐらゐの影響ではないかということなんですけど、いわゆる今、想定がマイナス30%の中でマイナス21%という現状があつて、これは例えばマイナス30%を想定していたところに進んだときに、今の現状のマイナス400万円というのは、プラスのほうに行くのかマイナスのほうに行くのか、ちょっとそのあたりの見込みについて教えていただけたらと。

○田中光総合病院医事課長

想定としましては、単純に患者数だけが減った場合にはマイナスになるかと思うんですけども、外来の患者数が減ったことで、医師の診療する余裕が生まれ、入院患者数の受入れが多くなれば、そのあたりまた挽回できるのかなと、そういうふうに考えております。

○田中委員

分かりました。バランスの部分が、多分どの辺行けばプラスに転じるかみたいなのところの想定というか、見込みみたいな基準みたいなのは何か設定されているのでしょうか。ちょっと教えていただけたら。

○田中光総合病院医事課長

現時点で、ちょっとそういった基準というのは持ち合わせていないんですけども、急性期病院ということで、外来の患者数を絞って入院の患者さんの治療に特化するというところで、こういった方針でやっております。

○田中委員

分かりました。どのあたりでという部分で、影響がいいほうに出るのか、悪いほうに出るのかというのが多分あると思いますので、その辺はちょっと内情の細かいところまで私も分からないので、ちょっとその辺をシミュレーションして持って、数字とか感覚的、感覚じゃないです、数字的に持っていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次が、まほろばに出向していた職員の現在の状況について教えていただけたらと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

令和7年4月1日付で、医療法人睦会に派遣していた4名の職員が、光総合病院に配属となりました。それぞれの配属先での勤務となっています。

以上です。

○田中委員

4名の方については光総合に行かれたということ、全員が戻ってきているという部分なのかということ、もう一つ、そもそもの部分で、まほろばから受け入れた人数が、現在何人いらっしゃるって、減っているか減っていないか、何をされているのかをちょっと教えていただけたらと。

○吉岡光総合病院総務課長

全員が戻ってきております。

それと、あと受け入れた人数4名なんですけれども、引き続きその4名は勤務しております。

○田中委員

承知しました。

それでは、ちょっと次の質問に入ります。

大和病院の病床稼働率の状況と、稼働率アップに向けた取組について教えていただい

たらと思います。

○中田大和総合病院業務課長

大和総合病院の病床稼働率の状況と、稼働率アップに向けた取組についてお答えいたします。

令和6年度の年間での病床稼働率は90.1%であり、令和7年度の稼働率は4月が92.5%となっております。

他の医療機関や介護施設等との連携を深めることで、入院中だけではなく、入院前からの情報収集や退院後の在宅支援などを強化し、看護部や地域連携センター等の関係部署から、それらの入退院情報を共有することで円滑な入退院支援を行い、高い病床稼働率を維持している状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

思いとしては、やっぱり満床に向けて、しっかり取り組んでいただきたいという思いがあって、今ちょっと下がってきている中で何ができるのかというのが、私も具体的にはないんですけど、まほろばについて、最後のあたり、なかなか何というか、利用が上がらない中で、取り組みながらも上がらないんだと言われている中で、寸前になって、ばばばっと上がったところがあるので、何かいい手法があるんじゃないかなと思っておりますので、ちょっと具体的に私が何したらいいかというのは分からないんですけど、満床に向けてぜひ引き続き取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

次が、病院間シャトルバスの利用状況について教えていただけたらと思います。

紹介受診重点医療機関になったところの影響も見てみたいので、ちょっと数年分、教えていただけたらと思います。

○中田大和総合病院業務課長

病院間シャトルバスの利用状況についてお答えいたします。

まず、令和4年度から令和6年度までの3年間における、大和から光間、光から大和間を併せた1日の平均利用者数で申し上げますと、令和4年度が13.1人、令和5年度が14.9人、令和6年度が12.7人という状況でございます。

○田中委員

この予算自体は、一般会計のほうが出ている部分があるんですけど、1日当たりの利用者人数を見た上で、病院局がどうこう言える立場じゃないんかもしれませんが、効率化とか使っていただきたいという部分を含めて、何か利用率向上に向けてどのように取り組まれているのか教えていただけたらと。

ちょっと視点を変えて、今、大和から光という部分と、光から大和という部分で、トータルで数字をいただいたんですけど、大和から乗っていらっしゃる人数と、光か

ら乗っていらっしゃる人数を、もしそれぞれ持っていていらっしゃったら教えていただけたらと思います。

○中田大和総合病院業務課長

令和7年度の50日間の運行で申し上げますと、大和から光が339人で平均6.8人、光から大和で平均が7.2人でございます。

以上でございます。

○田中委員

ちょっとごめんなさい。メモできなかった。もう一回、平均のほうでそれぞれ教えていただけたら。

○中田大和総合病院業務課長

大和から光で339人で、平均が6.8人。光から大和で、平均が7.2人でございます。

○田中委員

分かりました。何か感覚的には、帰られるほうが多いという数字になるんですけど、何かこの要因というのは何かあるんですか。

何か想像では、帰りのほうが少ないんじゃないかなという、大和から光に来るほうが多くて、光から大和に帰られるほうが少ないんじゃないかなという、ちょっと思い込みがあったんですけど、ちょっと意外だったので、光から大和のほうが多い理由は何かあるのか教えていただけたらと思います。

○中田大和総合病院業務課長

その要因につきましては、精査できていないので、状況を持ち合わせておりません。すみません。

○田中委員

分かりました。私もこれちょっと意外な気づきだったので、何か理由について、利用者の方が使いやすいように取り組んでいただけたらと思いますので、何かこういうふうになっている要因について、ちょっとつかんでいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に行きます。

現在の看護配置についてお聞きしたいと思うんですけど、光総合病院と大和総合病院について、それぞれ何対何かを教えていただけたらと思います。

○田中光総合病院医事課長

光総合病院の看護配置について報告させていただきます。

光総合病院は、3種類の入院料を採用しておりまして、2E病棟・3E病棟・4E病

棟では、2024年9月までは急性期一般入院料1を採用していましたが、施設基準上求められる看護条件が、平均在院日数の条件が厳格化したことがありまして、2024年の10月より、急性期一般入院料2へ移行しております。

急性期一般2の施設基準上求められる看護配置数、これは10対1でございます。

続いて、3W病棟では、地域包括ケア病棟入院料2を採用しておりまして、看護職員配置加算、こちらを併せて届け出ておりまして、施設基準上求められる看護配置は、こちらでも10対1でございます。

最後に、4W病棟では、緩和ケア病棟2の入院料を採用しており、看護配置は7対1でございます。

以上になります。

○中田大和総合病院業務課長

本院では、5病棟で3種類の入院料を届出しておりまして、内訳としましては、看護師配置が10対1である急性期一般入院料の6が1病棟、15対1である回復期リハビリテーション病棟入院料3が1病棟、そして、20対1である療養病棟入院料1を算定している病棟が3病棟となっております。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。ちょっと細かいところは、私も把握し切れていない部分があるんですけど、看護配置については、光総合においては、一般が7対1で地域包括ケアが13対1とか、資料によっては、昔の資料ではそうなっているんですけど、今、2024年の10月から10対1になったところがあるんだよということでございましたけど、その影響というのは、どういった影響があったのでしょうか。

○田中光総合病院医事課長

影響としましては、入院基本料自体引下げになっておりますので、そちらでは減収になっておるんですけども、これと同時に夜間の看護配置加算というのを届け出ておりまして、そちらのほうでトータル的には若干プラスということになっております。

○田中委員

何というか、7対1が10対1になると、何か感覚的に医師1人に対して看護師を増やして配置しないといけないのかなと思うんですけど、それで違うんですね。

ちょっとすみません、7対1が10対1になるということ自体が、どういうことなのかをちょっと改めて教えていただけたらと思います。

○田中光総合病院医事課長

簡単に申しますと、7対1が10対になるということは、患者さん7人に対して1人必要だったところが、10人に対して1人必要ということになるというところで、必要と

される看護師数としては、施設基準上は減るといったところになります。

○田中委員

承知しました。それで、先ほどコスト削減の考え方の中で、スタッフの人数という部分もありましたけど、現在の医師に対しての医療スタッフの充足率について教えていただけたらと思うんですけど、今の受入れ体制に対する医療スタッフの充足率というものがもしあれば、あればというか、分かれば教えていただけたらと思います。

○田中光総合病院医事課長

すみません、御質問の医師1人に対しての医療スタッフの充足度、こちらはちょっと一般的な指標がございません。

入院患者、外来患者数、保持する病床別に医療法上定められております標準の従事者数、こちらございますので、こちらでちょっと説明をさせていただきますと、光総合病院の令和6年度の入院患者数及び外来患者数に対して、医療補助医師13.9名、薬剤師4.1名、看護師51.7名、栄養士1名の配置、こちらが標準的な配置として必要とされております。

こちらは全ての職種において、光総合病院では必要数を完全に満たしております。

○田中委員

メモし切れないので、また議事録で詳細は見ようと思うんですが、満たしているという部分で、心配しているのは、過剰に配置していないかという部分は気になるんですけど、パーセントで言ったら何%を満たしているのかを教えてください。

100%満たしているよという御説明だったかと思いますが、それが例えば120%なのか150%なのか、そういった部分で教えていただけたらと。

○田中光総合病院医事課長

すみません、ちょっとパーセンテージは出ていないんですけども、医師数、薬剤師数、看護師数についてはございますので、そちらを報告させていただきます。

医師数については光総合で20.3名、薬剤師数が9名、看護師数が194.9名、栄養士が2名となっております。

○田中委員

数字だけ聞くと、すごい多いような気がするんですけど、そのあたりはどのように捉えられているのか、教えてください。

○田中光総合病院医事課長

まず、そもそも医療法上の医療従事者の配置数、こちらは、最低これはないといけないというレベルでございます。

そのほか各種施設基準がありまして、そちらを満たすために必要な人員等もございま

すので、先ほど例に挙げましたような看護配置数、10対1の配置数等を満たすためには、それをかなり上回る人数が必然として必要となってくるといったところでございます。

○田中委員

施設基準を満たすために、これだけ配置されているよという前提がある中で、患者さんたちの受入れを行っているわけなんですけど。

目標が、病床稼働率についても、70%超えていくよというところ目指しているわけなんですけど、現在の患者さん受入れの状態に対しての、いわゆるスタッフの充足率というのが、ちょっとなじまないということなんですけど、配置としてどの程度満たされているのかという表現になるのかもしれませんが、何か大体適正なスタッフの人数なんだという受け止めをされているのか。

それとも、これだけスタッフがいれば、まだまだ目標の人数が達成できるだけの余力がありますよというもののなのか、そのあたりについてどういう現状なのか、教えていただけたらと思います。

○萬治光総合病院事務部長

職員数につきましては、先ほども説明がありましたように、基準を満たせばいいというものではなくて、十分な体制を取っていると思っております。

目標に対しては、診れるだけのスタッフはそろえておりますが、じゃあ、多過ぎるのかと言われますと、多過ぎるというわけではない。

ただ、基準だけ見ますと、そこは十分満たしておりますので、先ほど、これから職員数も適正化を図って少し減らしていくんだという話も、お答えもしましたけども、そのあたりはこれから十分検証しながら見極めていきたいと考えております。

以上です。

○田中委員

承知しました。目標を達成できるだけのスタッフの整備は行っている部分で現状があるということで理解しました。

それで、その中で、今後について見直し検討をしていくということなので、一般質問でも言いましたとおり、外部からのアドバイスもいただくということなので、その辺も含めて構造改革に取り組んでいただけたらと思いますので、お願いいたします。

最後に1点だけ。

すみません、光市立の病院経営強化プランの中で、19ページから一般会計負担の考え方が示されていますが、その中で、総務省通知と光市繰出基準ということで、表に示していただいているんですが、その中身について変更があるのかなのか、まず最初にお聞きできたらと思います。

○坪井病院局経営企画課長

経営強化プランに記載されている項目と、例えば令和7年度予算で計上している項目との比較で申し上げますと、経営強化プランに記載の高度医療に要する経費については、予算計上はございません。

一方で、プランに記載はありませんが、リハビリテーション医療に要する経費につきまして、令和7年度予算では、光総合病院が計上しております。これは以前から繰出基準としてありましたが、プラン策定時には計上額がなかったため、記載がなかったものでございます。

それ以外では、繰出基準として、新たに経営強化プランの実施状況の点検、評価及び公表に要する経費というのが追加されましたので、令和7年度予算には、その費用を計上しております。

以上でございます。

○田中委員

今お聞きして、初めて変更がかかっているというところ、変更というか、新しくなっている部分をお聞きしたんですけど、何かそういう変更があったときって、お知らせみたいなものはないんですか。

○坪井病院局経営企画課長

この繰入基準につきましては、項目によりましては、対象となる費用に対して収入が満たしていない場合は発生したりとか、年度によっても項目が違ってきます。そのあたりは、予算の参考資料のほうには、最初の予算で計上している額というのをお示しをしております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。予算のときとかに説明の中にも入っているということなんですが、改めて変わった部分については、説明の中でもちょっと入れて、新しくなりましたとか、ここが変更になりましたというのは伝えていただけたらと思います。

それと、改めての確認なんですけど、総務省通知と光市基準というのが並んである中で、総務省通知のところに、同左という部分で準じている部分と、光市の部分で書いている部分があるんですけど、その中で比較してどういった違いがあるのか、総務省通知よりもたくさん出している部分があるのかどうか、そのあたりについて。協議の上で決まると思うんですけど、教えていただけたらと思います。

○坪井病院局経営企画課長

総務省通知との違いということでございますが、本市の繰入金につきましては、プランに記載のシャトルバスの運行に係る経費を除きましては、総務省の繰出基準に沿った経費となっていますので、基本的には総務省通知と違いはありません。

プランのほうに記載のとおり、総務省通知では、例えば何々に要する経費のうち、こ

れに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額、という
ような項目の経費が幾つかありますが、これらの具体的な算定については、各自治体
の判断に委ねられています。

このため、先ほど委員からもありましたが、こうした経費の具体的な算定については、
財政課との協議や予算要求、査定により決定をしているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。総務省の通知に準じて、光の財政のほうとも協議しながら、その範囲
内でいただいているという理解をさせていただきました。

以上になります。

○井垣委員

光総合病院のほうで、待ち時間が長いという市民の声を聞いたんですが、ある1人の
方は、待ち時間が長いので「まだですか」って質問すると、光市外の病院を名指しさ
れて、「そちらに行ったほうが早いですよ」というふうに言われたとおっしゃってい
ました。

実際に、待ち時間というデータは取っているのでしょうか。

○田中光総合病院医事課長

電子カルテで患者さんの診察時間、患者さんの来院時間等分かりますので、各診療科
ごとの待ち時間、大体どれくらいであったかというところは把握しております。

○大田委員

まず、指定病院になって、患者のことについて紹介がなければ診られませんか、紹
介状を持ってきてくださいようなことをよくお聞きするんですが、そこんところ一般
質問でもお聞きしたんですが、もう一度ちょっと丁寧に教えてください。

○田中光総合病院医事課長

紹介状と受診の関係についてということで、お答えさせていただきます。

選定療養費、こちら頂くか頂かないというところでは、紹介状を持ってこられている
かどうかというところの関係でございます。

紹介状を持ってこられてなければ、7,000円を頂いた上で受診は可能という。選定療
養費の面だけで見ますと、そういったことになるんですけども、紹介状がないと診療
上診察ができないと、そういった患者さんもおられますので、それまでに行われた治
療、こちらを踏まえた上での診察が必要だと医師が判断した場合には、選定療養費と
は別に、紹介状は必ず持参してくださいと、そういったお願いすることはございます。

○大田委員

よく皆さんからお聞きしているんですが、行ったら、紹介状なしには診られませんから、紹介状をもらってきてくださいという、よく市民の方々からお聞きするんですが、そこんところどねえなんか、もう一遍教えてください。

○田中光総合病院医事課長

恐らくそういったケースは、選定療養費が関係しているわけではなくて、前医で、どのような検査をしてきたか、どのような薬を処方されてきたか、そういったあたりの情報が診療上どうしても必要だということで、紹介状を御持参くださいという御案内をしているものと思われます。

○大田委員

それんときには、患者が7,000円払ってもいいから診てくださいという場合だったら、どうされるんですか。

○田中光総合病院医事課長

こちら、だから選定療養費とは関係なく、診療上必要という状況ですので、患者さんのほうでその手配が難しければ、病院のほうで前医さんのほうにお話をさせていただいて、紹介状のほうを取り寄せるなどというような流れになっていくかなと思います。

○大田委員

それは何%ぐらい、それ診療所じゃなくて、その場で初診を診られておられますか。

○田中光総合病院医事課長

申し訳ございません。ちょっとパーセンテージについては把握しておりません。

○大田委員

何例ぐらい、そねえな例はありますか。

○田中光総合病院医事課長

体感ですけど、月間3名、4名くらいかなというふうに考えます。

○大田委員

月間3例か4例と言われたですかね。30例、40例。

○田中光総合病院医事課長

3名か4名。三、四名程度は、前医の紹介状が必ず必要ですというような患者さんがおられるという印象はあります。

○大田委員

今、月間3人か4人じゃろうということでございますが、もっと丁寧な対応をされたら、もっとおられるんじゃないかというふうに、いろんな市民の方々からお聞きしているんですよ。

だから、そのところはもう少し真摯な対応を取っていただきたいと思います。また、そこで、今度は特殊なことを聞くんですが、眼科においては、どねえなるんですか。

○田中光総合病院医事課長

こちら、ちょっと数字は持ち合わせてないんですけども、眼科において前医の紹介状が絶対に必要だという話は、それほど確認しておりません、聞いておりません。

○大田委員

ということは、眼科において初診の方は7,000円要らないということになるんですか。

○田中光総合病院医事課長

前医の診療情報が必要だということで、紹介状を必ず持参くださいという、こういったケースは選定療養費とは全く関係なく診療情報提供書を持参するようにお願いしておりますので、ちょっと選定療養費とは全く別だと思って考えていただけたらと思います。

○大田委員

眼科の場合も、そねえな必要がないという考えでもおられるように私は解釈したんですが、それんときにも7,000円取ると。

○田中光総合病院医事課長

診療情報提供書の御持参がなく、初診の患者さんで受診された場合には、7,000円を徴収することになると思われます。

○大田委員

ちらっと考えるに、眼科において診療所に直接行かれなくて、光総合病院で診てもらうちゅうのは、眼科の場合においては、私は無理に紹介状なくてもいいと感じているんですよ。

診療所の紹介状ちゅうのは、なぜ眼科の場合、要るんか、よく分からないんですが。特殊な例があるということはあるんかも分かりませんが、眼科においては、そねえなことはないと思うんですが、そこんところ、ちょっともう少し教えてください。

○田中光総合病院医事課長

ですので、眼科におきましては、診療情報提供書の持参がなくても、7,000円のお支払いを頂ける患者さんに関しては、初診患者として診療を行っております。

○大田委員

無理に必要ないところではあっても、7,000円は取るということで、理解はし難いんですが、理解しなくちゃいけないんでしょうね。7,000円取るということは、指定病院になつとるから。

次に行きます。

一般質問させてもらったんですが、救急患者のことにに関して、はっきりした答弁はなかったんですが、予備の先生は今現在どのようにされているか、もう一遍教えてください。

○吉岡光総合病院総務課長

救急の対応についてですけれども、夜間や休祭日の救急対応については、医師1名、看護師2名、その他の医療技術員については、状況により呼出しを対応しております。そのような体制の中で、医師の専門外の病状による対応については、医師の判断により、待機している各診療の医師を呼び出して対応しています。

しかしながら、傷病の程度などから、当院での診療が患者にとって不利益になる場合や、当院に常勤医の不在の科であったりした場合とか救急でない診療依頼は、診療時間内外来受診やかかりつけ医の受診を勧めております。

以上です。

○大田委員

今の答弁聞くと、もし内科の先生が救急の受付医じゃって、そこで整形外科のが来た場合には、待機の先生へ来てもらうというようにお聞きしたんですが、それで間違いないですかね。

○吉岡光総合病院総務課長

申し上げましたとおり、医師の判断により、待機している医師の呼出しが行われます。以上です。

○大田委員

それは、もし内科の場合やったら、整形外科やら外科やらちゅうの、それは、あなたは今日は予備の先生で待機してくださいよという通知が行っているわけですか。それとも、先生方が自主的に待機でおらんやいけないなちゅう感じでおられるんですか。

○桑田病院事業管理者

待機は、人が決まっております。これは少ないところ、例えば医師が1人とか、いない。そこに関しては、ちょっと待機ちゅうのは難しいですね。

だから、恐らく、今複数医師がいるのは、整形外科と外科と泌尿器科なんですけど、それは待機を決めて置いております。

○大田委員

今、答弁じゃったら、整形外科と外科と泌尿器科が待機として決めて待っておられるというのを聞きしましたから、少し安心したんですが、救急に対して、約30%ちょっとしか引き受けておられないんです、光市民、光市内から救急に関しては。

もう少し私としては、光の総合病院であるから、光の人をもっと多く、せめて60%近い人を診てもらいたいと思っておるんです。

そうすると、やっぱり救急医療の先生が1人じゃったら診切れないと思っているから、それで、そういうような待機の先生がどねえなかとお聞きしたんですが、もう少し救診率を上げるという、光総合病院はできないものでしょうか。

○桑田病院事業管理者

今の委員の御質問は、できるだけ受けることをしてくれということですね。

それは確かにおっしゃるとおりで、光市立総合病院って光市の患者さんを診るのが主な目的であります。

ただ、前から御存じと思うんですけど、そういういわゆる専門にしているドクターがいない場所がありますですね。例えば、脳外科とか小児科とか産婦人科、そういうのは、うちの病院で診ろと言われても、なかなか難しいことがございまして、できるだけ診たいんですけども、それをどうしても、そういう患者さんの場合とか、これ非常に緊急で、これはすぐにでも、例えば脳梗塞なんかでも時間を待たずに、そこできるところに行ってほしいという場合は、やっぱりお断りをしているのが現状です。

できるだけたくさん受けられたらなと思っているんですが、そのあたりのところは、受けたいんですけど、できる状況じゃないというのが、申し訳ありません、まだ、そういう状態ですので。

○大田委員

要するに、結論はドクターがいないから、なかなか診られないよというような答弁じゃったと思うんですよ。だから、私は常にドクターをどうか、どうでしょうかってお聞きしているんです。

病院強化プランの中にも、また予算参考資料の中にも、医師の獲得というあります。強化プランの中には、医師の派遣等に関する経費としては、医師等の派遣を受けることを要する経費という、派遣を受けるための費用を使うような予算じゃったと、私は解釈するんですよ。

それが、光市の解釈は、非常勤医師の費用弁償というに書いてあるんですよ。獲得に関する費用でなくて、来てもらった先生の費用を払うような感じに書いてあるわけですよ。そこんところ少し矛盾しているんじゃないかなと思っているんですが、予算書にも繰入れ金額が載っているんですが、獲得のための予算じゃろうと私は理解しているんで、それを使うということはできないものでしょうか、獲得のために。

○坪井病院局経営企画課長

委員が言われたのは、一般会計繰入金の中の医師確保対策のことで、そちらは総務省からの通知による繰入基準の中で、本市で該当するものが、医師の勤務環境の改善に関する経費と医師等の派遣を受けることに要する経費という2つがございます。

先ほど委員が言われた医師等の派遣を受けることに要する経費、こちらなんですけれども、総務省のほうの資料を見ますと、例えば通常の常勤の医師ではかからない部分、派遣を受けることによる費用弁償、その部分だけが、この繰入れの対象となっておりますので、総務省の基準、一般会計からの繰入れの部分につきましては、現状、該当とならないことになっております。

以上でございます。

○大田委員

すみません、最後のところ、もう一遍。

○坪井病院局経営企画課長

一般会計からの繰入れ基準の中におきましては、派遣に要する費用弁償が対象となっておりますので、新たに常勤の医師を任用するためにかかるような経費、例えば広告だとか案内だとか、そういったものについては、現状は繰入金の中では対象とはなっていない状況でございます。

○大田委員

私の見方が悪いんでしょうかね。医師の確保対策とかいってから書いてある。私の解釈が悪いんでしょうか。副市長、一生懸命頭下げちゃってんですがね。

○坪井病院局経営企画課長

ここは、あくまで医師の確保対策なんですけれども、一般会計の繰入金の対象となる医師の確保対策となります。これについては、先ほども申し上げましたとおり、医師の勤務状況の改善と医師等の派遣を受ける経費となります。

一般的にも医師の確保対策というのが、直ちに常勤医師の新規採用だけを連想するものではございませんし、例えば特に医師の勤務環境の改善とかというのは、事務補助の人件費分の繰入れとかになりますので、こちらについては、常勤であったり、非常勤であったり、既存の医師であったり、これから採用して、来てもらう医師に対しても有利なこととなりますので、それら含めた全ての医師に影響を及ぼす取組ということで、総じて医師等の確保対策という名称になっておりますし、国の総務省通知のほうも、医師等の確保対策に要する経費という名称になっております。

以上でございます。

○大田委員

いろいろな拡大解釈もいろいろあるんでしょうから、私は医師を確保してほしいと思

っております。

また、その前のリハビリ医療について、光は新しく779万8,000円というのを繰入れ基準に入れておられるんですが、大和には入っていない、繰入金の中に。

あれは先ほど何か収入が満たされていないところに持っていくから、リハビリ医療の779万8,000円を入れたというような答弁じゃったと思うんですが、一応大和もあるわけですから、そこんところはどういうふうに考えておられるか教えてください。

○坪井病院局経営企画課長

リハビリテーション医療に関する繰入れなんですけれども、こちらにつきましては、現状、予算ベースで、光総合病院のほうは収支が赤字の見込みと。

大和総合病院につきましては、収支が過去数年間、黒字という状況でございます。

対象となるのが、両病院の収支を合算した上で赤字が出る場合についてで、光総合病院のほうで赤字になっておりますので、そちらのほうに費用が令和7年度は発生したという状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

そりゃ、リハビリだけ見たらそうかも分かりませんが、病院全体で見たら、大和も赤字なんですよね。光と同じで、大和も赤字なんですよ、病院全体として見たら。その科だけ見たら、そうなるかも分かりませんが、病院全体として見たら赤字なんですよ。赤字じゃったら、同じように繰入れしてもらおうようにお願いするべきじゃないかと思うんですが、それんときだけ、科だけで見るんですか。

○坪井病院局経営企画課長

これは一般会計からの総務省の通知による繰入基準の中での、リハビリテーション医療に関する経費でございます。

繰入基準に基づいて、今、病院局のほうでは繰入れの要求をしておりますので、全体の収支の赤字が総括的に繰入対象になるというのは、現状ございませんので、リハビリテーション医療の項目についてのみとなっております。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

医師の確保においてとかいう話をしておったと思うんですが、新人医療、新人の研修医のドクター、今まで大和総合病院にも光総合病院に入れておられたというふうに一時は、以前はお聞きしておったんですが、今現在はどねえなっちゃうんですか。

○萬治光総合病院事務部長

光総合病院のほうは、今現在、研修医はおりません。
以上です。

○植本大和総合病院事務部長

大和総合病院におきましては、山口大学医学部からの要請により、地域医療実習の受入れを行っておりまして、これらの方はまだ医師免許を取得していない段階の方です。そういった研修はございますが、医師免許を取られた方の研修のカリキュラムに入っておりませんので、そういった方の受入れは行っておりません。
以上でございます。

○大田委員

以前は、大和総合病院入れておったというふうにお聞きしたんですが、そのときにはあったが、今は現在はいないと。

○植本大和総合病院事務部長

そのとおりでございます。

○大田委員

あれに研修医入れると、光総合病院そのように書いてあったんですが、光総合病院はなぜ入れないのでしょうか。

○佐古病院局管理部長

すみません、光総合病院の例で申しますと、光総合病院は臨床研修の協力型の医療機関でございますが、受入れの依頼があれば、受入れというのは可能ではございますが、大学のほうからのそういった依頼はございませんので、新人の医師の方というのはいません。
以上です。

○大田委員

大学病院から依頼がない。依頼がないということは、それだけ信頼がないというように取りやすいんですね。

要するに、そういうのは研修医というのをそこに持っていても、面倒見てくれる先生がおるから持っていこうかというふうになると思うんですが、そういうな体制取られていないから依頼がないというふうに解釈できるわけですよ。

それを要するに、研修医に取ってくれるというんじゃないたら、先生も派遣しようかなという、よい好循環のほうにも向くと思うんですが、そこんところはもうどういうふうに考えておられますか。

○桑田病院事業管理者

医師になって2年の研修ありますけど、これプログラムがちゃんとあるんですね。

それで、例えば大学でやる場合とか、徳中とかそういうところでやる場合とかあるんですけど、例えば大学なんかじゃ地域医療というところがあって、それに対して各そういう協力病院のところに行かせるってことがあるんですけど、それに対して、今ところ該当するもんがないということなんです。

それは魅力がない云々とかじゃなくて、やっぱり地理的な状況とかそういうことも、それに関わってきますよね。

研修の中には地域医療という研修がありますけども、それを選ぶときに、じゃあ、光があそこは魅力がないからというわけではないと思うんです。いろんな病院ありますから、その中で適宜選ぶというやり方をしようと思います。

やはり大学を起点とすると、光とかは結構遠いんですね。それで、そういうこともありますから、それも不利にされとるんじゃないかなと思います。

ただ、私たちはそういう人が来た場合は、しっかりと指導できるような体制は整えていますけど。

○大田委員

山大から見たら光は遠いと言われたんですが、遠いといっても1時間ちょっとで来るんですよ、ここ。ほかにも大和病院にも以前は来よったんです。今現在はおられないんですが。そういうふうに、近くでも来ているんです。

だから、そういうのは極端な言い方すると、魅力のある病院じゃったら、研修医も派遣して、そこにも研修医を引き受けてくれるんじゃないかという、先生も派遣しようかなという考えも起こるんじゃないかというに、そういうふうに考えるわけですよ。だから、私はそういうふうにお聞きしたわけなんですよ。

そういうのは、研修医でも、臨床医ちゅうんか、要するに、先生でない人が面倒を見るために、ドクターが控えておられるように、先生方も充実してほしいというふうには思っておるんですよ。

ぜひともそういうふうな努力をしてほしいと思っておるんですが、ぜひ研修医なんか来られるような、今おられる先生優秀なんですが、それプラス、まだ先生方が入ってこられて、研修医の面倒見られるような病院にしてほしいと思っておるんですよ。そこんところは先生の努力じゃろうと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

また、先ほどちらっと変なことをお聞きしたんですが、依頼をしちよったのが、お金がかかるから、職員にその依頼しちよった仕事をやらすような答弁をされていたと思うんですが、そういうふうな、今後されようとされるんですか。

○萬治光総合病院事務部長

先ほど費用を抑える取組ということで、一例、例えばというお話でお答えしたと思うんですけど、例えば清掃委託というのを病院全体でやっております。これをこの費用を抑えようと思うと、どうしても委託先においても、物価が上がるとか人件費が上が

るとかということはありませんので、そこを避けて費用を下げようとする、今やっている範囲を少し狭めるとか回数を減すとかということでない、なかなか委託料を下げるというのは難しいと思います。

その中の取組として、今委託に出している部分を代わりに職員がやって、その分委託料を下げるとか、そのあたりを検討していきますというお答えを差し上げました。

以上です。

○大田委員

だから、そこんどこ清掃なんかにおいて、今まで委託出しちゃったらお金が高いから職員にやらすと。極端な言い方すると、看護師さんに看護師さんついて、そこ全部掃除しちょけというような感じを受けるわけですよ。

看護師さんの仕事はどうするんかと。看護師さんも100%やって、清掃も100%やれというに病院局は考えておられるのかというに思うわけですよ。そうはないじゃろと。

看護師さんは、やっぱり看護師さんの仕事を100%やってもらうのが当たり前じゃろと。そういうふうにするわけですよ。職員は何と思うちよるかちゅうて、言葉はいけんですが、そういうふうにするわけですよ。そこんどこ、どういうふうにしてもらえるか。

○萬治光総合病院事務部長

もちろん看護師とか医療スタッフ、本来の業務を犠牲にして清掃に当たらずとかいうことは本末転倒になりますので、そういうことがないように、今からこれは検討していくことです、そういうことがないようにしていきたいと思っております。

以上です。

○大田委員

だから、さっきも言ったように、委託金が高くなるから職員にやらそうという発想を持つこと自体が、私はどうかと思うんですね。職員さんは、その職員さんが100%やら120%の力を出してもらうように、その仕事を一生懸命やってもらってやるのが方針じゃろと思うわけですよ。

それを委託先のお金が高くなるから、職員さんにやらすような発想が出てくること自体おかしいと思うんですが、そう思いませんか。

○萬治光総合病院事務部長

職員にしてもらうというのも取組の中のひとつでありますから、それ以外に例えば委託に出している回数を減らすとか、範囲を狭めるとかというのと併せて行うものですので、全て全部職員にやらせてしまおうとか、そういうことは考えておりません。

以上です。

○大田委員

いや、だから、その発想がおかしいんじゃないんですかってお聞きしよるわけですよ。

○萬治光総合病院事務部長

いろんなことを考えて検討するのは必要なことだと思いますので、結果、それは看護師とか医療スタッフの仕事の合間では難しいということであれば、もちろんそういうことは行わないんですけれども、いろんなことを考えて検討するというのは、我々事務方の仕事でもあるかなと思っております。

以上です。

○大田委員

そこで、看護師の配置基準を7対1から10対1にしたというようにお聞きしたんですが、それも関係あるんですかね。10対1したら、今までは看護師さん1人に対して7人の患者を診ておったのが、看護師さんが1人で10人の患者を診ると。仕事量、それだけ増えるのは増えるんですが。

そういうふうな、要するに基準を、7対1のほうが基準は高いはずなんです。10対1にした理由というのも、ちょっと分かりにくいんですが。

○萬治光総合病院事務部長

先ほどお答えしました委託料の見直しのことにつきまして、特に、これは7対1とか10対1とかというのは直接関係ないものでございます。

以上です。

○大田委員

いや、関係なくても、7対1から10対1にした理由は何ですか。

要するに、看護基準を下げても利益を上げられないようにするのは、よく分からないんですが。

○田中光総合病院医事課長

先ほど申し上げました7対1から10対1への移行なんですけども、こちらは診療報酬の改定に伴いまして、平均在院日数の条件、こちらが厳格化したことにより、急性期一般病棟の1という入院基本料を維持することが難しくなったために、急性期一般病棟2、10対1のほうに移行したものであります。

○大田委員

看護基準が上がったから、それに7対1じゃ、光総合病院としては該当できなくなったから、10対1にしたと。

○田中光総合病院医事課長

施設基準が厳格化された。このために、診療報酬改定後の施設基準を維持できないと

いうことで、10対1のほうに移行したというところでございます。

○大田委員

基準が厳格化したから、7対1のあれはできないから10対1にしたと。なぜ光総合病院は7対1でできないんですか。

○桑田病院事業管理者

7対1、10対1というのは、いわゆる基準なんですね。今まで1を取った場合は、これは7対1でないといけないんです。

ただ、それを取ろうとすると、いろんなことが非常に厳格的に難しくなったので、2に下げました。2に下げると、その場合は、基準としては10対1でいいよということになります。

そういう意味で、7対1の配置だったやつを、今は10対1でもオーケーですという状況です。

○大田委員

7対1じゃったのを下げて10対1にして、それだけ収入が減ったんじゃないくて、収入も維持できると。

○田中光総合病院医事課長

収入に関しても、先ほど申し上げたんですけども、7対1から10対1に施設基準を引き下げたんですけども、看護師の余力の部分で夜間の看護配置加算、こちらを新たに施設基準として光総合病院届出をしておりますので、そちらの収益がありまして、トータルでは若干プラスになっております。

○大田委員

収益が上がるから、下げてもよかったということ。何となく分かったような、分からんようなんですが。

それと、予算の収入に対して随分下がっているように気がするんですが、収入は下がってないですかね。収支的収入。

○委員長

大田委員、予算ですか。

○大田委員

うん。

○委員長

予算ね。（発言する者あり）

○大田委員

また、そしたら決算のときに、またお聞きしましょう、そんなときには。
私1人やってもしょうがないから、もういいです。

○西村委員

すみません、1点だけ質問ですが、旧市立病院、光市立病院の跡地の今後について、売却を前提に進めるというふうに理解をしておるんですけれども、一部、一般質問でも触れられておりましたが、価格の決定、あとは入札等の時期、今後のスケジュールについてを現段階で分かっていることがあれば、お示しいただければと思います。

○吉岡光総合病院総務課長

旧病院の跡地については、6月20日が工事の完工日でした。これにて、旧光総合病院の跡地について工事は終了しましたが、今後、管理委託業者から解体撤去工事に係る報告を受けることとなっております。その後に売却価格の算定のための不動産鑑定を依頼する予定になっていきますけれども、その時期やまた売却時期については、まだ現在決まっておりません。

以上です。

5 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第52号 市道路線の廃止について

説 明：秋友監理課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

これは今、廃止、次には新設と出てくると思うんですが、続きの道がある場合には、全部、まず一旦廃止にして、続きの道を追加で認定するちゅうこと、そのままで市道としておって、その続きで廃止をしないで、その続きで認定ちゅうわけにはいかないんですか。

○秋友監理課長

只今、市道路線の廃止について御質問をいただきました。

市道路線については、路線の起点・終点を公示しておりますことから、起点・終点が変更されることから、一旦市道路線を廃止し、その後に市道認定をさせていただき、公示することになります。

以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第53号 市道路線の認定について

説 明：秋友監理課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

新設市道の場合に行き止まりの場合は、たしか行き止まり地点で、車の回転場を設けるとかいうふうにお聞きしておったんですが、樋ノ口1号線、紺屋浴12号線ですか、あれは何となく回転場があるような、地図上で見ると、図面で見ると。

前林4号線は、全く回転場がないようにお見受けするんですが、そこんところがどうなっとるか教えてください。

○秋友監理課長

ただいま、前林4号線について御質問をいただきました。

市道袋路における市道認定については、延長が35m以上の時は回転場を設けることに

定まっておりますが、この時の幅員が4 mから6 m未満の場合、回転場を設けるという基準がございます。

前林4号線については、道路幅員が6 m以上であることから、回転場の設置は除外されることになります。

以上でございます。

○大田委員

そうなの。5 mから4 mの間じゃったら回転場を設けるが、5 m以上やったら回転場を設けなくてもいいという解釈でいいんですね。

○秋友監理課長

幅員については、4 m以上、6 m未満という基準でございます。

このことから、前林4号線は幅員が6 m以上であることから、回転場の設置は必要ないことになります。以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①令和7年度の山口県関係事業について（報告）

説 明：秋友監理課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○大田委員

まず、16番、交通安全一種県道光日積線で、周地のところで歩道設置工事で4,000万円付いているんですが、どういう工事を計画されていますか、教えてください。

○山本道路河川課長

皆さん、こんにちは。16番、交通安全第一種光日積線、塩田周地の工事の概要でございます。これは現在、整備がまだ終わってない区間がございます。大和中学校の三輪側の区域でございます。ここの歩車道の整備工事で、未整備区間の整備工事でございます。

以上でございます。

○大田委員

いや、4,000万円で付いているんですが、これじゃ足りないんじゃないかと思うんですよ。その理由としては、あそこに河川がある。だから河川のところをボックスか橋梁工事するかしなくてはいけないと思うんですが、それもこの工事の中に含んで完了ということになるんですかね、そのところを教えてくださいんですが。

○山本道路河川課長

この路線の工事箇所、川が隣接しておりますが、この川は、工事の対象には入っておらず舗装と縁石、歩道、この辺の整備工事の予定と聞いております。

以上でございます。

○大田委員

そうするとあそこは、まだ完全完成ではないという解釈になるんですが、それでよろしいんですかね。

○山本道路河川課長

早期の完成に向けて、令和7年度工事を実施するというところでございます。

以上でございます。

○大田委員

いやいや、だからその河川が横断しているのをやることに入っていないということになると、あそこが狭いままで道路整備するということになると思うんですが、それから今年度では工事完成しないと、狭いままで来年度に持ち越すということでしょうかとお聞きします。

○山本道路河川課長

未整備箇所の前後整備が進んでおります。そのうち図上の計測ではございますが、百数十m程度が未整備で残っているところでございます。隣接する河川のことを言われているのではないかと思います。この河川に関する工事は、今回の道路の改良には含まれておらず、河川の改築、改修等を実施するという話は聞いておりません。

今、橋梁とかと言われたのですが、今回工事の区域は、橋梁を設置するような箇所は認識しておりません。

以上でございます。

○大田委員

隣接する河川ではなくて横断しているんですよ、あそこは。河川が横断しているんです。深いところに工事が入っていないということは、今回は道路が狭いままで工事をされるんですかとお聞きしているんです。

○山本道路河川課長

御質問の光日積線でございます。川を横断するということは、今回の工事の区間に入っていないという認識でございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、大和中学校から河川までの工事をして、あそこの道路幅は狭いままで来年度に移るという認識なのね。

○山本道路河川課長

工事箇所の認識がずれているのかというところの確認でございますが、光日積線、草場の池、大和農免道路との交差点、三差路がございます。これから大和中学校に向かって数百m行くと、まだ整備が終わっていない、今現況でいうと湾曲しているような部分が約150mか百数十mございます。そしてそれを行くとまた整備が終わって、二、三百m行くと右手に大和中学校が見える交差点でございます。

この区間については、河川の横断と言われましたが、理解しかねているところです。

○大田委員

あそこは要するに今、真鍋組さんが仮設ハウスを建てて工事事務所みたいにしている。あの横に河川があるんですよ。あれから田布施川に向かって道路を横断しているんです。あそこは崖が高いんですよ。それだから、あれを今説明では工事はしないというような説明であった。把握しておられますかね、工事場所を。

○山本道路河川課長

河川の捉え方の問題だと思います。小規模な水路等については、適切に整備をされた上で、道路の改良工事がなされるものと認識しております。

以上でございます。

○大田委員

そしたら河川でないというんだったら、ボックスカルバートかなんかでするつもりですか。

○山本道路河川課長

具体的な工事の詳細内容、ボックスカルバート等については今確認をしておりませんので、また改めて県のほうに聞いてはみたいと思いますが、今年度工事で完了を目指したいというふうには聞いております。

以上でございます。

○大田委員

あそこは道路の天端から河川の床まで結構何mか深いんですよ。だからお聞きしてい

るんです。幅が約2 mから3 mまでないかも分らんが、そのくらいあるわけですよ。だからお聞きしておったわけです。それも工事が終わるということで、今年度の完成を目指すということで、理解でよろしいですね。

○山本道路河川課長

県からはそのように聞いております。

○大田委員

4,000万円ではちょっと足りないんじゃないかと思うんですが、分かりました。それと、同僚議員がいろいろ聞いておったんですが、光井島田線が3,000万円についているんですが、これいつ頃完成になるんですか。

○山本道路河川課長

光井島田線の完了がいつ頃かという御質問でございますが、完成の期日については県のほうからは示されておられません。

以上でございます。

○大田委員

あそこの堀割のところから上島田に向かって、ちょっと1 km弱ぐらい道が狭いんですよ。随分通行される方が困っておられるから、できるだけ早い完成を目指して、市のほうも要望していつてもらいたいと思っていますから、よろしくお願いします。

それと、一番下の22番の産業団地の整備推進工事で1億7,200万円付いて造成工事とついていますが、これ道路以外というふうな答弁だったんですが、5戸か4戸の敷地に分かれていると思うんですが、その工事をやるということの解釈でよろしいですか。

○山本道路河川課長

造成工事は経済部の所管となりますが、道路以外の敷地の造成工事というふうに聞いております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると経済部が知っちゃって、土木のほうは分からないという解釈になりますが、それでよろしいんですね。

○山本道路河川課長

あくまで所管は経済部ということで、道路部については建設部が所管しているというところでございます。

以上でございます。

○大田委員

造成工事に対しては経済部、それに伴うのは道路工事が市は計画しておられたんですが、そのところはどんなになっているんですか。

○山本道路河川課長

現在、県のほうで設計等の検討が進められているというふうに理解しております。
以上でございます。

○大田委員

そうすると市は設計しなくて工事だけすると。

○山本道路河川課長

工事も県のほうが実施をしてまいります。市は交付金の関係の事務を担当してまいります。
以上でございます。

○大田委員

たしかあそこ市道だったはずですが、それも県がやってくれる。

○山本道路河川課長

工事と設計のほうは県のほうが実施してまいります。
以上でございます。

○大田委員

工事敷地以外に市道もあると思うんですが、それも県がやってくれるわけですか。

○山本道路河川課長

産業団地の整備に伴う既存の市道との擦り付けのことを言われていると考えますと、
県のほうで対応していただけるというふうに考えております。
以上でございます。

○大田委員

これは何年頃完成の目標でやられているんですか。

○山本道路河川課長

現在、検討中でございます。いついつ完了というのはなかなか申し上げられないところでございます。
以上でございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

報 告：②光市橋梁長寿命化修繕計画

説 明：山本道路河川課長 ～別紙

質 疑

○田中委員

何点か確認をさせていただけたらと思うんですが、読ませていただいてちょっと分からないところがあったので教えていただけたらと思います。

まず、16ページの四角ポッチというか、黒四角の下側になるんですが、その後段のところで、「集約化撤去の検討を行い、維持管理費用の約15%の縮減を目指します」という表記があるんですが、この維持管理費が幾らなのか、どこから引っ張ってきているのかを教えてください。幾らぐらいの金額で、いつまでの期間の維持管理費のことを言われているのかを教えてくださいと思います。

○山本道路河川課長

この維持管理費用の約15%の縮減というところでございます。

この維持管理費用につきましては、集約化撤去を行う橋梁に対しての15%の縮減ということでございます。この数字、撤去に伴う維持管理費が幾らかという具体的な金額まではお示しをしていないところでございます。

実際、その他全て208橋を対象とした維持管理費につきましては、18ページの長寿命化修繕計画による事業効果ということで、このたびの改定により50年間で点検や診断、修繕、架け替え等の措置に要する維持管理費用の総額、トータルコストということでお示ししているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

ちょっと分かりにくいんですが、そのトータルコストが幾らって、それがどこに書いてあるのかを教えてくださいなんですが、今、18ページのお話がありました。18ページにもいろいろ数字があってどの数字かがちょっと分からなかったもので、教えてくださいと思います。

○山本道路河川課長

トータルコストをどこに示しておるかという御質問でございます。

まず、グラフを御覧いただけますでしょうか。折れ線でグラフを示しておりまして、大きく3本あるところがございます。一番高い位置155というのを一番右端の上部にお示

ししておると思います。これが対処療法型維持管理、要は橋梁の機能が損なわれるまで、橋梁を使ってその後架け替えするトータルコストが155億円というふうにお示ししております。これが50年間に係る橋梁の維持管理費ということでございます。

その155億円の下を見ていただくと、三角のポツで示しておる57という数字が御覧いただけるかと思うんですが、この57億円が計画改定前の事後保全と予防保全型、これの計画に基づく50年間の維持管理費用ということで、57億円をお示ししております。

さらにその下、42という数字を御覧いただけるかと思いますが、これが今回の計画の改定により、予防保全型を中心とした維持管理を進めた場合の維持管理費のトータルコストということで、42億円をお示しさせていただいております。

このグラフをまとめたのが下の表にまとめております。対処療法型、予防保全型、事後保全型ということで、3段に分けてお示ししております。これが先ほど御説明しましたグラフと表で対象に御覧いただけるかと思います。

以上でございます。

○田中委員

はい、分かりました。端的にお答えいただけたらよかったんですが、50年分の42億円の部分の15%の縮減を、この10年間の取組で目指すということでもいいということですか。

○山本道路河川課長

先ほど御質問いただきました16ページの15%については、集約か撤去を行う橋梁に対しての費用でございます。42億円の費用に関しての15%ではないというふうに御理解いただければと思います。

○田中委員

つまり、この維持管理費用というのは設定がないよ、一番最初の答弁になるのかもしれませんが、維持管理費用の約15%縮減の元の数字というのはないということなんですか、数字としては。

○山本道路河川課長

あくまでこの15%の縮減というのは、目標という形でお示しさせていただいております。対象橋梁、1橋以上について、集約か撤去の検討を行うというふうに計画書でもお示ししております。

この集約か撤去を対象とした橋梁の維持管理費用について約15%の縮減を目指すということでございまして、先ほどの42億円の中には数字には反映されてございません。

以上でございます。

○田中委員

どう聞いたらいいのか分かりません。元の数字がないのに15%の縮減を目指しますと

いう表記をここでされているという理解でいいんですか。元の数字は分からないけど15%の縮減を目指しますということになると思うんですけど、今の説明をちょっと僕は理解できていないのかもしれませんが。

○山本道路河川課長

これの15%の根拠というところでございますが、この根拠としましては、1つの橋梁に対する想定で、橋長30m程度の橋梁の集約・撤去費用を1億2,700万円として仮定して算出し、それを架け替え費用として1億5,000万円というふうに仮定して、その比率が15%縮減ということで、この15%という数字は算出しております、あくまで計画に対する目標の数値でございます。全体の事業費、50年間の事業費に対する費用ではございません。

以上でございます。

○田中委員

理解できない。前文でいうと対象橋梁が208橋があって、そのうちの1つを集約か撤去の検討を行うという前段があると思うんです。208分の1を集約か撤去の検討を行うことによって、元の数字が何かが100なのかが分からないので、それで15%縮減できるということになるんです。208分の1を集約か撤去することで15%縮減できるという理解でいいのか、というか、元の数字がないのに15%縮減の意味。

○山本道路河川課長

対象橋梁、208橋あるうちのこの計画によっては1橋以上の撤去を目指しますということをお示ししていますが、その1橋についての維持管理費を15%縮減ということで記載しております。

○田中委員

1橋について、どの1橋か危険度4とかもありますけど、どれかは限定してないんですけど、1橋について1橋を集約か撤去したことによって、その1橋については維持管理費用の15%が縮減を目指すということなんですか。

○山本道路河川課長

この1橋、具体的にまだどの1橋ということはお示ししていないわけですので、具体的には基となる維持管理費用がお示しできないことから、今、田中委員さんが言われましたように集約・撤去する1橋以上の橋梁についての縮減、目標としてお示しさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

もう一個が、続いて17ページのほうになるんですが、これも4角ポッチ一番下のとこ

ろに、橋梁撤去に要する費用の約200万円の縮減を目指しますということで表記があるんですが、これの元の数字が幾らなのかを教えてくださいと思うんですけど。

○山本道路河川課長

17ページの費用の約200万円の縮減、新技術等の活用方針のところの200万円の元の数字という御質問でございます。

これにつきましては、先ほど18ページの中で、42億円という50年間の維持管理費をお示しさせていただいたところでございます。このうち、点検費用に係る50年間の点検費用を約10億4,000万円と試算しております。これを5年間の点検費用に直すと、1億400万円でございます。この1億400万円に対して200万円の縮減を目指すということでございます。

以上でございます。

○田中委員

繰り返しになるかもしれん。この数字自体、5年間の橋梁点検に要する費用というのは、表記はなくて、この18ページの累計42億円の中のうちの何億円分が点検費用になっているのか。それを割ったら5年分の金額が出てくる。ちょっとごめんなさい、もう一回。

○山本道路河川課長

もう一度御説明させていただきます。

50年間に要する維持管理費用の総額、トータルコストを本計画の改定により42億円としていることは、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。このトータルコストの中に橋梁の点検費用が含まれているわけですが、この点検費用が10億4,000万円。これは50年間の点検費用でございます。

これを5年間に割り戻させていただくと、5年間の点検費用は約1億400万円と試算しているところでございます。このことから1億400万円に対して200万円の縮減を目指しているというところでございます。

以上でございます。

○田中委員

理解できました。説明をいただいて、中を紐解かないと分からないという部分があるので、もうちょっと分かりやすい表記の仕方をしていただけたら分かるなという部分と、あと1億400万円のうちの200万円の削減という部分で、その200万円の削減効果がどれぐらいなのかというのが今の説明でようやく分かりましたので、ちょっと表記については今後も含めて御検討いただけたらと思いますので、お願いいたします。

○大田委員

ちょっと私もよう分からないんですが、全体で208橋、市はあると。その中のうち

149橋が50年を超えているということに書いてあるようにもなっていて、また今後20年間には149橋のうち、でもそれだと188橋が築50年、この辺ちょっと意味が分からないんですが、もう一遍教えてもらいたいんですが。

○山本道路河川課長

計画書の5ページ。橋梁の設置年に関する御質問だと思います。

これは、一番左のグラフ、現在149橋というところですが、これは高齢化を迎える橋梁、つまり50年以上が経過する橋梁が現在149橋。そして10年たつと174橋まで増え、さらに20年後は188橋まで増えるということをお示ししたものでございます。以上でございます。

○大田委員

それに対する1ページ、上から四角の黒いので2橋の架け替えと22橋の修繕を実施しましたとかいう、今後、何橋5年以内に直すようになるということで見たらいいんですかね。

○山本道路河川課長

今後5年といいますか、10年間で今、健全度が3以上と安定された25橋と優先順位の高い14橋の合計39橋程度の橋梁の措置・修繕を行う予定でございます。計画としては39橋を10年間で措置を行う予定でございます。

以上でございます。

○大田委員

10年間で39橋の橋補修をやると、架け替えも含めて補修をやるという。

○山本道路河川課長

予防保全型の維持管理となりますので、修繕を中心とした措置ということでございます。

実施の段階で検討する中で、損傷状況や周辺状況により修繕等の対応が困難な場合には、架け替えを検討していくというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

今後20年間で50年以上たつて188橋があると言われた中で、39橋の修繕・架け替えをやると。残りの橋はそのまま放っておくと。

○山本道路河川課長

残りの橋につきましては、定期点検等をしながら橋の劣化状況であったり、老朽化の進行具合であったり、本計画で言いますと健全度評価、1から4段階の評価、この評

価を見ながら修繕の時期を計画的に検討してまいるといった計画でございますので、計画に沿った対応を考えているところでございます。
以上でございます。

○大田委員

その後、年間何橋ぐらい定期点検をする。208橋のうち何橋ぐらい定期点検するんですか。

○山本道路河川課長

定期点検でございますが、208橋を5年に一度の周期でしてまいります。具体的には1年間に何橋というのは、各年度で事業費の調整をしながら検討してまいりたいと思っておりますが、5年間で208橋でございます。

○大田委員

今言われた208橋全部を5年間で一度点検すると、その中で今は39橋が10年間で修繕をすると、今後はまたその残りの橋をまた5年間で点検した中で、悪かったら修繕をすると、そういう計画で行きよるということでもいいわけですね。

○山本道路河川課長

定期点検とその診断結果を見ながら、先ほど言われましたように、場合によっては、計画の改定等を行いながら順次対応していくというふうに考えております。
以上でございます。

○大田委員

その中で15億円の縮減をすると、そういう解釈になるんですかね。

○山本道路河川課長

15億円の縮減というのは、改定前、令和2年3月に改定した計画に対して15億円の縮減を見込んでいるということでございます。
以上でございます。

○大田委員

今後はまだ縮減があるかも分からないと。

○山本道路河川課長

橋梁の劣化とか老朽化はなかなか想定が難しいところもございますので、先ほど御説明させていただきましたように、PDCAサイクルを回しながら、より効率的に、より現状に合った計画に見直してまいりたいというふうに考えております。
以上でございます。

○大田委員

橋というのは市民の安全安心のための橋であると思うので、ぜひしっかりと対応していただきたいと思います。

○井垣委員

昭和の時代にどんどん建てた道路とか橋とか、今はメンテの時代に入っております。世界中そういう時代でありますから、とっても大事なお仕事、どうも御苦労様です。ちょっと私もあまり勉強していないので分からないんですけど、例えば11ページの真ん中のグラフがありますよね。これイメージ図だと思うんですけど、この曲線の部分、上に凸のような形でやるというのは、この業界では普通こういうふうにするものなんですか。直線ではなくて上に凸のような。

○山本道路河川課長

この曲線というのは橋梁の劣化状況を示しております。イメージとして曲線、半円形とか円弧を描いてはおるんですけど、実際なかなかこの円弧どおりにはいかない、その地域の特性であったり気象状況、架設の場所によって様々な形を示してくるわけですので、これはあくまでイメージとして捉えていただくために、こういった表記をしております。以上でございます。

○井垣委員

どうもありがとうございました。場所によってカーブの仕方が違うというのはもっともなことだと思います。それと、こういうメンテの話というのは長期計画になるわけで、10年後とか50年後とか結構長期に考えているんですけども、ところが費用みたいなものは、今年の100万円と来年の100万円は価値が違ってくるわけで、急に人事のコストが上がったり材料費が上がったりとかいう、ちょっと1年先もあまり想定が難しいような状況ですよ。そこで、光市ではこういう計算をするときに、割引率は年何%ぐらいで行っていらっしゃるのでしょうか。

○山本道路河川課長

本計画の事業費、50年間のトータルコストを示しておるわけなんですけど、これについては物価上昇等は考慮しておりません。あくまで縮減効果ということをお示しをさせていただくもので、当然50年間のうちには、橋梁の補修に関する技術革新、その他物価の上昇等もろもろ出てまいりますので、想定というのは難しいわけで、現時点において、あくまで現状において、国や県が示した架け替え費用であったり修繕費用であったり、こうしたことを参考に現時点で考えられるコストとして算出しております。

以上でございます。

○井垣委員

そうすると何年後の費用であっても、現在価格で計算していると、割引率はゼロということでしょうか。ちょっと確認です。

○山本道路河川課長

これは現在の価格で費用を算出しております。

以上でございます。

○井垣委員

はい、了解いたしました。

○新見委員

それでは、松中住宅建て替え事業につきまして、一般質問に引き続き深掘りさせていただきたいと思います。

本事業は、入居者の生活に直結する重要な施策であり、計画段階からの入居者目線に立ったきめ細やかな配慮が求められます。特に、今後の設計・移転におきましては、住宅性能や移転の方法、移転支援策の具体化が重要と考えております。

そこで、3点について市営住宅等長寿命化計画にある建て替え事業の実施方針に照らして、より具体的な検討状況や本市の考え方について伺いいたします。

まず1点、高齢者対応としてバリアフリーの整備水準を確保するとありますが、具体的に想定しております仕様については、どのようなものなのか伺いいたします。

○沖本建設部建築担当次長

市営住宅の高齢者対応としてのバリアフリーの整備水準に係る質問でございます。

国が示しております公営住宅の整備基準では、高齢者等への配慮対策といたしまして、「高齢者が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車椅子使用者が生活行為を行うための基本的な措置が講じられていること」とされております。

具体的に申し上げますと、住宅の床や出入り口などの段差の解消でありましたり、便所や浴室などへの手すりの設置などがあげられます。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。現段階でエレベーターの設置等についてはなかなか言及することが難しいかと思うのですが、高齢者や障害のある方が安全安心して暮らせるように、段差の解消、手すりの設置、十分な廊下幅等を計画されていると理解しました。今後も実際の入居者のニーズを丁寧に把握していただきまして、柔軟な対応をお願いいたします。

続きまして、住み替え回数の低減に努めるというふうには実施方針にはあるのですが、現地建て替えで一時移転を要する場合、移転回数を極力1回に抑える方策についてはどのように考えているのかお示してください。

○沖本建設部建築担当次長

現在、松中住宅の入居者は団地の中に転在して住んでおられます。現地建て替えをすることになりますと、どうしても複数回の移転を入居者をお願いするといったこととなりますので、一般質問の答弁でもございましたが、建設場所を非現地となる汐浜2区住宅の余剰地と松中住宅の敷地の2か所の市有地で、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。可能な限り移転回数を抑えていただいて、建設工事、先ほどお示しいただきましたように建設工事の工程を工夫していただいて、一部仮移転後は新築住宅へ直接入居できるようお願いいたします。今後も入居者負担の最小限化に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、移転に伴う入居者負担軽減を図るとありますが、移転費用の助成や家財道具の移送支援、それから生活再建支援など経済的な支援メニューが具体的にありましたらお示ししていただきたいと思います。

○沖本建設部建築担当次長

移転に関する経済的な支援策ということで御質問をいただきました。

まずは、移転をしていただく入居者に対し、現在、移転補償費による負担の軽減を図っております。移転補償費は、国が定めた補償基準に基づき、家財やエアコン、電話などの移転に係る費用と、移転先にお風呂がない場合のお風呂の設置費を査定し、一世帯当たり約30万円から50万円を支給しているところでございます。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございました。必要に応じて家財運搬等支援、必要に応じてお風呂等の設置等をしていただけることで、方針のほうがありまして安心いたしました。高齢者対等の個別事情にも配慮をいただいて、柔軟な対応を引き続きよろしくお願いいたします。

既存の建物につきましても老朽化が進んでおります。今後も多岐にわたる修繕が必要になってくると想像しております。入居者の安全安心な生活継続に万全を期すように、引き続き丁寧な対応をお願いいたします。

質問以上でございます。

○田中委員

4項目ほど質問ができたと思います。まず1点目が、先ほど市道の認定の部分がありましたけど、市道認定において、私たち議会が議決してから認定という形になるんですけど、その中で市道認定基準というものがあって、それを見て私たちも判断しているわけなんですけど、他市の状況だとホームページに市道認定基準というものがあって、検索をかけたならそこにも出てくるという状況があるんですけど、光市の部分が、光市水道認定要項というものに定められていて、これがなかなかそこにたどり着けない、どうやったらたどり着くかというのを教えていただいて私もたどり着いたという部分があって。

以前、市民の方からも「光市の認定基準について教えてほしい」と言われたときも、所管に聞きに行ってお話を聞いていただきましたんですけど、その部分でちょっと市民に対してもちょっと分かりにくい部分があるので、市のホームページの市道の建設部のところに、そこにつながるようにリンクを張っていただきたいと思うんですけど、その改善についてはいかがでしょうか。

○秋友監理課長

光市市道認定基準についてでございますが、今現在ホームページで確認できるという状況でございます。しかしながら委員が仰せのとおり、なかなかたどり着かないということもございますので、今後の対応については確認をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

よろしくお願いいたします。次に行きます。

次は、道路の維持管理で市道を中心に草刈りを行っていただいているんですけど、草刈りをやった後に、空き缶とかペットボトルとかそういったごみがあるまま残っていて、散歩される方が拾って捨てたりという姿も見たりするんですけど、その草刈りの中にそういったごみの収集部分まで入っているのか入っていないのか。私は草刈りの作業の中で一緒に回収していただきたいと思うんですが、そのあたりの現状について教えていただけたらと思います。

○山本道路河川課長

草刈りの維持管理業務、これは業務委託で発注しているわけなんですけど、これはあくまで道路の通行に支障となる草の除草を目的としているものでございますので、空き缶やペットボトルなどのごみの清掃は業務の中には含まれておりません。あくまで業者さんにはお願いはしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

今、業者さんの方をお願いしてまいりたいということなのですが、改善しようと思っ
たら、含まれてないけど市のほうからお願いをして業者さんにやっていただけるとい
う認識でいいんですか。

○山本道路河川課長

業者さんのほうへは、あくまでお願いということで考えておりますので、それで実際
その量にもよると思いますので、具体的にどこまでかというところまではお答えが難
しい状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

お願いベースでやっていただけるとありがたいと思うんですけど、その差が出てく
ると、やっぱりあそこはやっているのに何でここはやってないのかという声が、もち
ろん市民のほうからも出てくると思いますし、発注書の中で今年度にはもう間に合わ
ないのかもしれませんが、こういった物の回収まで含んでぜひやっていただけた
らと思いますので、ちょっとそのあたりも現場の方たちの声もあるでしょうから、話
をしてぜひそういったことの改善ができるように取り組んでいただけたらと思います
ので、そのことはお願いしておきたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

引き続きでお願いします。一点が道路パトロール等をされていると思うんですけど、
今雨降る梅雨時期の前ということもあってちょっとお聞きしたいんですが、光駅から
虹ヶ浜に突き当たる道と市道浜線、いわゆる松林沿いの道において、例年松葉が落ち
てという部分で排水溝が詰まったりとか、また排水溝も表面が松葉で詰まるのではな
くて排水溝から排水に行くほうの奥が詰まっていたりということが起きていて、私も
取ったりはしているんですけどちょっと限界もあって、そういった部分の例年もう詰
まることが予想されているような排水溝の掃除とかについては、どのように取り組ま
れているのかお示しをいただけたらと思います。

○山本道路河川課長

今、具体的に光駅前からと、あと浜線のことを言われましたので、この状況について
御説明させていただきたいと思います。

現在業務委託を発注しておりまして、路面清掃としまして松葉を集めたりするような
清掃車を4回程度走らすように考えております。また、ますが詰まるということで、
1回程度の清掃を予定しているところございまして、その時期については状況を見
ながらいつ頃するかというのは検討している状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

清掃については行っていただけるということなので、雨降る前のタイミングでやっていただくと非常に助かりますので、今朝もちょっと来るときに排水溝が排水せずに水溜りになっている場所等もありましたので、パトロールの中で見れば分かると思いますので、ちょっとそのあたりも目を見張りながらタイミングよく環視していただけたらと思いますので、お願いいたします。

最後もう一つ、市営住宅の入居状況についてお聞きできたらと思うんですけど、一般的に高齢化になっていたり市営住宅入らない人が増えたりして、管理がちょっと住民だけでは難しいというような状況が起きているというお話をお聞きするんですが、今の市営住宅もちょっと数が多いのであれなんですけど、大体の高齢者単身とファミリーが入れる部分とかもありますけど、その辺の入居状況について教えていただけたらと思います。

○沖本建設部建築担当次長

いわゆる高齢単身者向けの住宅と、いわゆる家族で住まれる一般向けの住宅という2種類がございますが、5月末の時点で、用途廃止等で入居停止している住宅を除き、一般向け住宅の総戸数は381戸で、入居者は326世帯となっております。

同じく単身向け住宅の総戸数は73戸で入居者は69世帯となっております。また単身、一般どちらでも入居が可能な住宅、いわゆる併用住宅と申していますが、併用住宅に関しましては総戸数が266で入居者数は196世帯となっております。

以上でございます。

○田中委員

思ったより入居が高いんだなっていう部分で思いましたが、併用についてちょっと下がってきているかなっていう部分を感じるところではあるんですが、最初にちょっと課題として入居者の中での管理が難しくなっているっていう部分がちょっと起きているのではないかという懸念があったんですけど、そういったことが起きている住居っていうのは市営住宅の中でどれぐらいあるものなんですか。

○沖本建設部建築担当次長

入居者の方から、管理がしにくくなったというお話をお聞きすることもありますけど、どれぐらいの住宅というのは具体的には把握しておりません。

○田中委員

実際そういったことが起きているところがあるかなというところで、ちょっとお聞きしてみるんですが、いわゆる高齢者単身、家族一般という部分と併用という部分がある中で、例えば高齢者単身とかでいうと、高齢化していくとやっぱりちょっと敷地内の草刈りもみんなでは無理かなということも起きてくると思うので、今その高齢者単

身の制限の部分が60歳からという部分だと思うんですけど、何かそういったものを市営住宅に入居できる余裕があるのであれば、ちょっと条件を緩和して若い世代も入れて、その代わり敷地内の草刈りと管理等に協力してもらうみたいなのをやって、改善しながら入居率を上げてできないかなと思うんですが、その条件的な部分は光市独自で変えられるものなのでしょうか。

○沖本建設部建築担当次長

先ほども少し触れさせていただいたんですが、以前は一般向け住宅、単身向け住宅というふうに明確に分けておりましたけども、昨今は併用住宅どちらでも入居が可能でというような住宅も設定をしておるところでございます。
以上でございます。

○田中委員

併用がある中で、例えば先ほどの高齢者単身の部分での年齢制限とかを下げたりとかってというのは可能なものなのでしょうか。

○沖本建設部建築担当次長

高齢者いわゆる単身向け住宅の高齢者世代、現在60歳以上ということで設定をしておりますけども、国の方針の中で単身向け住宅については独自に設定は可能であるというふうに、市町村独自で設定は可能であるとしておきながらも、基本とすれば50歳以上というふうな国の指針が一つあります。
以上です。

○田中委員

今国の指針が50歳以上って聞こえたんですけど、50歳以上っていいことですか。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○沖本建設部建築担当次長

単身住宅の年齢制限についてですが、すみません、私、勘違いしておりました。50歳ではなく、市独自で定めるものでありまして、何歳でも構わないというものでございます。
以上でございます。

○田中委員

分かりました。光市の市営住宅の入居率とか、入居者の状況によって変わってくるとは思うんですけど、せっかくある市営住宅、資産等を考えるなら、やっぱり活用していただけたらと思っておりますので、他市の事例等もちょうと私も勉強してみますので、その中でどういったことができるのか考えていきたいと思います。確認が

できましたので、ありがとうございます。

○井垣委員

国道の交通標識は国の国交省の管轄だそうですけども、県道とか市道とかの看板みたいなのは道路の管轄ですか。

○山本道路河川課長

県道の道路標識につきましても国の道路標識と同じ考えで、道路管理者が管理するものということになりますので、県ということになります。

以上でございます。

○井垣委員

国道なんですけど、浅江のところの「ひかりソフトパーク」とかいう大きい看板があるんですけども、真っ白なんです。すごく目立つので、撤去したほうがいいんじゃないかと思うんですけども、ちょっと一回見ていただけないでしょうか。

○山本道路河川課長

国道にある標識のうちでも、道路占用によって占用者が設置してあるものもございしますので、その辺も含めて一度確認してまいりたいと思います。

以上でございます。

○井垣委員

ありがとうございます。それと、今こちらから島田方面の草刈りがまだ完了していませんけども、とってもきれいになっていまして、ところが草刈った後に本来ならアスファルトで全部埋めて草が出る余裕がないんですけども、そこはひび割れてきて、土が出てきて、それでそこだけちょっと草が地面から出てくるみたいなところがよくあります。

私の虹ヶ浜に住んでいるんですけど、そこでも駅からずっと舗装一応してあるんですけども、草を抜く作業をするときに、そのアスファルト部分が一緒についてきちゃって壊しちゃうんですよ、道路を。それで、ちょこっと草が入っているところをきれいにしたら、そのときはきれいになるんだけど、そのときにちょっとずつ壊れていって草抜きをするたびに、草の集落がどんどん大きくなるという現象があるんですけど。ああいうのはメンテしていただけるんでしょうか。その草がもう生えないように、そこをちょっとコンクリートでやるとか、そういうメンテっていうのはあるんでしょうか。

○山本道路河川課長

舗装の割れ目から草が生えるので、その辺の扱いということの御質問でございます。

市道に関して答えさせていただきますと、舗装のアスファルトの構造部分が傷んでい

るという面も考えられますので、現地を確認の上、適切な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。そういうところがあれば、一度御相談いただければと思います。

以上でございます。

○大田委員

聞くのを忘れていたんですが、東荷一ノ瀬線で測量調査設計で3,000万円ついているんですが、あそこはもう今年度で調査設計が終わって、来年度から工事に始まるというふうに考えてよろしいんですか。

○山本道路河川課長

県のほうからは、今年度から調査設計に入るということはお聞きしているのですが、工事いつから入るというのまでは、まだ確認ができておりません。

以上でございます。

○大田委員

以前はもう調査設計に入っているという答弁もいただいているんですが、今年度から入るわけですね。

○山本道路河川課長

今年度は測量や地質調査、道路の詳細設計というふうに聞いております。

以上でございます。

○大田委員

なるべく早く終わって、あそこも拡幅してもらいたいと思います。

それと、島田市の市道、スーパーアルクの前に新しい歩道ができています、レンガできれいに歩道ができています。あそこの歩道は、すごい変形なんですよ。また、アルクの駐車場から県道に行く線に途中で止まっているんです。あれはどうして止まっているのか、あそこのところがなぜ変形になるのか、歩道というのは大体一定の幅で一定に行っていると思うんですが、そこのところの詳細が分かったら教えてください。

○山本道路河川課長

島田市の商業施設が建っているところの道路、新町6号線や新町下町2号線といった市道の歩道のことだと思います。

これは、ユニバーサル整備事業として、令和5年度に新町6号線、新町下町2号線において、安全に安心して通行できる歩道の整備を目的に、著しい凹凸のある歩道において、歩道部の舗装の打ち替えや外路樹の撤去、縁石の据え替えなどを行ったものでございます。

この範囲でございますが、既設の歩道部について凹凸がないように対応したものでございまして、歩道の状況は既設のまま利用したものでございます。
以上でございます。

○大田委員

市道だから市が管理しているから、そのところの歩道を一定の大きさにできるはずです。また、県道光日積線にぶち当たるように歩道を設置もできるはずなんです、そこがされていない。どういうことなんだろうかと思う。現況をただいろうただけかね、そうじゃないだろうと私は思っているんですが。

○山本道路河川課長

先ほど申しました、令和5年度におけるユニバーサル整備事業における歩道の整備については、あくまで現況の歩道について凹凸をなくす、あるいは外路樹を撤去する、といった整備を行っております。
以上でございます。

○大田委員

だから、現況のままでやるんじゃないくて、せっかくユニバーサル整備事業でやるんだったら、県道からアルク側に入るところは、あそこ歩道がないんですよ。あそこ歩道がないから車が主に通ると、危ないですよという考えが出てくるはずなんです。それが現況のままでからやってない。また現在の歩道も、大きいところは3mぐらいあるところがあると思えば、2mぐらいのところがあると。現況のままでやるんじゃないくて、せっかくやるんだったら、人が通りやすいようにするのが、私はユニバーサルデザインだろうと思うんですが。
また市がそこで計画してやるんじゃないたら、それをするべきだろうと思うんですが。あくまで現況を直すんじゃないくて、通りやすいようにするのが当たり前と思うんですが、その見解をもう一度お聞かせください。

○山本道路河川課長

歩道が整備されていないところということでございましたが、島田市中心線、これは県道ではなくて、市道の島田市中心線だと思います。これから新町2号線に入るところの部分、一部歩道ができていないところ、このことを言われるのだと思っております。
この歩道の整備をという御要望ですので、その辺は貴重な御意見としてお伺いしておきたいと考えております。
以上でございます。

○大田委員

県道光日積線じゃないですかね。私が勘違いですかね。

・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

ファミマとファノスのところに出る市道にぶつかるところが、途中でアルクの前のところを新しくやっている、切れているんですよ。やらない何か理由があるんですか。

○山本道路河川課長

御指摘の箇所につきましては、そこに隣接する建物の所有の方の土地の利用もありますし、また、幅員としてはございますので、今のところ整備事業等の予定はございません。

以上でございます。

○大田委員

幅員となるとアルク前からアルクの駐車場に向かって幅員が狭くなっているところがあるんですよ。あそこは幅員があるんですか。

○山本道路河川課長

通行に支障があるかどうか、安全に通行できるかどうかという視点から捉えれば、現状の道路ということで特に支障はないかというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

支障がないのであったら、ファノスの前のところに出る歩道そのまま出ても支障ないじゃないですか、そうすると。現況がアルクの前のところが膨れているところも支障がないと。それよりも元ファミマの前ところに出るところが狭くなっているんです、歩道が。そのままで出しても別段、車道の通行には妨げならないんじゃないんですか。

○山本道路河川課長

今、委員さんがいろいろ御意見等を言われたことに関しては、御意見として受け止めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大田委員

頼みますよ。あそこは歩道そのまま延ばして、アルクの前の車道が少し狭くなったところを直線で結ぶようにやってください、お願いしておきます。

それと、今先ほどから随分出ているんですが、草刈りをされた後の歩車道境界ブロックとか側溝があるところなんかは、もう草刈ってもそのまま泥が残っていたり、全く水路の役目、側溝の役目が果たしていないところとか、歩車道境界ブロックの横に泥

が溜まったりしているところが随分あるわけです。そのところをどういうふうに考えておられるか教えてください。

○山本道路河川課長

歩車道境界ブロックの周辺に泥が溜まっているというところがございます。その辺りは現状を確認の上、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○大田委員

対応を検討されるということで除去をしてくれるんだらうというふうに、よい方向に思っていますから、ぜひよろしくお願いします。

それと、大変ありがたいことに雨が降ったときなんか竹や木なんかが道路のほうに、車道のほうに垂れ下がってから除去してくださっておられます。大変ありがたい。通行の邪魔になるから言って切ってくださるのはありがたいことだと思っておりますが、そのときの作業についてのマニュアルとかいうのはできているのでしょうか、どうでしょうか。

○山本道路河川課長

道路の維持作業におけるマニュアルを作っているかどうかという御質問でございます。光市として独自のマニュアルは作ってはおりませんが、類似の事例のマニュアル等を参考にしながら、安全の確保に努めているところでございます。以上でございます。

○大田委員

大変ありがたいことですが、そのときの作業員の方の安全もしっかりと頭に入れられて、作業するときはどうしたらいいかというようなほうを、作業員の方にもよく伝えてから作業していってもらうようお願いいたします。

それと市営住宅の件なんです、今、旧光総合病院の空き地が大きく空いています。その横に幸町の市営住宅があるんですが、築何年ぐらいたっていますかね。

○沖本建設部建築担当次長

幸町住宅につきましては、経過年数57年から59年となっております。以上でございます。

○大田委員

その入居率というのはどのくらいになりますか。

○沖本建設部建築担当次長

幸町住宅の管理戸数につきましては、現在42戸で入居世帯は30世帯でございます。

以上です。

○大田委員

あそこの42戸が30世帯も入っておられると、でも築後が57年から59年、約60年たとうとしております。あれは確か木造モルタル住宅じゃったですね、違いますかね。何じやったですかね。

○沖本建設部建築担当次長

コンクリートブロック造になります。

○大田委員

全戸コンクリートブロック造ですか。

○沖本建設部建築担当次長

建物自体がコンクリートブロックで作られております。
以上でございます。

○大田委員

コンクリートブロックの耐用年数は。

○沖本建設部建築担当次長

簡易耐火構造という構造になるんですが、耐用年限は公営住宅法では45年となっております。

○大田委員

45年と、それから10年以上たっているということでございます。そこで住んでおられる方には申し訳ないんですけど、退去を願うて、旧光総合病院と今の幸町の住宅を1戸にして、あそこに市としてか民間としてかどっちでもいいんですが、あそこを自治体の要するに拠点の一つとして、何かをするという計画はお持ちでしょうか、ないでしょうか。

○沖本建設部建築担当次長

今のところございません。
以上でございます。

○大田委員

私はせっかくああいうような大きな空き地があるんだから、一緒にして一つの計画を持って練り上げてやってもらいたいと思うんですが、土地の所有は病院と市の土地でございます。でも一緒にの病院局も市の直営でありますから話はできると思いますから、

ぜひともそのところを考えられて計画を練って、まちの発展のためにいろいろやっ
てもらいたいと思っています。よろしくお願いします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

6 都市政策部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第50号 光市都市公園条例の一部を改正する条例

説 明：北川都市政策課長 ～別紙

質 疑

○大田委員

すみません、52ページにシャワーと洗濯機と乾燥機の旧が200円、200円、200円と1回ずつ書いてあるんですが、新も200円、200円、200円と書いてあるんですが、どこが変わったんでしょうか、教えてください。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

この条例の改正につきましては、51ページの新旧対照表で、旧のほうには1から14までと、シャワー、洗濯機、乾燥機がございますけれども、1番から14番までを削除するものでございます。

以上でございます。

○大田委員

ということは、1から14番までは無料ということですか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

1から14番までにつきましては、市所有の施設器具を廃棄する一方で、指定管理者の自主事業として施設器具を整備することで、利用者のニーズに応えようとするもので、市の備品は廃棄し、指定管理者において、自主事業として、それに代わる機器を準備するものでございます。

以上です。

○大田委員

今まで1番から14番までは市が持っておったのを、それを全部廃棄して指定管理者が新しくすると、指定管理者が新しく値段を設定するという解釈になるわけですか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

廃棄するものにつきましては、指定管理者が準備するのですが、利用料金につきましては、指定管理者から申請があり、市が承諾をして料金を決定することになります。指定管理者が勝手に定めるのではなくて、市に承認申請が出て、市が承諾して料金を決定することです。

以上でございます。

○大田委員

例えば、テントなんかまだ使えるのに、それは廃棄という考えになりますよね。それとも無料で指定管理者に譲るという考えですか。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

テントにつきましては、オートキャンプ場がオープンした平成14年に購入したもので、購入後20年以上たっておりまして、老朽化も進んでいることから、指定管理者において新しいものを準備して貸し出すということでございます。

そして、料金につきましても、仕様が一緒であれば、例えば6人用のテントであれば、指定管理者が準備した6人用のテントについても、同じ金額で貸し出すこととしております。

以上でございます。

○大田委員

だから、単純にいうと1番から14番までは廃棄と考えるんでしょう。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

1番から14番まで廃棄するものでございます。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

報告：①令和6年度光市下水道事業決算見込みについて

説 明：中本下水道課長 ～別紙

質 疑

○新見委員

それでは、コミュニティ交通についてお伺いいたします。本市では、交通弱者の生活支援体制を強化することにより、地域経済の活性化のための新たな需要の創出や、地域コミュニティへの再生を図ることを目的に、コミュニティ交通事業が展開されております。公共交通の縮小や高齢化が進行する中、住民の移動手段を確保するこの事業の重要性は、今後、ますます高まるものと認識しております。

一方で、事業の運営においては人口減少や高齢化、運転手自体の高齢化による担い手不足といった課題も顕在化してきております。こうした現状の課題について幾つかお尋ねいたします。

現在、コミュニティ交通事業を実施している地域は、どこで何団体が運営に携わっているのか、お示してください。

○秋山公共交通政策課長

委員お尋ねのコミュニティ交通の実施団体でございますが、現在、室積伊保木地区の「いおき楽々会」、それと三島地域の「三島おたすけネット」、この2団体が現在コミュニティ交通事業を実施しております。

以上でございます。

○新見委員

ありがとうございます。現在、2団体が活動しているということなのですが、利用者数の推移や実態把握のための定期的な調査が行われているのか、また、されているのであれば、具体的な数値をお示してください。

○秋山公共交通政策課長

利用状況等の確認でございます。こちらにつきましては、各団体より毎月、運転者や利用者数などの運行実績の報告を受けております。

ちなみに、令和6年度の状況でございますが、「いおき楽々会」では、61日の運行で延べ82名、「三島おたすけネット」では53日の運行で延べ411人がこのコミュニティ交通を利用されております。

以上でございます。

○新見委員

利用自体の把握が適切に行われていることを確認しました。今後もデータを活用して、より利用しやすい運用のほうをお願いいたします。

続きまして、地域全体、また、運転手の高齢化が進む中、担い手不足といった課題に対して、本市としてはどのような対策を講じているのかお尋ねいたします。

○秋山公共交通政策課長

運転手の対策でございます。こちらにつきましては、委員も仰せのように、運転手の担い手不足といったものが大きな課題となっております。

そうしたことから、令和7年度から地域の助け合いによる取組を支援し、各団体が今後も継続的に活動できますよう、運転手の年齢要件につきまして、これまで70歳未満としておりましたものを、70歳到達以後に自身の過失による事故や違反を起こしていないといったことを条件としまして、75歳未満まで引き上げたところでございます。

以上でございます。

○新見委員

年齢のほうを拡大しているということで、少しでも担い手不足の解消が進めばいいな

と思っております。引き続き、地域と連携して、より実効性のある対策の強化をお願いいたします。

続きまして、車両維持管理、整備更新等についてですが、費用の負担について、現状どの程度の費用が必要となっているのかお尋ねいたします。

○秋山公共交通政策課長

コミュニティ交通事業につきましては、市が車両を用意いたしまして、各団体へ無償で貸出しを行っており、運行に要する経費につきましては、各団体側で御負担をいただいておりますが、それ以外の車検や修繕などの維持管理費用につきましては、市が負担をしております。

なお、令和6年度の速報値でございますが、車検やタイヤ交換で約10万円を市から支出しております。

以上でございます。

○新見委員

費用の現状を承知いたしました。財政負担が増加傾向になることも踏まえ、長期的な視点でのコスト縮減策や効率的な維持管理の工夫を、今後さらに進めていただきたいと思います。

本市において重要なコミュニティ交通事業は、今後も地域の実情に応じた持続可能な仕組みとして発展していきますよう、引き続き市の積極的な支援と柔軟な対応をお願いいたします。

以上になります。

○萬谷委員

1点だけ。光駅について、光駅の拠点整備について本年度基本設計の修正やバリアフリー基本構想の策定に取り組む予定となっていると、そして、その中でバリアフリー基本構想につきましては利用者アンケートなどを行ったと、今回の答弁でお答えいただいたと思っております。

その一方で、基本設計の修正を行う中で、新たな取組を検討しているものはあるのかどうか、市民の注目も高い事業でございますので、いろいろと聞かれるんですね。そういうところで、何か新たな取組、今の時点で話ができるものがありましたらお知らせください。よろしくお願いします。

○北川都市政策課長

光駅の関係で、新たな取組はあるかというお尋ねでございますけれども、利用者の方から、駅での思い出を集めるような取組を実施する方向で今、検討をしておるところでございます。

集計した思い出につきましては、駅の周辺広場などの利用方法の検討など、基本設計の修正に反映していきたいと考えております。なるべく回答とか集計の負担が少なく

なるように簡易な方法で行いたいと考えておりまして、現在、オンラインによる集計回答を軸に検討しているところでございますけれども、具体的な内容については現時点では未定でございます。なるべく早めに内容を固めて実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

了解しました。思い出といたら、大分昔からの思い出があるんだろうと思いますし、そういう意味で新しい駅にそれを反映させていくという重要なことだと思いますので、先ほども言いましたように、いろんなところから聞いて、一般質問の制度改正のときも、あと5年ぐらいかかっている話なので、大分市民から声が聞こえなくなったというのもありますので、そういう意味で市民の関心をつなぐというか、そういう意味も含めていろんな手法を取り入れてもらいたいと思っております。今の部分も、ウェブでやるとか聞きましたけども、いろんなPR等をいろんな人から集められるようにPRしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○田中委員

公共交通の状況についてちょっと確認ができたと思うんですが、新年度が始まったという部分もございますので、まず、光駅から光高校に向かう防長バスの状況について、特に朝どのような状況にあるのか報告いただけたらと思います。

○秋山公共交通政策課長

光駅から光高校方面向かうバスの状況でございますが、昨年より防長交通にも多大なる御尽力をいただきまして、バス車両の大型化や便数の増便といったことにより大幅に改善されており、事業者からも定期的に報告をいただいておりますが、現時点にて円滑に運行されているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。円滑に行っているということで理解しました。もう一つ、ぐるりんバスの状況について確認させていただきたいのですが、一部で乗りこぼしがあったということが課題であったんですが、その中で追走便等の対策も考えられるということになっていたと思いますので、今、その対策状況についてお聞きできたらと思います。

○秋山公共交通政策課長

ぐるりんバスの満車対策に関するお尋ねいただきました。昨年度より、周南近鉄タクシーにより運行されております、ぐるりんバス路線、こちらにつきましては、委員仰せのように昨年度、いわゆる満車で乗車できないといったことが数回ございました。

そうしたことから、今年度からは、こうした満車時における対応としまして、周南近鉄タクシーが保有する車両を使いまして、乗車できなかった方に対応する、いわゆる追送便というものを新たに導入したところでございます。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。対応しているということであります。その中で一つ確認をさせていただきたいんですけど、いわゆるコミュニティバスするとき大体1人1枚で200円の高齢者の補助事業の部分で乗れると思うんですけど、タクシーで後ろに来たときにはどういった支払い方法になるのか、そのあたりを確認させていただけたらと思います。

○秋山公共交通政策課長

追送便での運賃の関係でございますが、あくまでも路線バスの代替としてタクシー車両を利用しているという扱いになりますので、基本的には路線バス、ぐるりんバスの料金と同じ運賃を利用者は御負担いただくということになっております。

以上でございます。

○田中委員

承知しました。理解しました。ありがとうございます。

次についてお聞きしたいんですが、今ちょうど時期ということもあって、あじさい苑についてお尋ねしたいと思いますが、毎年、割とメディアにも取り上げながら、光の魅力の一つに私はなっているのではないかなと思いますが、現状のあじさい苑の活用について何か、どのように活用されているのかお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

光スポーツ公園のあじさい苑でございますが、今、8分咲きくらいで、今ちょうど見頃を迎えているところでございます。

あじさい苑につきましては、ホームページで週に2回程度、咲き具合等を情報提供しているところでございます。スポーツ公園のあじさい苑以外にも、図書館や文化センター付近のつつじ苑や、浅江神社付近のシャクナゲ苑などもございますので、その辺も連携して対応ができるかどうか、検討しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。ちょうど八分咲きくらいで、いい時期になってきたのかなというところがあって、そのほかの部分、都市公園等の建設部所管の部分でつつじ苑があったり、シャクナゲ苑の花があるよということで、今、紹介もいただいたんですけど、あじさい苑については、テレビとかインターネットの情報にも流れていて、あと観光協会のほうも取り上げてくださっている部分があって、結構観光の力としては結構あるんじ

やないかなと私は思っていて、同じ今、冠山総合公園においては花祭りということで、4つの花を軸にやっているわけなんですけど、この花を光市の中で繋いだら、1年中花カレンダーみたいなのを使ったら、それぞれの季節にこの花が見られるよって繋がってって、フォトコンテスト経済部農林水産のほうで、ひまわりのほうではやっていたりもするんですけど、そういった感じでつつじ、シャクナゲ、アジサイ、この担当だけでもあるという部分で、市の全体的なところの中で建設部所管の花を生かして観光に活かそうよというようなところで、全体感の中でこれを生かしていけないかなと思うんですけど、このあたりで何か取組の考えがあれば教えていただけたらと思います。

○山本都市政策課公園緑地担当課長

ただいまのあじさい苑やつつじ苑、シャクナゲ苑など都市公園などの花につきましても、今後連携してPRできたらと思っております。
以上でございます。

○田中委員

すみません。なんていうか、木を植えて実がなるまでに頑張っってやっていこうという、特産品とかもそうなんですけど、いろいろ取り組むところもあるんですけど、花については本当に現状、光市は過去に植えて、それが花が咲いて実になっているという部分がありますので、しっかりそういったものを活かしていけたらと思いますので、ぜひ観光部門の担当者ともお話をして、ちょっと検討いただけたらと思います。
最後もう一つ、マンホールについてちょっとお尋ねしたいと思うんですけど、マンホールというかマンホール蓋について、今年度マンホール蓋について公募を行いながら、デザインマンホールについて新しい取組を行うということだったので、現状の状況について報告をいただけたらと思います。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

こんにちは。進捗状況なんですけど、すごくタイムリーなんですけど、明日市の広報ホームページを通じてデザイン募集を開始します。すごく期待しております。
以上です。

○田中委員

私も期待しているんですが、ちょうど明日ということなので、それには詳細が上がっていると思うんですけど、本当にこのマンホール蓋が結構、今、ちまたでも話題になっていて、いろんなデザインを活用して観光に結びつけたりという活動をいろいろ行っているところなんですけど、何かこう、光市の特徴的なものがもし取組としてあれば教えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

こちらがどうしても行政発信ではないだけに、市民というか、市内に住まわれる方等々、皆さんが、光市の虹の7色で、7か所というところなんですけど、虹でもいいですし、郷土が誇る偉人、いろんなことに、いろいろな年代の方が思いをはせていただいて、ほんとアッと思えるようなデザイン、アイディアが出ることを、本当心より待ち望んでおります。

以上です。

○田中委員

思いはすごい伝わってくるんですけど、ちょっと詳細はもう市の広報を見て理解をしたいと思います。ありがとうございます。その中でいわゆるマンホールのマンホールカードとかマンホールシールというものも一緒に活用しながら、まちづくりに生かしているところもあって、結構それを集める方もいらっしゃると思うんですけど、市のほうに対してそのマンホールカードとかマンホールシールについて、問合せがあるのかどうか、そしてまたそれについて何かこう、制作をするお考え等があるのかどうかお聞かせいただけたらと思います。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

このデザインマンホールが世にうたわれて大分久しいところにあって、特に近年全国的にキャラクターマンホール等々あって、やはり全国民の注目度がすごく高い、ちまたでは「蓋活」と言われているところであって、そのマンホールカードの収集者というんですか、コレクターがおられて、やはり市の方に問合せ、電話等々また、職員のお子さんが興味を持たれ、職員からもこういったものを発行を市として実施されるのかねということで、来年度のことはまだどうこうという決まったものではないですけど、来年度そういった形で、こういった形で何かしら取組ができたらというふうには思っております。

以上です。

○田中委員

分かりました。答弁聞いているだけでもちょっとワクワク感はしてくるんですけど、そうやって問合せもあって、市民だけではなく外部からも期待があるのではないかと思いますので、その期待にしっかり応えられるように、今後取り組んでいただけたらと思いますので、期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○小林委員

何点か質問させていただきます。令和7年度の光市の高齢者バス・タクシー等運賃助成事業についてお聞きをします。

今年度より、この本事業の内容が一部変更になったというふうに認識をしておりますが、まずこの変更点についてお示しをください。

○秋山公共交通政策課長

高齢者バス・タクシー等運賃助成事業につきましては、これまで以上利便性の高い制度をするため、主に4点、令和7年度より見直しを行っております。

1点目が、同一の世帯内に平日の移動支援が可能な人がいないこと、という要件を削除いたしました。

2点目としまして、助成券の使用開始を昨年は6月1日からとしておりましたが、今年度は4月15日からへと変更をしております。

3点目としまして、前年度交付した方につきましては、新たな申請手続を不要とする申請手続の省略化。

そして最後、4点目としまして、本土と牛島をつなぐ唯一の離島航路であります、うしま丸の乗船を新たな助成対象に加えた。

以上が変更点でございます。

○小林委員

4点の変更点があったということで、これについては、やはり市民の利用というところをより利用しやすくするという観点も非常にあったというふうに思いますので、非常によい点だというふうに私は思っております。

では、今年度こういう変更点を踏まえて、この事業の申請状況についてお示しをください。

○秋山公共交通政策課長

今年度の申請状況につきまして、助成券を交付した人数ということでお答えをさせていただきます。

まず、転出などで対象外となられた方を除き、申請不要といたしました前年度からの利用者、こちらが1,763名いらっしゃいます。これに加えまして、今年度新規に御申請いただいた方が、5月末時点で255名となっており、5月末時点で合わせて計2,018名の方に助成券を交付いたしております。

以上でございます。

○小林委員

申請状況についてよく理解ができました。非常に市民の方も多くの方が使われているというところもありますので、やはり利用条件の緩和をされたということは非常に大きいポイントだったというふうに思います。

では、今後のこの事業を持続的にやっていくということを過程にして、例えば、この本市においての運転免許証の返納状況、これについてまずお示しをください。

○秋山公共交通政策課長

運転免許証の返納状況でございますが、こちらは警察にも確認をしておりますが、光

市民というデータはなく、あくまで光警察署に返納された件数ということでお答えを申し上げます。

こちら令和6年1月から12月までの件数ということになりますが、光警察署管内で65歳以上の方で291名の方が返納をされております。

以上でございます。

○小林委員

免許の返納状況、光警察署の管轄内というところで理解をしています。291名ですね。やはり今後、免許の返納というところは、少し1点しか見ていないので、まだ分からないんですけど、高齢者が増えていくということも考えるとその推察はできますので、やはりこの事業が持続的につながっていくために、社会動向というところをしっかりと捉えて、今後の制度設計のほうに取り組んでいただけたらというふうに思います。

以上です。

○大田委員

下水のマンホールの補修工事で、年間約40か所を補修して回っておるというふうにお聞きしておるんですが、その40か所は、地区はどこから始めてどこで終わろうとしているのか、まず今年はどこ地区をやろうとしておられるのか教えていただきたいんですが。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

どこから始めてということではございません。東から始めて西へ向かうということではないんですが、全体をいわゆる今ストックマネジメント入っております。何千枚という蓋の中で設置年数、あと腐食状況を見て、一番劣化がひどいというか、腐食状況が悪いというか、もう交換時期に来ている、耐用年数が来ている、その辺を見ていて、箇所というか、ある程度、そうは言いながらもエリアを決めて進めていっております。

今年度に関しましては、浅江地区の国道188号光駅前付近から西の河原付近までと、県道徳山光線浅江出張所付近から浅江中学校付近などの48か所、48枚を予定しております。

以上です。

○大田委員

今、光駅から西の河原、浅江中学校、計48枚というふうに言われたんですが、それでそこに、大体それが48枚というのは、その箇所ですべて全部ぐらいなんですか、それともどのぐらいの、何パーセントぐらいの枚数になるんでしょうか、教えてください。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

今、浅江地区をということで当初3月の予算説明では説明させていただいた、浅江地区で、劣化がやっぱりこうひどいところ、38枚は今の浅江地区、残りなんですけど、これは光井地区、これも同じ、同じじゃない、失礼しました、県道光柳井線になります。光高校前付近です。劣化状況ひどいところが、現地調査にて分かったので、この取り替えを含めて、その48枚でございます。

以上です。

○大田委員

今、浅江と光井地区で48枚とかいうふうに言われたんですが、そうすると重点的にはあそこをやる、ここをやるではなくて、悪いところの中の浅江と光井をやるというふうに感じておるんですが、そうすると、あちこちいっぱいあるんですが、それなんかを言ってこられたら、それをすぐ対応するようになるんでしょうか、どうでしょうか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

言ってこられたらすぐやるかというか。基本、令和5年度に出来上がったストックマネジメント5か年の中で、計画を立てて行って、改築、マンホール蓋のみならずですけど、マンホール蓋に関して言えば、ある程度のエリアを決めて行っています。浅江地区をこのたびは中心ではあります。

住民等と、道の相談室も含めてなんですけど、いろんなところから情報が入ってはきます。現地の調査はします。交換の必要がありと、こちらが判断すれば交換をいたします。

以上です。

○大田委員

マンホールの蓋ですかね、あれは結構段差があるところ多々見られるわけです。だからそれに対して一応補修を回ってくださーいというようなお願いさせていただいたら、大体年間40か所を目途にやっておられるというふうに、いろいろ考えて場所考えてやっておられるというふうな答弁だったので、こういうのをお聞きしたんですが、だから地区ごとにやるんじゃないくて、どこがそんなに傷んでおるとかいうのも、優先的にやっておられるという考えのほうがいいんでしょうかね。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

質問をお返しするわけではないんですけど、蓋と蓋の周りの舗装の上がり下がりと一緒にしておっしゃってませんかねって、ちょっと思うんですが、舗装は舗装修繕で行います。

あくまでも蓋に関して、蓋の耐用年数がきている。蓋のがたつき、あとは蓋を点検等で開け閉めをします。開け閉めをするときにロック機能であったり、あと蓋自体の構造に簡単に抜けないようになっているんですけど、それが腐食をして抜けるようであれば、その蓋を交換しないと等々の調査を、いろんな業務の中での調査も含めて、職

員の点検も含めて行って修繕を行っているのが蓋の取り替えです。

それとは別に段差がある等々の分は、蓋とは別に舗装の修繕という形で行っていますので、このマンホール蓋の補助、単独を用いた取り替え、交換、改築とは別物とお考えいただきたいと思います。

以上です。

○大田委員

ああ、そうか。当然、我々が一般的に思うのは、要するに一般道とマンホール蓋の高さ、蓋そのものが傷んでいるかどうかというのはそこまで私どもは素人目で分からない。当然マンホールの高さとは舗装面が段違いになっているということを、一応想定の下にお聞きしておいたわけなんです。

マンホール蓋そのものというのは、そこまで一般市民は分からないから、そうなりと当然その段差の解消というのを行ってもらわなくてはいけないというふうに思っておったから、そのつもりでずっと質問させていただいておったわけなんですけど、どうも行き違いがあったらしいんですが、その段差の違いなんかはどういうふうにされているんでしょうか。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

下水道施設に起因するものであれば下水道課のほうで舗装修繕を行います。そうでなければ下水道では行いません。

以上です。

○大田委員

ほとんどがマンホール蓋が固定されておって、その周辺の道路が陥没じゃないが低くなっているところが割合多いわけです。マンホールの蓋が下がっているというのはほとんどなくて、マンホール蓋が極端に言えば飛び出ているというふうに、ほとんどがそうになっている。そやからその段差の解消をどのようにされているのかというのを、お聞きしたいんです。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

ちょっとほとんどがそうになっているとおっしゃられるとショックなんですけど、そういうつもりで職には当たっておりませんということをお返ししたいのと。

舗装の修繕というのは、現地を見てほかの埋設物に関するものであれば、そこでも協議をします。もうそこに下水道管しかないということで、下水道管に起因してマンホール周囲が下がることであれば、舗装の修繕。舗装の修繕はオーバーレイをかける、いわゆる合材をかけてならずというやり方と、舗装自体が劣化していれば、ある程度影響範囲の部分の舗装を切って舗装を打ち直す。もちろんその前に下地の処理、不陸調整という、もう一回砂利を敷いて敷き詰めて、転圧をして合材をかけるという形での舗装修繕の方法であります。

以上です。

○大田委員

ほとんどというのは、要するに段差があるところのほとんどです。全部が全部段差があるとは言っていない。そのところ、下水のマンホールの周りが段差があると、そのところを言っているだけで、その補修工事はどのようにされているのか、マンホール自体の改修ではなくて、道路の改修、補修を言っているだけで。

そのところに対して、私が今まで聞いておったのは、私の聞き方が悪かったのかも分かりませんが、40か所程度をマンホールの蓋の補修をするというふうに言っておられたんですが、私の聞き方が悪かったのでしょうか、マンホールの周辺の段差を改修するのはどういうふうにされているのですか、どういう順番でやっておられるのかというのをお聞きしておただけです。そのところはどういうふうになっているかと言ったら、いろいろそういうふうに言われているんですが、大体そういうふうな段差になっているところが多いと感じているわけです、走りよって。

そのところ、あまり感じておられないみたいな感じ、感じておられないように思っているんですが、走りよったらすぐ分かるんですが、その補修舗装工事を、なるべく早くやってほしいと思っているわけです。そのところはどういうふうに思っておられるか教えてください。

○弥益下水道課下水道技術担当課長

公営企業会計において限られた予算の中で舗装補修修繕を行ってまいります。私どもの、何と言いましょ、そういうふうに委員さんとらまえられるということであれば、私どももいま一度、よく現地も確認しないといけないのかなというふうには思っております。した上で必要と思われる修繕、舗装修繕を行っていきたいと思います。

以上です。

○大田委員

そういうふうになっているから、なるべく現地に走りよっても分かると思うので、舗装補修をしていてもらいたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

そして、次に今頃移住、定住とかいろいろ言われているんですが、今、光市民で小さなお子さんをお持ちの方は、今、光市にとって遊び場がないというふうによくお聞きするんです。今、県でも下松でもインクルーシブの遊具、あれをやっておられて、また幼児用プールも光市には今ないんで、昔は大和町時代にもあったんですが、今、光市全体にはないということもあって、子供の遊び場がないということでよくお聞きしているんですが、光市としてそういうような今後の遊具、プールなんかはどういうふうを考えておられるか教えてください。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○北川都市政策課長

遊び場インクルーシブ遊具であったりプールであったりということで、子供の遊び場というお尋ねでございますけれども、こちらにつきましては、光市こども計画というのを昨年度、策定をしたと認識しております。

その中で、そういった整備についても、記述があるはずと認識しておりますし、また都市政策課においても、公園長寿命化計画という中で、例えば遊具についても一定の整備を行うという予定としておりますので、そこら辺を全体を勘案しながら整備は進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

それいろいろ計画があって、それに進んでおられるというのは分らないんですが、できるだけ早く、要するに子供さんの遊び場があるということに対して、移住定住やいろいろ言われております。子供さんが生まれてから遊び場がないから作らないという声もお聞きしております。

それに対して、やっぱり、下松が現在恋ヶ浜にも作っておられるし、県もいろいろ大きな遊具やら作っておられるということに対して、光市もそういうような移住定住なんかを進めて、「おっばい都市宣言」なんかもされておられるので、せっかくだから、それに子供に優しい遊び場ということでもって、せっかくこども計画やらを作っておられるんじゃないかと、そういうような都市政策として、公園のほうに作られるのが、私は筋じゃなかろうかと思うんですが、もう少し前進的なお答えをいただきたいと思うんですが、もう一度お願いしたいと思います。

○北川都市政策課長

前進的なお答えをという問いではありますけれども、当然、市民の声ということで、そういったものを整備してほしいというのは、確かにあるのかもしれませんが。繰り返しにはなりますが、本市ではいろいろな計画に基づいて事業を計画的に進捗しております。繰り返しにはなりますが、こども計画や長寿命化計画に基づいて、着実に事業を進捗していきたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

まあそういうのはいろいろあるんでしょうが、せっかく「おっばい都市宣言」とか子供に優しい政策やらということで、こうなっておられるので、ぜひともそういうようなことを考えられて、子供の遊び場、インクルーシブやら、プールなんかは、あったほうが絶対子供のためにはなると思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

続いて、バスのことについてお聞きしたいんですが、現在、この間不幸にも事故を起

こされた車は、まだ修理中だということでございますが、いつ頃復帰できるのでしょうか。

○秋山公共交通政策課長

委員仰せのように、今回事故を起こしました車両については、現在、修理工場のほうで修理が行われているというふうな報告が受けておりますが、実際にいつ戻ってくるかといったところまでは、まだ報告が受けておりませんので、現在は未定というところでございます。

以上でございます。

○大田委員

もう事故が起きてから約2か月ぐらにかかる。いまだに報告を受けていないというのは、ちょっとどうかなと思うんですが、そのところで請求とかいうのはされているんでしょうかね。

○秋山公共交通政策課長

こちらにつきましては、メーカーと適宜状況等の確認をいたしております。

やはり今回の修理はかなり大規模な修理になっておりまして、表面的に見える部分だけでなく内部構造にも及んでいるというふうなことをお聞きしておりまして、かなり修理に時間がかかっているということで、現時点で具体的にいつ戻ってくるというところまでは、まだ言えないというふうなことで報告を受けております。

以上でございます。

○大田委員

2か月近くたって言えないと。たしか新車で入ってきたはずですよ。部品がないとかいう問題じゃないと思うんですが。

○秋山公共交通政策課長

こちら、先ほど申しました修理が大規模にかかっているということでございますけど、実際にいろいろ分解しながら修理していく過程で、新たにいろいろ部品の損傷であったりということが発見されるというようなことをお聞きしておりまして、表面で見える部分だけではなくて、あくまで修理過程の中でいろいろ分解しながら、そういう過程の中でいろいろ損傷が見つかってくるといったことで報告を受けておりまして、そうしたことからかなり時間を要しているということで報告を受けております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると保険の適用はどうなるんですか。

○秋山公共交通政策課長

今回の事故に関しましては、基本的に全額保険の対象ということで聞いております。
以上でございます。

○大田委員

どのくらいかかるか、それも分からないの。

○秋山公共交通政策課長

こちら金額でございますが、あくまで保険会社からおおよその概算として聞いている金額にはなりますが、二、三百万円程度かかるという話を聞いております。
以上でございます。

○大田委員

まあ、普通の修理を頼むんとは全然違うように思うんですが、ふつうは見積りを取って、それで出してそれで工事をやらせてもらって、あっ、これがいけんじゃったねというのが出てくると思うんですが、まだ検査をしておる段階ですか。

○秋山公共交通政策課長

こちらについて繰り返しにはなりますが、現在修理を行いながら、当然点検も行いながら進めているというところでございまして、特に、このマイクロバスに関しましては、市民の皆様に乗車いただくといったことがありますので、万全を期していただくということでお願いしているところでございます。
以上でございます。

○大田委員

これは自動車メーカーのほうに送っているんですか、それとも修理工場に送っているんですか。

○秋山公共交通政策課長

当該車両については、現在メーカーのほうの修理工場に送っております。
以上でございます。

○大田委員

なるだけ早い修理をしてもらいたいと思っております。またその事故当時、3時頃事故を起こされて、すぐ運行会社から連絡があり3時10分頃に市の職員が2名現場に行きましたという答弁をいただきました。そのとき警察も一緒に行っているというふうなことをお聞きしたのですが、間違いないですね。

○秋山公共交通政策課長

こちらにつきましては、一般質問の際、部長が申しましたように、職員が現地に赴くとともに警察のほうも来られて、現場検証等に当たっておられたということでございます。

以上でございます。

○大田委員

時間はたしか3時10分頃行っているというふうにお聞きしたんですが、間違いありませんね。

○秋山公共交通政策課長

市の職員が通報を受けたのが3時10分頃、現地に到着したころには、すぐ警察のほうには運行事業者のほうから連絡をされておりましたので、もう警察は既に到着をしていたという状況でございます。

以上でございます。

○大田委員

だから3時10分頃行っていたと。もう一遍聞きますよ、3時10分頃には現地に行っていたと、市の職員が2人。間違いありませんね。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○大田委員

ひょっとして時間的に勘違いしているんじゃないかと、私は思っているんですよ。私が3時40分から50分頃そこを通過したときに、誰もおられなかった。運転手の方は、歩車道境界ブロック上に座ってうなだれておられて、バスは歩車道境界ブロックの上に乗上げたままで、自主的に住民の皆様やら通行する皆様が自主的に片側交互通行をしておられたんですよ。だからひょっとして勘違いされたんじゃないかなと思って、何遍もお聞きさせてもらったんですよ。それは、今、大田さん一人そういつているんじゃないから証明できるか言われたら、そのときに交通事故を起こしていたんなら別でしょうけど、幸い交通事故が起こらなくて片側通行で通行させていただいたんです。だからそのところはちょっと私も3時40分から50分の大体そのくらいのところをそこを通っているわけです。だからそのところを、市のほうも少し時間的に勘違いされたんかなと思って、お聞きしたわけです。

○秋山公共交通政策課長

時間につきましては、先ほど申しましたように、部長が一般質問で申しております3時10分ごろに連絡を受け、その後現地に職員が2名でまいっております。当然、現場に向かった後は状況の確認をしておりますが、それに併せてバス路線の継続運行といったことも行っていないといけない。

そうした対策を講じていく必要がありますことから、そのあたりのことを現場と我々が連絡を取り合いながら、また運行事業者とも調整をしながら、当日の運行もごさいますし翌日以降の運行、その辺りも含めて適宜対応をしていったところでごさいます。以上でごさいます。

○大田委員

今そういうふうに言われたら、それは私の通った時間が違うのかも分かりませんが、一応私が通ったのはそのくらいの時間とさせていただいたわけでごさいます。まあ、幸いそのあとの2次被害というのがなかったからよかったんですが、私が通ったときには警察の方もおられなかったというのは確かでごさいます。

今後、そのようなことが起こらないようにいろいろな対策をとられると思いますが、このところ交通事故が不幸にも起こってしまったんですが、今後とも十分そのところをいろいろなことを留意されながら、交通事故が起こらないように市営バスを運行していつてもらいたいと思っています。その運行のマニュアルもいろいろあるでしょうが、そのところもいろいろ考えられて行ってもらえたらと思っていますので、ぜひよろしく願います。